



第4次城陽市総合計画後期基本計画

— 歴史と未来をつなぎ、人をはぐくむ緑のまち・城陽 —



はじめに

1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の構成	3
3. 計画の期間	4
4. 計画策定の背景	5
1. 社会潮流	5
2. 城陽市の概況	7
3. 城陽市の現状と課題	10

基本計画

基本計画の構成	15
SDGsについて	16
第1章 “未来輝く”にぎわいと交流が生まれるまち〔産業、観光、交流〕	17
第1節 新名神高速道路の整備を促進する	17
第2節 東部丘陵地の土地利用を促進する	19
第3節 駅を中心としたまちづくりを推進する	22
第4節 交通ネットワークの充実を推進する	24
第5節 新たな雇用の創出を推進する	26
第6節 商工業の育成を促進する	28
第7節 農業の生産振興・基盤強化を推進する	31
第8節 観光の多様化・広域化を推進する	34
第2章 “生命輝く”安心とふれあいがひろがるまち〔福祉、健康、医療、消防、防災・防犯〕	36
第1節 消防・救急体制の充実したまちをつくる	36
第2節 災害や犯罪を防ぎ、安心して過ごせるまちをつくる	39
第3節 地域の福祉を推進し、市民の自立を支援する	43
第4節 障がいのある人が自立した生活を営む環境をつくる	45
第5節 子育てしやすい環境づくりを推進する	48
第6節 高齢者福祉を充実する	51
第7節 市民の健康を守る	53
第3章 “笑顔輝く”愛着と創造力を育むまち〔教育、歴史・文化、スポーツ〕	56
第1節 学校教育を充実する	56
第2節 教育環境を充実し、健全な青少年を育成する	59
第3節 生涯学習・社会教育を充実する	61
第4節 文化芸術を振興する	63
第5節 スポーツ・レクリエーションを振興する	65

第4章 “生活輝く”自然と調和した快適なまち〔都市基盤、環境〕	68
第1節 魅力的な住環境をつくる	68
第2節 緑豊かなまちを実現する	70
第3節 上下水道の適切な管理運営を図る	72
第4節 安全で快適な道づくりを推進する	75
第5節 交通安全対策を推進する	77
第6節 浸水被害の軽減を図る	79
第7節 環境を守り育てる	80
第8節 ごみの減量と資源のリサイクルを推進する	82
第5章 まちの魅力発信・対話と協働でつくるまち〔広報・市民活動〕	84
第1節 市民参加と協働を推進する	84
第2節 まちの魅力発信を推進する	86
第3節 人権の尊重・女性の活躍を推進する	88
第4節 都市間交流を推進する	90
第6章 健全経営で市民から信頼されるまち〔行政経営〕	92
第1節 適正で効率的・効果的な行政運営を推進する	92
第2節 持続可能な財政運営を実現する	94
第3節 戦略的に行政経営を推進する	97
附 属 資 料	
基 本 構 想	101

はじめに

1. 計画策定の趣旨

城陽市では、平成28年に「歴史と未来をつなぎ、人をはぐくむ緑のまち・城陽」を将来像とする「第4次城陽市総合計画」（以下「総合計画」という。）の基本構想を定め、将来像の実現のために、具体的な施策の方針を示した「前期基本計画」を併せて策定しました。

基本計画は、基本構想の目標年次を見据えた施策の展開を図るため、前期基本計画の取組や社会経済情勢の変化を反映し、5年ごとに見直しを行うこととしています。

本計画は、平成28年度から令和3年度の前期基本計画の成果を踏まえ、令和4年度から令和8年度の5年間の計画期間とする総合計画後期基本計画を策定するものです。

2. 計画の構成

総合計画は、城陽市の将来像を示す「基本構想」、将来像を実現する施策の方針を示す「基本計画」で構成しています。

(1) 基本構想【計画期間 10年間】

本市がめざす将来像と、その実現に向けたまちづくりの目標及び基本姿勢を示すものです。基本構想に示す将来像は、市民と行政が協働して実行することで達成されます。

(2) 基本計画【計画期間 前期5年間、後期5年間】

基本構想で定めた将来像を実現するために、行政や市民をはじめとするまちづくりの主体が何をしていくかを示した計画であり、具体的な施策の方針を示します。

なお、行政が取り組むべき個別事業の方針を示す「実施計画（まちづくり推進計画）」については、別に策定します。

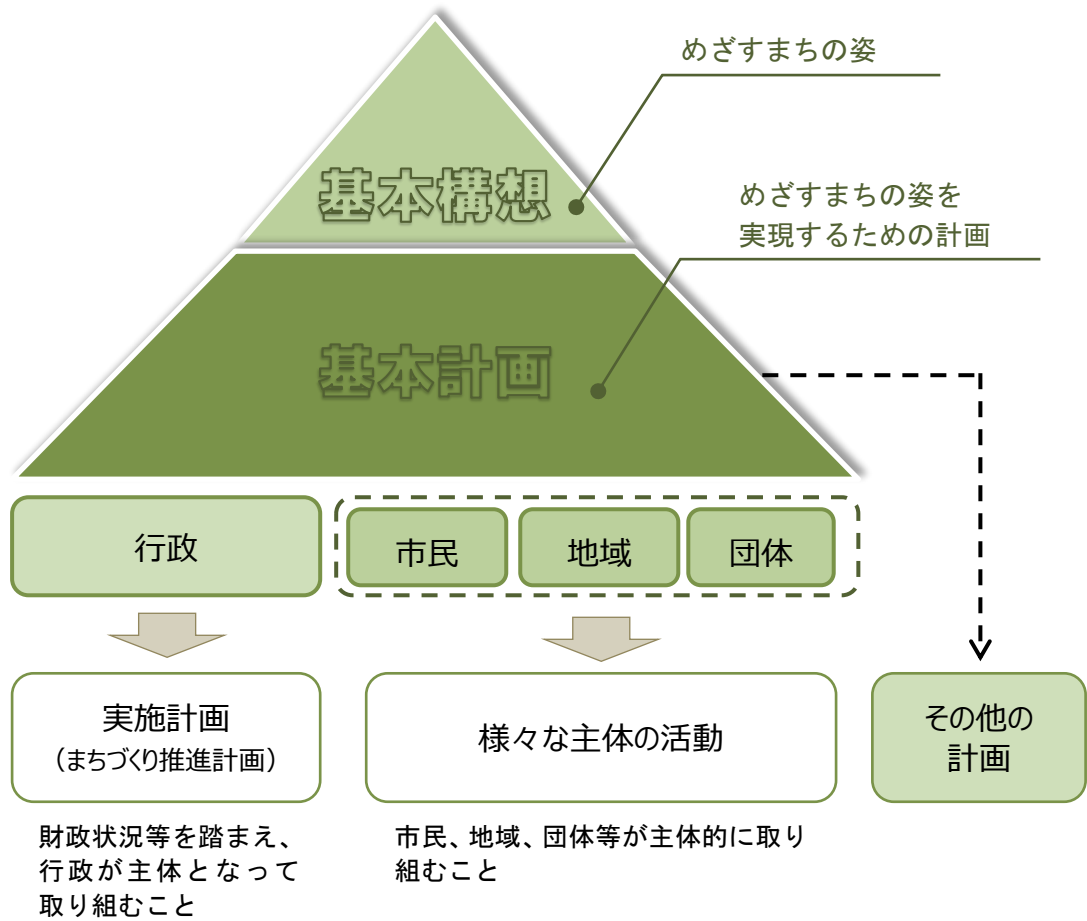


図 計画の構成イメージ

3. 計画の期間

基本構想の計画期間は10年間（令和8年度を目標年次）、基本計画の計画期間はそれぞれ5年間（前期基本計画：平成29年度～令和3年度、後期基本計画：令和4年度～令和8年度）とします。

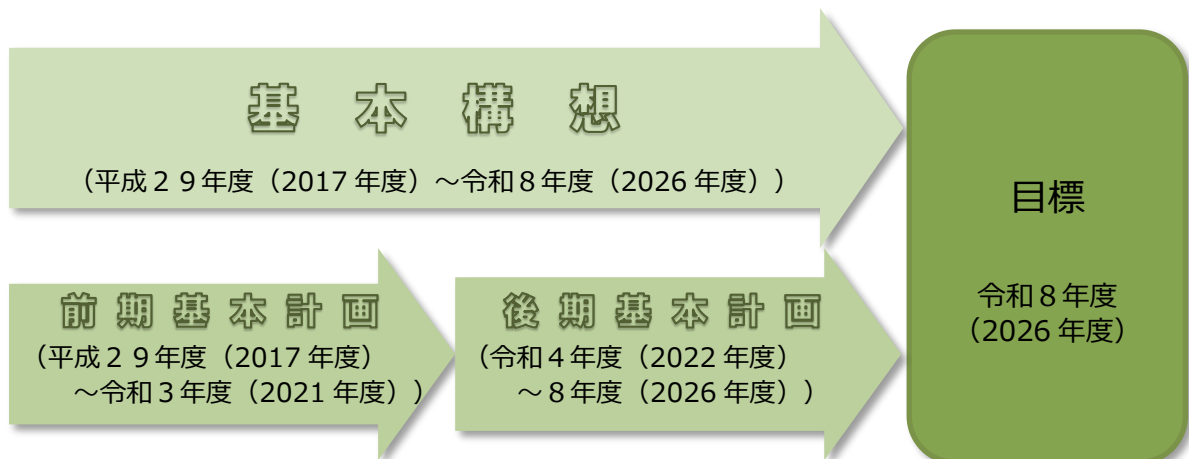


図 計画の期間イメージ

4. 計画策定の背景

1. 社会潮流

(1) 少子化の進行、人口減少と地方創生

我が国の少子化の進行、人口減少は深刻さを増しています。出生数の減少は急速に進んでおり、令和2年には84万1千人と、過去最少を記録しました。また、合計特殊出生率については、平成17年に最低の1.26を記録した後、上昇傾向となり、平成27年には1.45まで回復したものの、その後は低下傾向となり、令和2年は1.34となっています。

我が国の人口は、出生数の減少と死亡数の増加を背景に、平成20年をピークに減少局面に入っており、令和2年10月1日現在の総人口は約1億2千6百万人で、10年連続の減少となっています。また、65歳以上の総人口に占める割合は28.8%となっており、人口減少及び少子高齢化に伴い、我が国の生産年齢人口（15～64歳人口）は、279万人減少しています。

さらに、東京圏への転入超過は、いまだ継続しており、その大部分を、15～29歳（約9万2千人）の若年層が占めています。

こうした状況から、出生率の低下によって引き起こされる人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的に地方創生の取組が進められています。

(2) ポストコロナの経済社会

新型コロナウイルス感染症を機に世界は大きく、急速なスピードで変化しています。グリーン、デジタルなどの分野で進む変化や経済安全保障などの新たな課題は、世界全体の経済構造や競争環境をダイナミックに変えつつあります。

我が国においても、デジタル技術を活用した働き方の変化、環境問題への意識の高まり、地方での暮らしへの関心の高まりなど、未来に向けた変化が大きく動き始めています。

一方で、新型コロナウイルス感染症により様々な課題が顕在化しています。

今後は、ポストコロナ社会に適応した働き方改革や、セーフティネットの強化、経済基盤の強化が求められています。

(3) デジタル化の加速

新型コロナウイルス感染症対応において、地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなど様々な課題が明らかとなったことから、こうしたデジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、「新たな日常」の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）が求められています。

国においては、これまで、データ利活用とデジタル・ガバメントを二本柱として、社会全体のデジタル化が進められてきました。デジタル化は、国民生活の利便性を向上させ、行政機関や民間事業者等の効率化に資するとともに、データの資源化と最大活用、安全・安心、ユニバーサルデザインを考慮した設計等を前提とした人に優しいデジタル化である必要があります。

さらに、近年のデジタル技術の進展は、一人ひとりの状況に応じたきめ細かいサービスを大きなコストをかけずに提供することを可能にしてきました。これにより、多様な国民・ユーザーが、それぞれの状況に応じた、価値ある体験をすることが可能となっており、今般のデジタル改革がめざすデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」が掲げられ、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」が進められています。

(4) 災害リスクの高まりと防災力の向上

発災から10年を迎えた東日本大震災で得られた経験も教訓に切迫する大規模地震災害、相次ぐ気象災害、インフラ老朽化等の危機に対し、市民の命と暮らしを守り、社会の重要な機能を維持するため、「国土強靱化計画」に基づき、自助、共助、公助を適切に組み合わせるとともに、女性、高齢者や障がい者など多様な視点を踏まえながら、ハード・ソフト一体となった取組が求められています。

また、気候変動の影響により激甚化、頻発化する水害や土砂災害への対策として、消防団を含む消防防災力の充実、避難拠点の防災機能の強化、複合災害や熱中症対策など地域特性を考慮した避難所の環境改善、要配慮者避難の促進等、地域防災力の向上が求められています。

(5) グリーン社会の実現

近年、気候変動が一因と考えられる異常気象が世界各地で発生しています。我が国においても、激甚な豪雨・台風災害や猛暑が頻発しており、大きな影響を受けています。平成30年に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）「1.5℃特別報告書」では、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がっています。

我が国においては、令和2年10月に、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「2050年カーボンニュートラル」、脱炭素社会の実現をめざすことが宣言されました。国・地方の双方において、脱炭素の取組に関わるあらゆる政策分野において、主要課題の一つとして位置づけ、必要な施策の実行が求められています。

(6) 福祉・教育ニーズの多様化

少子高齢化の進行に伴い、特に福祉・教育分野における行政サービスのあり方が大きく変化しています。福祉分野においては、生活保護に至る前段階の自立支援の強化を図るための生活困窮者自立支援法の施行や、地域包括ケアシステムの構築をめざした介護保険制度の改正など、さまざまな福祉政策の見直しによる新たな社会保障制度の構築が進められてきました。また、これまでの制度や分野ごとの「縦割り」の考え方や、福祉は与えるもの、与えられるものといったような、「支え手側」と「受け手側」という関係を超えて、地域のあらゆる住民が役割を持ち、住民や福祉関係者が地域づくりを「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

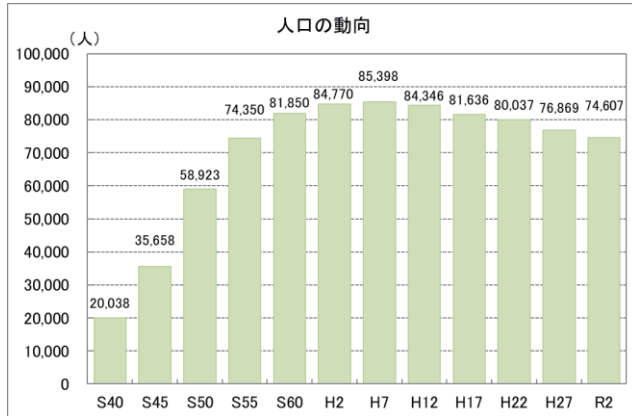
また、教育分野においては、「児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる」GIGAスクール構想が進められており、子供たちが変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成していくことが求められています。

2. 城陽市の概況

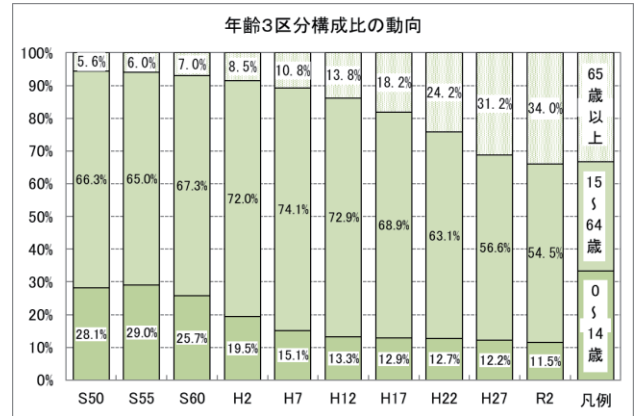
(1) 人口の動向

本市の人口は、昭和40年頃から増加してきましたが、平成7年の約8万5千人をピークに減少に転じ、令和2年には約7万5千人となっています。

年齢3区分別の人口構成比をみると、令和2年では、年少人口比率（0～14歳）は11.5%、高齢人口比率（65歳以上）は34.0%となり、少子高齢化の流れは年々進行しています。



資料：国勢調査



資料：国勢調査

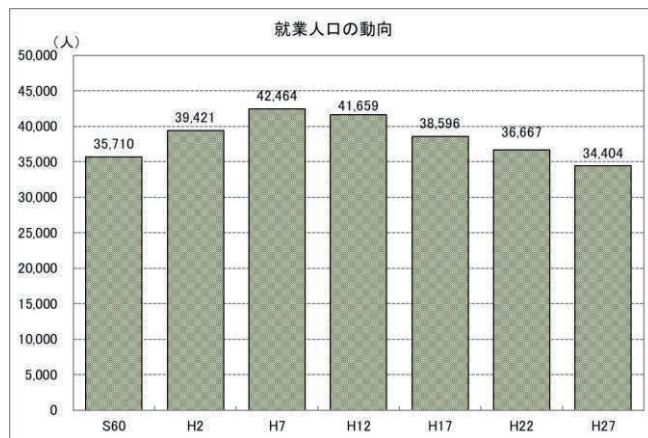
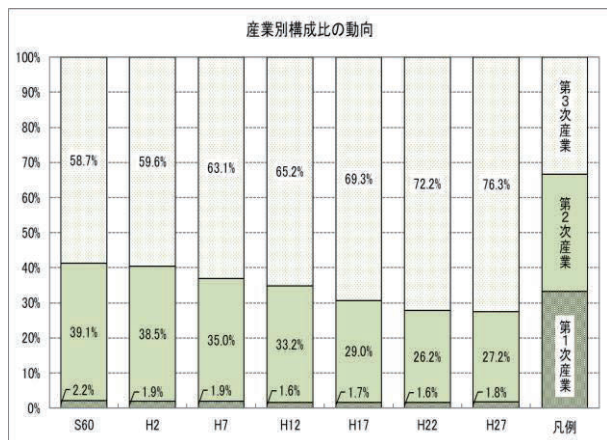
人口動態を見ると、自然動態は、平成21年以降、死亡数が出生数を上回る自然減の傾向が続いています。また、社会動態をみると平成7年以降、転出者が転入者を上回る社会減が進行しています。



資料：第2次「山背五里五里のまち 創生総合戦略」

(2) 産業の動向

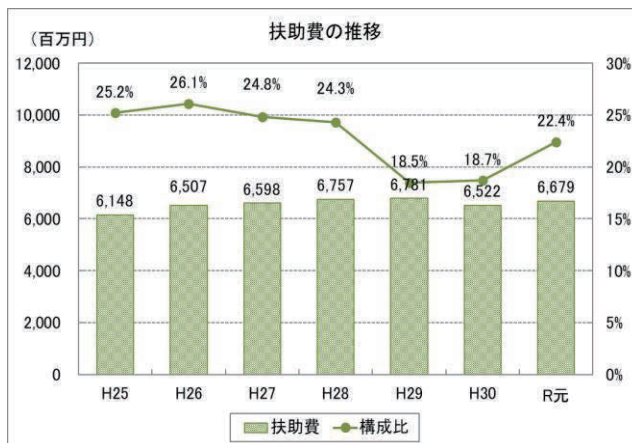
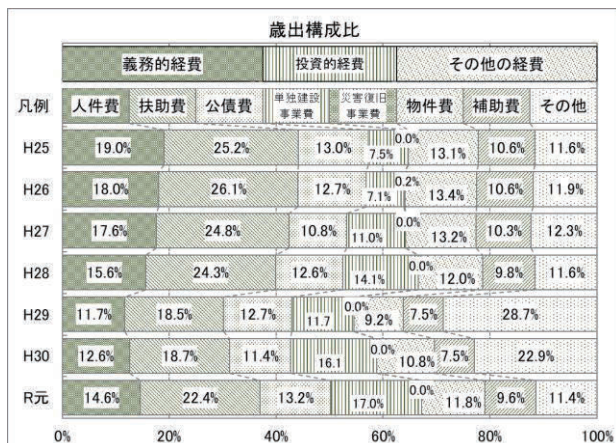
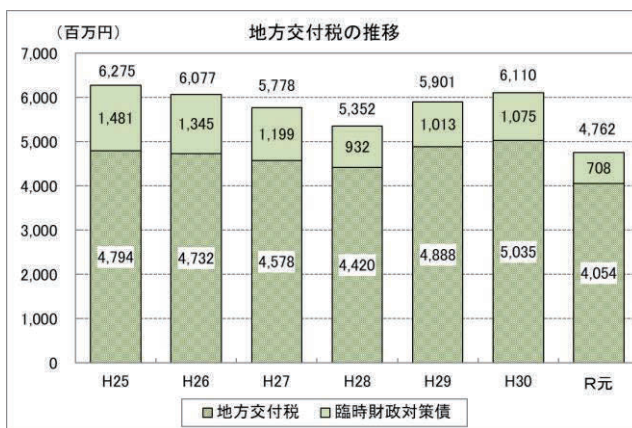
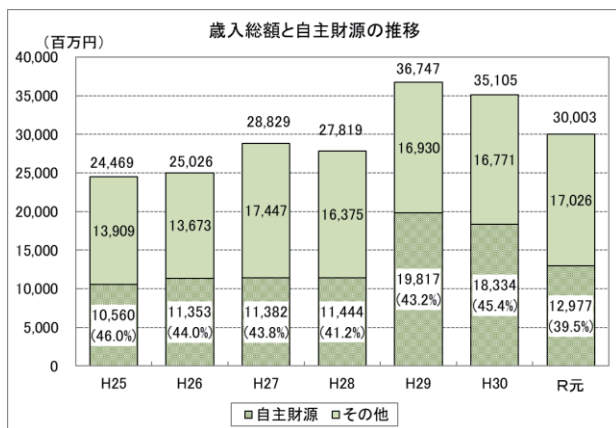
本市の就業人口は平成7年の約4万2千人をピークに減少に転じています。また、産業別構成比をみると、第1次、第2次産業の割合が低くなり、第3次産業の割合が高くなっており、平成27年には第3次産業従事者の割合が7割を超えています。



資料：国勢調査

(3) 市の財政状況

本市の財政状況をみると、市税を中心とした自主財源の割合が低位で推移しており、約4割程度となっています。また、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税の総額については、約60億円前後で推移していましたが、令和元年度には約50億円となっています。歳出構成比については、人件費などの行政経費を削減するなど効率的な行財政運営に努めていますが、高齢化の進行や多様化する福祉ニーズの増大などにより、扶助費の増加傾向が続いています。



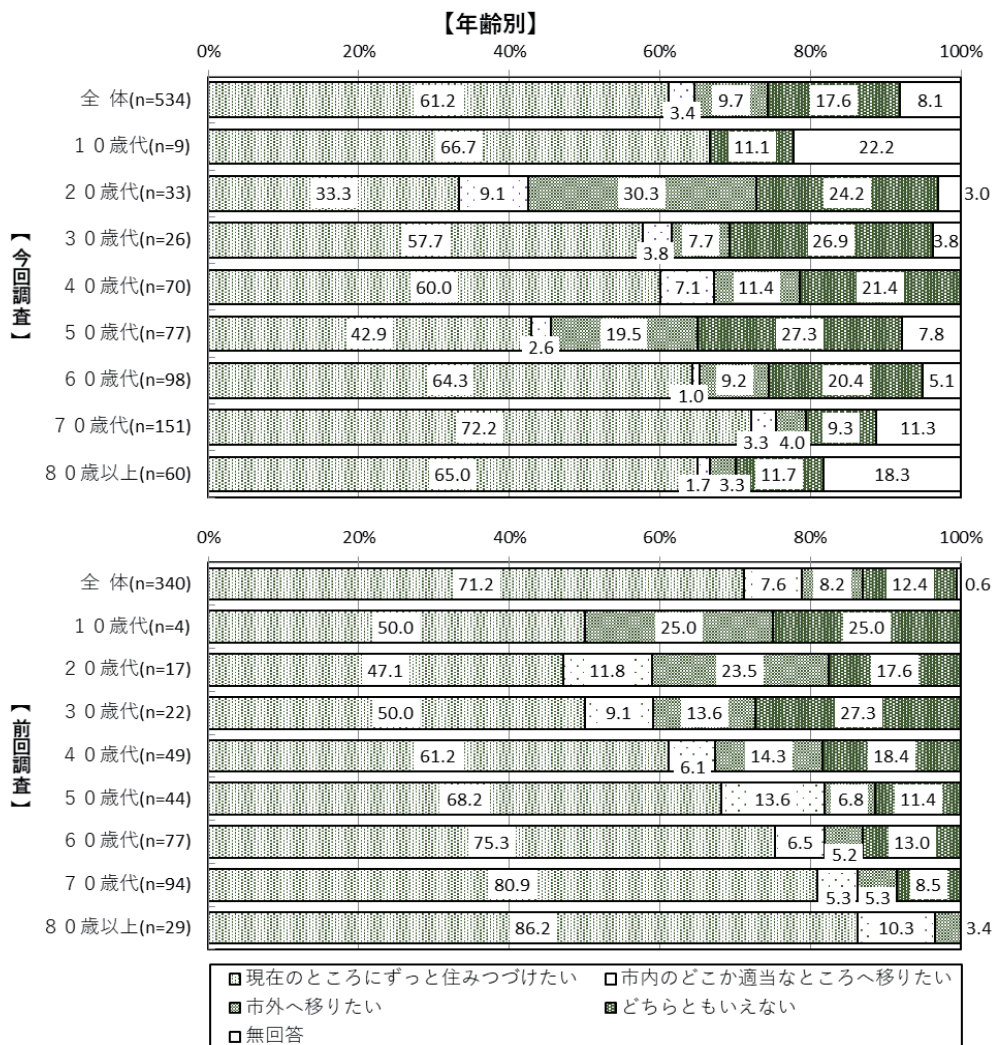
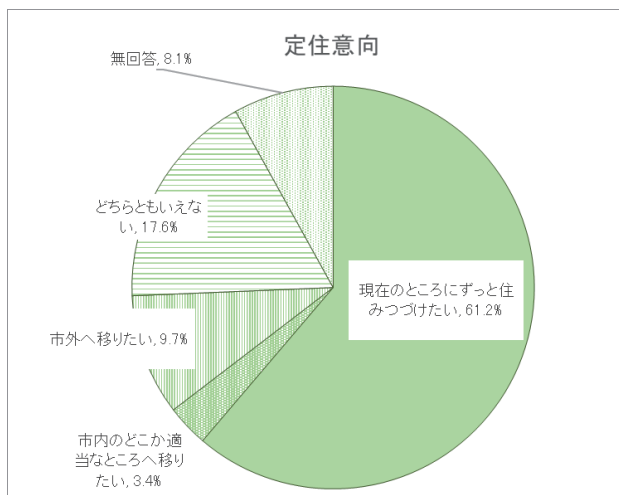
資料：城陽市統計書

(4) 定住意向

全体では、「現在のところに住みつづけたい」の割合が61.2%と約6割の人が現在のところに住みつづけたと思っています。

また、年齢別では、「現在のところに住みつづけたい」の割合は70歳代で72.2%と最も高く、全体と比較して、10歳代・60歳代・70歳代・80歳代以上で高くなっています。

前回調査と比較すると、「現在のところに住みつづけたい」の割合は、10歳代・30歳代で増加しています。



資料：令和2年度まちづくり市民アンケート調査結果報告

3. 城陽市の現状と課題

本市は昭和40年代から50年代にかけて京都や大阪のベッドタウンとして、南北交通の利便性や豊かな緑に代表されるまちとして、山城地域において中核を担う都市として発展してきました。近年は、全国的な少子高齢化・人口減少の流れの中、本市においても若年層の市外流出や少子化による急速な高齢化・人口減少が進行しており、その対策が急務となっています。

また、グローバル化の進展や地方創生の推進、高まる災害リスクなど、我が国の社会潮流や時代、環境等の変化に対応し持続的市政運営を図るため、各行政分野において以下のようなまちづくりに取り組む必要があります。

(1) 基幹交通網整備のインパクトを生かしたまちづくり

日本の新たな国土軸として、新名神高速道路の滋賀県大津市から兵庫県神戸市を結ぶ区間の整備が進められており、本市市域内においては平成29年4月に城陽―八幡京田辺間が開通し、令和6年度に大津―城陽間が開通予定となっています。新名神高速道路の開通により、中京圏へのアクセスが容易になるとともに、本市は近畿地方のほぼ中央に位置する交通の要衝として、京都府、大阪府はもとより奈良県、三重県、滋賀県をも商圈とする近畿随一の地理的優位性を持つ地域となります。市域の東部に広がる東部丘陵地については、青谷地区において、日本初となる基幹物流施設の整備が開始されました。また、長池地区において、京都府内初となるプレミアム・アウトレットの開業に向け、造成工事が行われているところです。本市の立地条件を最大限に生かし、本市のみならず京都府南部地域の活性化へとつながるような、新たな産業の創出・集積に向けたまちづくりに向けて取組を進める必要があります。

公共交通については、JR奈良線において令和4年度を開業予定とする高速化・複線化第二期事業の実施により、利便性が向上することが期待されています。公共交通の利便性は、高齢者のみならず、若い世代の定住化を進めるうえでも大きく影響をすることから、アクセス性のさらなる改善に向けて取り組む必要があります。また、都市の拠点施設である駅を中心としたまちづくりにより、良好な市街地の形成や周辺地域のにぎわいづくりを進める必要があります。

また、これまで守り伝えてきた金銀糸や、梅・イチジク・茶等の地場産業の振興・発展を図るとともに、東部丘陵地等への企業誘致等だけでなく、市内中核企業の育成や市内中小企業の底上げ、サンフォルテ城陽等の立地企業等に対する支援、新産業の育成、企業と求職者のマッチング、観光振興などにより、交流人口の拡大、地域経済の活性化を実現していくことが求められています。

(2) 安心・安全な社会の実現

近年、地球規模で頻発する異常気象や超長期的周期で発生する大地震等、かつて経験したことのない未曾有の自然災害が相次いでいます。本市においても局地的豪雨に起因した浸水被害により住民生活が脅かされる事象が増加しています。河川整備等により災害に強いまちづくりを進めるとともに、自主防災組織の編成や防災施設の充実等、日ごろの備えの充実が求められています。

また、少子高齢化の進行により社会保障制度の重要性が増す中、子育て世代に対する支援や、高齢者の健康づくりの推進等、本市独自の取組を進めることにより、先進的な福祉施策を展開しています。子どもを安心して産み、育てる環境の充実を図るとともに、誰もが安心して老後を過ごすまちづくり、また、障がいのある人となない人が共に生きる社会を実現し、市民一人ひとりがいきいきと暮らせるよう、地域における支え合いや社会参加、健康づくりなどの取組の充実、さらには、各種サービスを包括的に提供できる仕組みづくりが求められています。

(3) 多様なニーズに配慮した教育の推進

少子化の進行に伴い就学児童・生徒の減少が進む一方で、情報技術の発達やグローバル社会の到来により児童・生徒の学習環境は大きく変化しています。児童・生徒の健全な心身の発達を促すとともに、一人ひとりの個性を育み、無限の可能性に応えるため、市長と教育長の連携はもとより、学校・家庭・地域が連携した学校教育の推進が求められています。

また、本市には古墳時代から奈良時代を中心として数多くの歴史・文化遺産が存在し、かつての都である奈良と京都の中間に位置していることと相まり、かねてより「五里五里のさと」と呼ばれています。貴重な歴史遺産や大規模な文化・スポーツ施設等の社会資源の利活用により、多様化・高度化する学習需要に対応し、生涯にわたる学習機会の創出が求められています。

(4) 快適で暮らしやすい住空間の創造

本市は京都や大阪を中心とした都市圏の辺縁部にあたり、鉄道6駅が所在する利便性の優れた交通事情と今なお残る身近な自然が相まって、良好な住環境を形成しています。新名神高速道路の開通等により、周辺環境が大きく変化する中、駅周辺の居住地の確保、居住性の向上、公園や緑地の整備、生活道路の整備等により、子どもからお年寄りまで快適に過ごせる城陽らしいまちなみの創造が求められています。

また、安全で快適な住環境を形成するため、浸水被害の軽減やカーボンニュートラルの実現に向けた取組を進める必要があります。

(5) 市民と行政の協働によるまちづくり

本市では、コミュニティセンターや市民活動支援センターを拠点として多くの市民がボランティアやサークル活動等の市民活動に取り組み、地域課題の解決や余暇の充実等、市民にとって住みやすい環境づくりに寄与しています。

しかしながら、近年、自治会加入世帯数の減少が進んでおり、自治会加入の必要性を啓発するとともに、自治会の活性化に向けた取組が必要です。

また、市民ニーズの多様化や地域住民の交流機会が減少していることから、市民が多様な市民活動やボランティア活動に取り組めるよう、市民活動団体の育成等に取り組む必要があります。

さらに、女性の活躍を推進するため、男女共同参画社会の実現やワークライフバランスの向上を図る必要があります。

また、人を呼び込み市の活性化につなげるため、各種メディアを活用し、情報発信力を強化する必要があります。

(6) 行政資源を効果的に活用した行政運営

本市は大都市のベッドタウンとして発展したことから、企業立地が少なく、法人市民税や固定資産税が乏しいという脆弱な財政基盤となっています。

また、近年の少子高齢化の進行に伴う社会保障費の増大や税収の減少により厳しい財政状況が続くことが見込まれます。依存財源から自主財源へのシフトをめざした強固な財政基盤を築くため、徹底した経費の縮減や効果的な財源配分を行い、持続可能な財政運営が求められています。

さらに、深化・多様化する行政ニーズに適切に対応し、ヒト・モノ・カネ等、限りある行政資源から最大限の効果を得るため、民間活力の活用やDXの推進などによる効率化を図り、市民に親しまれる、規律ある市役所づくりが求められています。

基本計画

基本計画の構成

基本計画では、個別の政策（節）ごとに、まちづくりの方向性を表す「めざすまちの姿」、達成状況を確認する「まちづくり指標」、実現するための「施策の展開」などを示しています。各項目の内容については次の通りです。

1. 現状と課題

「めざすまちの姿」の設定や「施策の展開」の背景となっている現状や課題認識などを示しています。

2. めざすまちの姿

めざすべきまちづくりの方向性について示しています。

3. まちづくり指標

政策の達成状況を測るために設定した指標です。

- 現状値 指標に基づく現状（令和2年度）の数値を示しています。
また、国の統計等を使用している指標については、最新の統計データの数値を、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けた指標については、新型コロナウイルス感染症の影響のない年度の数値を示しています。
数値下のカッコ書きは現状値として採用した年度を示しています。
- 目標 計画期間内における目標値です。

4. 施策の展開

どのような施策により「めざすまちの姿」や「まちづくり指標」の達成をめざすのか、その方策を示しています。

5. 市民ができること・地域ができること

「めざすまちの姿」や「まちづくり指標」の達成のために、市民まちづくりワークショップで作成した市民や地域、各種団体、事業者等が協力できること・主体的に取り組むこと等を記載しています。

6. 関連計画

政策分野と関連性がある計画や下位計画を示しています。

SDGsについて

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

SDGsの17の目標

	目標1 [貧困] あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる		目標10 [不平等] 国内及び各国家間の不平等を是正する
	目標2 [飢餓] 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する		目標11 [持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	目標3 [保健] あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		目標12 [持続可能な消費と生産] 持続可能な消費生産形態を確保する
	目標4 [教育] すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		目標13 [気候変動] 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	目標5 [ジェンダー] ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う		目標14 [海洋資源] 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源保全し、持続可能な形で利用する
	目標6 [水・衛生] すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		目標15 [陸上資源] 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	目標7 [エネルギー] すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		目標16 [平和] 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	目標8 [経済成長と雇用] 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する		目標17 [実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	目標9 [インフラ、産業化、イノベーション] 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

SDGsアイコンについて

SDGsと総合計画はその方向性において共通する部分が多く、各種施策の推進によりSDGsの目標に資すると考えられることから、各章の各節毎にSDGsのアイコンを掲載しています。



第1節 新名神高速道路の整備を促進する

1. 現状と課題

① 新名神高速道路は、新東名高速道路と共に名神高速道路・東名高速道路と相互に機能を補完し、国土軸をダブルネットワーク化することで、災害などで道路が寸断されても国民生活へ与える影響を緩和することができるほか、人・モノの流れを支え、名神高速道路・東名高速道路との適切な交通機能の分担と高い信頼性を確保し、我が国の産業・文化・社会経済活動の振興に寄与するものです。また、成長力を強化する物流ネットワークの強化として、令和2年3月に新名神高速道路大津～城陽間の6車線化が事業化し、物流の生産性や高速道路ネットワークの安定性の更なる向上が図られます。新名神高速道路のうち、城陽～八幡京田辺間は平成29年4月に開通し、大津～城陽間は令和6年度に開通させるべくNEXC O西日本が高速道路本線の建設事業を行っています。近畿地方のほぼ中央に位置する交通の要衝として本市の潜在能力を向上させるためにも、大津～城陽間の令和6年度の開通及び6車線化の早期整備に向け、今後とも、道路やまちづくり等の事業が円滑に進むよう関係機関と調整を行っていくことが必要です。

2. めざすまちの姿

- ・新名神高速道路の開通により、他府県へのアクセス性が高まり、利便性が向上します。また、新名神高速道路の利便性を生かし、新市街地や東部丘陵地等、これらのまちづくりを進めることにより、産業の活性化や雇用の創出等、地域の活性化を図ります。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
新名神高速道路の供用延長率	城陽市域における新名神高速道路本線の供用延長の割合	%	8.9	100

4. 施策の展開

①新名神高速道路の整備促進

新名神高速道路の開通による利便性を向上させるため、新名神高速道路事業及び周辺道路事業の整備促進に協力を行います。

また、新名神高速道路の利便性を生かし、新市街地や東部丘陵地等、これらのまちづくりによる地域の活性化に向けて、新名神高速道路事業又は周辺道路事業と市関連事業との調整を行います。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、新名神高速道路及び周辺道路事業の必要性を理解し、建設に協力する。

6. 関連計画

なし



第2節 東部丘陵地の土地利用を促進する

1. 現状と課題

- ① 東部丘陵地の土地利用の実現に向け、平成28年4月に東部丘陵地における無秩序な開発を防止する「城陽市東部丘陵地まちづくり条例*」を制定し、平成28年5月には東部丘陵地整備計画【見直し版】の策定、東部丘陵地の2地区（長池地区、青谷地区）の市街化区域編入及び東部丘陵地の骨格となる幹線道路（都市計画道路東部丘陵線）の都市計画決定を行いました。また、平成28年6月には更なる事業推進体制の強化を図るべく、官・民等から構成される「城陽市東部丘陵地整備推進協議会」を設立しました。今後は、広域交通の利便性を生かしたまちづくりを進めるため、新名神高速道路整備の時間軸に遅れることなく、円滑かつ効率的に東部丘陵地関連事業を確実に進捗させていくことが求められています。
- ② 令和6年度の新名神高速道路の開通に併せてスマートインターチェンジを供用できるよう取組を進めていくとともに、都市計画道路東部丘陵線から木津川市に至る国道24号城陽井手木津川バイパスについても、早期の供用開始に向けて関係機関と調整を行っていくことが必要です。
また、東部丘陵地のまちづくり及び都市計画道路東部丘陵線等の早期整備を可能にするため、安心・安全かつ計画的な埋戻しを実施していくことが必要です。
- ③ 青谷地区では、日本初となる基幹物流施設の整備が開始されました。また、長池地区では、京都府内初となるプレミアム・アウトレットの開業に向け、造成工事が行われているなど、新たな産業の誘導に取り組んでいます。
今後は、東部丘陵地全体のまちづくりの実現に向けて、事業パートナー及び企業等を誘致していく必要があります。
- ④ 東部丘陵地整備計画【見直し版】における段階的整備の方針に基づき土地利用計画時に計画的に市街化区域へ編入させる必要があります。

2. めざすまちの姿

- ・スマートインターチェンジや都市計画道路東部丘陵線等の新たな道路ネットワークの構築により、広域交通に係る利便性の向上を推進します。
- ・東部丘陵地長池及び青谷地区に広域交通の利便性を生かした企業が進出することにより、市の新たな産業拠点の創出、産業及び地域経済の活性化、雇用の創出に加え、京都府南部地域の活性化を図ります。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
都市計画道路東部丘陵線の開通	道路開通の有無	—	—	開通済

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
スマートインターチェンジの設置	スマートインターチェンジ設置の有無	—	—	設置済
東部丘陵地長池地区への大型商業施設等の立地実現	大型商業施設等の立地の有無	—	—	立地実現済
東部丘陵地青谷地区（物流ゾーン）への企業立地率	対象区画数のうち企業が進出している区画の割合	%	0	100
東部丘陵地の市街化区域編入（第Ⅱ期）	次期線引き見直し時における市街化区域編入の有無	—	—	区域編入完了

4. 施策の展開

①整備推進体制の強化構築

東部丘陵地関連事業（東部丘陵地長池及び青谷地区のまちびらき、都市計画道路東部丘陵線整備、スマートインターチェンジの設置等）を円滑かつ効率的に進捗させるため、「城陽市東部丘陵地整備推進協議会」等をとおして、官民一体となり、東部丘陵地のまちづくりを推進します。

②東部丘陵地整備計画【見直し版】に基づく段階的整備の推進

東部丘陵地整備計画【見直し版】に基づく第Ⅰ期事業（東部丘陵地長池及び青谷地区のまちびらき、都市計画道路東部丘陵線の整備、スマートインターチェンジ設置等）を実現させるため、新名神高速道路の時間軸に遅れることなく事業を着実に推進します。

また、東部丘陵地のまちづくりの実現に向けて、今後も山砂利採取区域の拡大防止に努めるとともに計画的な埋戻し事業の実施に努めます。

③東部丘陵地への企業立地に向けた対外的なPRの強化

東部丘陵地への企業立地を実現させるため、多様な情報発信ツール（広報、市HP、報道発表、企業向けPR冊子等）を活用し、企業の立地誘導を推進します。

④東部丘陵地の市街化区域編入に向けた計画的なまちづくりの推進

東部丘陵地の市街化区域編入に向けて、地権者や関係機関等と協議・調整を行い、土地利用の具体化を図るとともに、東部丘陵地が最大限活用できるよう、「城陽市東部丘陵地まちづくり条例」等に基づき、秩序あるまちづくり及び計画的なまちづくりを推進します。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民等は、東部丘陵地のまちづくりに関心を持ち、その推進に向けて主体的に活動する。
- ・山砂利採取業者は、跡地利用の実現に向けた体制を整える。

6. 関連計画

- ・城陽市東部丘陵地整備計画【見直し版】（令和2年10月一部改正）

*城陽市東部丘陵地まちづくり条例

城陽市域の東部に広がる約420ヘクタールの広大なエリアである東部丘陵地において、山砂利採取が市民生活や市のまちづくりに与えてきた影響や、新名神高速道路を生かした広域交通の利便性を踏まえ、計画的な緑の再生に配慮しつつ、産業の活性化や雇用の創出等、市のみならず京都府南部地域の活性化に寄与し、かつ市民等の安心・安全で豊かな生活に還元できる秩序あるまちづくりを進めるため、東部丘陵地における開発事業に対し一定の基準や手続等を定めた条例。

第3節 駅を中心としたまちづくりを推進する

1. 現状と課題

- ① 駅周辺においては、文化や交流、買い物などの諸機能を拡充し、特色ある市街地の形成を図る必要があります。

寺田駅周辺については、工業・流通ゾーンの形成を図るため、土地区画整理事業で整備したサンフォルテ城陽の最寄り駅としての機能を確保するため、平成28年度に作成した「寺田駅周辺施設整備計画（案）」に基づき駅周辺の施設等の整備を行いました。また、寺田駅西側の民間活力を誘導する区域のまちづくりを進めるため、地域住民で構成される「寺田駅前まちづくり協議会」の活動に対して支援を行いました。今後は、整備手法や整備内容などについて京都府や鉄道事業者等との協議を踏まえ、民間開発を誘導し、良好な市街地の形成を図るとともに、賑わいのあるまちづくりに取り組む必要があります。

長池駅周辺については、地域住民で構成される「長池まちづくり協議会」等と協働して、駅南側の交通結節機能の充実を図り、まちづくりが進む東部丘陵地の玄関口としての機能を備えていく必要があります。

山城青谷駅周辺については、平成26年度に策定した「山城青谷駅周辺整備基本計画」に基づき、東西駅前広場、駅舎橋上化等の整備を進めています。また、駅西側を通る新設バイパスの整備を進め、地元地域をはじめ、京都山城白坂テクノパークの進出企業等の最寄り駅としての機能を向上し、地域交流の拠点としていく必要があります。

2. めざすまちの姿

- ・地域住民等との協働による寺田駅周辺、長池駅周辺及び山城青谷駅周辺の整備により、新名神高速道路を生かして進出する新たな企業等の最寄り駅としての機能を確保するとともに、地域の顔となる特色のある市街地の形成をめざします。
- ・市内各駅において、駅に通じる道路整備や駅利用者の安全性・利便性を向上させ、駅周辺の良好な交通環境の形成を図ります。
- ・計画期間中に進む大規模事業に伴い大きく変わる人の流れにより、駅の重要性も増してくることとなります。そして、多くの駅の利用者が消費活動等を通じ、地域経済の活性化により寄与する仕組みづくりをめざします。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
寺田駅一日平均乗降客数	寺田駅の一日平均乗降客数	人	7,208	9,384
地元組織「長池まちづくり協議会」イベント参加者数	イベントの延べ参加者数	人	1,200 (H30)	1,400
山城青谷駅一日平均乗降客数	山城青谷駅の一日平均乗降客数	人	1,520	1,865

4. 施策の展開

① 駅周辺整備の実施

寺田駅周辺については、サンフォルテ城陽の進出企業の最寄り駅としての機能を確保し、地域住民と連携し、民間開発の誘導に向けた取組を進めます。また、近鉄連続立体交差化事業について、関係機関に要望していきます。

長池駅周辺については、駅南側の交通結節機能として駅前広場等の整備の検討を進め、東部丘陵地の玄関口となる市南部地域の中心地区として、地域住民等と協働し、地域の活性化に努めます。

山城青谷駅周辺については、地元地域、新たな進出企業等の最寄り駅としての機能を確保し、駅西側を通る新設バイパスの整備の実現に向けて取り組めます。

その他久津川駅、富野荘駅等の各駅周辺においては、駅に通じる道路整備や駅利用者の安全性・利便性を向上させ、良好な交通環境の形成に努めます。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・地域は、まちづくりに関心を持ち、地元の意見・意向を把握し、行政等に発信することで、自分たちのまちづくりを進める。

6. 関連計画

- ・寺田駅周辺整備基本計画（案）
- ・寺田駅周辺施設整備計画（案）
- ・JR長池駅周辺整備基本構想・基本計画
- ・都市再生整備計画 長池駅周辺地区
- ・山城青谷駅周辺整備基本計画



第4節 交通ネットワークの充実を推進する

1. 現状と課題

① 鉄道の利便性向上については、JR奈良線の高速化・複線化第二期事業が進められていますが、全線複線化の具体的な整備時期については示されておらず、引き続き全線複線化の実現に向けた取組が必要となっています。

また、近鉄京都線における寺田駅への急行列車の停車について、鉄道事業者に対する要望など、引き続き取組が必要となっています。さらに鉄道駅のバリアフリー化については、近鉄3駅のバリアフリー化が完了し、今後、城陽駅についても国及び鉄道事業者と取組を進める必要があります。

加えて、木津川右岸地域と大阪方面のアクセスを向上させ、定住・交流人口の増加につなげるとともに、松井山手駅周辺に北陸新幹線の間駅が設置されることによる経済効果を京都府南部地域に波及させるため、新たな鉄道網の整備を実現する取組が必要となっています。

② 城陽さんさんバスについては、令和元年度まで利用者数が増加傾向にあり、今後も引き続き利用者増加を図る取組が必要となっています。

また、青谷地域等の住民の移動手段については、定時定路線型乗合タクシーを運行し確保しているところですが、引き続き運行を継続するため、利用促進の取組が必要となっています。

今後、新名神高速道路の開通や東部丘陵地整備に伴い、交流人口の増加など、新たな人の流れが生じることが想定されることから、状況を見極め、現在居住されている市民向けの公共交通も含め、移動手段についての検討を行う必要があります。

③ 公共交通については、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、利用者数が大幅に減少しており、路線維持のために利用促進の取組が必要となっています。

2. めざすまちの姿

- ・ JR奈良線の複線化や近鉄寺田駅の急行停車による便数の増加や高速化などにより、鉄道を利用しやすいまちをめざします。また、大阪方面への新たな鉄道網の整備により、まちの活性化促進をめざします。
- ・ 高齢者や障がいのある方が路線バスなどの公共交通を利用しやすくなることにより、健康で生きがいの持てる生活の実現と環境にやさしい持続可能な交通の実現をめざします。
- ・ エレベーターの設置などのバリアフリー化により、誰もが安心して利用できる鉄道駅の実現をめざします。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
鉄道を利用しやすいと感じている市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	72.8	↑
路線バスを利用しやすいと感じている市民の割合（市内の2路線）	まちづくり市民アンケート結果	%	33.7	↑
路線バス利用者数（市内の2路線）	年間総利用者数	人	158,442	224,749
城陽駅一日平均乗降客数	一日平均乗降客数	人	5,510	6,969

4. 施策の展開

①鉄道の利便性向上

J R奈良線全線複線化の実現に向けた取組を進めます。また、サンフォルテ城陽への企業進出により、最寄り駅等として利便性の向上が望まれる寺田駅への急行停車に向けて、利用状況を踏まえ、鉄道事業者に対し要望を行います。さらに、城陽駅のバリアフリー化について、鉄道事業者と整備に向けた協議を行います。

加えて、大阪方面への新たな鉄道網として、J R片町線（学研都市線）の京田辺駅とJ R奈良線の長池駅を結ぶ片奈連絡線の整備促進について、国府に対し要望を行います。

②交通弱者の移動手段の確保

高齢者、交通弱者などの生活における交通手段の確保、外出機会の創出、公共施設の利用促進を図るため、市の補助により運行している城陽さんさんバスの2路線（鴻ノ巣山運動公園近鉄寺田線、プラムイン城陽長池線）については、今後も、啓発の取組や鉄道との円滑な接続による利便性向上など、利用促進に努めます。また、青谷地域等の住民の移動手段を引き続き確保するため、青谷方面乗合タクシーの運行継続に向けて利用促進に努めます。さらに、高齢化社会における地域交通ネットワークについて検討します。

③公共交通の利用促進

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により利用者数が大幅に減少した公共交通を維持していくため、交通ガイドマップ等を活用し、利用促進を図ります。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は鉄道やバスが地域の大切な交通手段であることを認識し、積極的に利用する。
- ・バス事業者は城陽さんさんバスの利用者増加に向けて、利便性・サービスの向上及び安全運行の取組を行う。

6. 関連計画

なし



第5節 新たな雇用の創出を推進する

1. 現状と課題

- ① サンフォルテ城陽及び京都山城白坂テクノパークに立地するほとんどの企業が操業を開始し、雇用需要が高まるなか、企業立地助成金制度による助成や企業説明会の開催を通じて、企業と求職者とのマッチング支援を図ってきたところです。

今後も社会経済情勢の変化に対応しながら、市内企業の雇用需要を的確に把握し、ハローワーク宇治や京都ジョブパーク、城陽商工会議所と連携し、企業と求職者とのマッチングを促進する必要があります。

- ② 勤労者の生活や福祉の向上を図るため、引き続き各種支援を行っていく必要があります。

2. めざすまちの姿

- ・企業誘致により働く場所が生まれ、職住近接により地域が活性化するだけでなく、仕事と生活のバランスが取れたまちをめざします。そして企業活動の活性化により、地域経済の底上げに大きく寄与する仕組みづくりを進めます。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
従業者数	市内企業の従業者数	人	21,463 (H28)	25,000

4. 施策の展開

①企業と求職者のマッチング支援

今後、(仮称)京都城陽プレミアム・アウトレットの開業等により、大きな雇用が生まれることから、立地企業のニーズを的確に把握し、ハローワーク宇治や京都ジョブパーク、城陽商工会議所などの関係機関と連携した雇用促進に取り組み、企業が円滑に操業できるように支援します。

また、企業と求職者のミスマッチを解消するため、関係機関と連携を強化し、積極的な就労機会の提供に努めます。

②勤労者福祉の向上

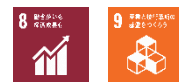
勤労者福祉の向上を図るため、退職金共済制度に対する支援や住宅融資制度などの取組に努めます。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・企業は、積極的に地元雇用の創出に努める。
- ・市民は、職業訓練などに参加し技能向上に努める。

6. 関連計画

- ・京都城陽産業かがやきビジョン（平成30年度～令和4年度）



第6節 商工業の育成を促進する

1. 現状と課題

① 我が国においては、成長を生み出す原動力の1つとして、地方の活力を生み出す政策に重点が置かれており、とりわけ、地域経済の底上げに焦点が当たっています。本市の産業構造は中小企業を中心であることから、経営状況が景気の動向に大きく左右されると考えられます。そこで、本市においては、事業者の経営の安定化に取り組んでおり、市独自の低利融資制度に加え、利子および保証料に対する補給を実施しています。

また、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響なども踏まえ、様々な支援策を実施してきたところです。今後も引き続き、社会経済情勢の変化に対応し必要な対策を講じていく必要があります。

② 「サンフォルテ城陽ネットワーク」等の立地企業で作るネットワークに対しての支援を通じて、立地後のアフターケアを行い信頼関係を深めていく必要があります。

③ 新名神高速道路の開通や（仮称）京都城陽プレミアム・アウトレットの開業等を契機とし、市の魅力向上のため、新製品開発などの取組を進める必要があります。

④ 市内における定住や駅周辺のにぎわいづくりを促進し、地域の活性化を図るため、本市で創業する事業者を支援していく必要があります。

⑤ 本市の商業は、生活様式や消費構造の変化から、駅前を中心とした商店街での消費需要は減少傾向にありますが、商店街の公共性を生かし、人が集まりのにぎわいを生み出す場所として価値を高めるため、引き続き、山背彩りの市など商店街のにぎわいづくりを進めていく必要があります。

2. めざすまちの姿

- ・地域中核企業の育成と市内中小企業の底上げにより、域外からの収入の増加と地域経済の循環を促進し、まちやひとに資金が行き渡ることによって、豊かな市民生活を実現します。
- ・新名神高速道路の開通などの交通インフラ整備により、市内企業の商圏の飛躍的な拡大を図り、商工業の活性化をめざします。
- ・魅力ある商品を作り、育て、そしてその商品を目的に人を呼び込む流れを作ることで、その相乗効果も含めて地域経済に寄与するブランドづくりをめざします。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
製造品出荷額	製造業の製造品出荷額	億円	944 (R元)	950
商品販売額	卸売・商品販売業の商品販売額	億円	813 (H28)	1,030

4. 施策の展開

①中小企業振興と経営安定化

事業者が新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響等の社会経済情勢の変化に対応できるよう、引き続き支援を行い、経営の安定化を図るとともに、市民の雇用の受け皿や税収向上に貢献するため、地域中核企業の育成及び市内中小企業の底上げに取り組みます。

また、設備投資や運転資金といった企業の資金需要に対応するため、各種融資・助成制度を周知するとともに、引き続き低利融資制度などの事業を実施し、経営の安定化に努めます。

②産業ネットワークの構築

市内外の様々な産業ネットワークや広域連携等を通じて、市内事業者の情報収集の円滑化や支援の充実につなげます。

③新産業の創出

新名神高速道路の開通や（仮称）京都城陽プレミアム・アウトレットの開業などを契機とし、市の魅力向上のため、日本遺産*に登録された上津屋地区を中心に栽培されるてん茶や府内一の生産量を誇る青谷梅林で生産される梅、都市近郊地域の立地特性を生かしたイチジクといった豊富な特産物を用いた商品開発や販路開拓を支援します。

また、伝統産業である金銀糸加工産業の振興を図るため、製品開発や販路開拓などの取組を支援します。

④新規創業・第二創業の支援

地域経済の活性化を担う人材づくりとして、市内での新規創業や経営多角化等による第二創業を積極的に支援します。

また、城陽商工会議所、京都信用保証協会、日本政策金融公庫、市内金融機関と市による創業支援ネットワーク城陽チャレンジスクエア*により、創業希望者に対して連携した支援を展開します。

⑤商店街・商店群の振興

高齢者や交通弱者が買い物に困らないよう地域商業の機能を維持するため、事業者の高齢化や後継者不足、商店街の空き店舗の増加や商店街組織の弱体化に対応し、時代に合わせた商店街や各個店の集まった商店群づくりに向けた支援を展開します。

また、引き続き、まちなかにぎわいづくりのため、イベントによる集客に取り組みます。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・事業者は、企業が社会の公器として社会を支える立場であることを意識するとともに、自立した経営を行う。
- ・地域は、地元の商店街や商店を維持するため、買い支える。
- ・市民は、行政の支援が行き届かない地域の課題に対し、コミュニティビジネス*や、ソーシャルビジネス*で解決に取り組む。

6. 関連計画

- ・京都城陽産業かがやきビジョン（平成30年度～令和4年度）

用語解説

*日本遺産

地域の歴史的の魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産（Japan Heritage）」として文化庁が認定するもの。

ストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形や無形の様々な文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的とする。

*創業支援ネットワーク城陽チャレンジスクエア

新規創業をめざす人を支援するため、創業支援スキームとして、城陽商工会議所、京都信用保証協会、日本政策金融公庫、市内金融機関（京都銀行、南都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫）と市が連携した支援体制のこと。

*コミュニティビジネス

地域の課題を解決するために、地域住民が主体的にビジネスの手法を用いて取り組むもの。

*ソーシャルビジネス

社会的課題を解決するために、ビジネスの手法を用いて取り組むもの。



第7節 農業の生産振興・基盤強化を推進する

1. 現状と課題

① 本市の農業を取り巻く環境は、自然災害や気候変動に伴う影響や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う農業生産や販売面への影響など厳しい状況にあります。また、労働力不足等に直面している農業生産の現場では、ロボット、AI、IoT等の先端技術を活用した「スマート農業」の社会実装の加速化がますます重要になっています。一方、令和6年度の新名神高速道路（大津～城陽間）の開通を契機とし、消費者を近くに持つ都市近郊農業の利点を生かした農業施策を展開していく必要があります。

本市の生産作物には、梅、茶、イチジク、寺田イモとして親しまれているカンショや湧水花きなどの誇れる特産物や、特産物以外にも多品目の作物が生産されており、農業経営の安定や農業に対する魅力を高め、生産振興を図る必要があります。

② 農業基盤整備については、ほ場整備を始めとする土地改良事業の推進による農作業の効率化を図る必要があります。

③ 農業従事者の高齢化、後継者不足による耕作放棄地の対策として、後継者や新規就農者の確保、認定農業者*や農作業受託組織*等への農地の集積を進めるとともに、生産体制を強化する必要があります。

④ 本市では、上記特産物のブランド力・付加価値の向上を図るため、平成30年度に6次産業化*及び農商工連携を推進する計画である、「オール城陽で進める1×2×3推進プラン」を策定しました。今後は、この計画に基づく取組を進めるとともに、特産物の魅力を積極的に発信する必要があります。

⑤ 本市の生産作物には、上記の特産物に加えて米や京野菜などの作物も栽培されており、これらの新鮮で安全な農作物を市民に供給する「城陽旬菜市」等の直売所の充実による地産地消の積極的な推進や生産者との交流を促進していく必要があります。

2. めざすまちな姿

- ・城陽の特産品である、梅、茶、イチジク、カンショ、湧水花きの生産振興を図り、農業経営の安定を図ります。
- ・生産基盤の強化のため、農業者、土地改良区と連携し、基盤整備に取り組みます。
- ・農地の大規模化を図ることにより、農業の担い手に農地を集約し、経営の安定を図ります。
- ・6次産業化、地産地消のため、直売施設を充実し、農業の多角経営を図ります。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
農産物販売金額	農産物の販売金額	千万円	142	153

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
新規ほ場整備事業面積	ほ場整備事業を実施した面積	ha	12.3	12.3
農業従事者数	販売金額 100 万円以上の農家数	戸	83	83

4. 施策の展開

①農業生産の振興

都市近郊農業の利点を最大限に生かした城陽の農業づくりを進めるため、京都府、JA、土地改良区および農家組合などの関係機関と連携を強化します。

また、城陽市の特産物である梅、茶、イチジク、カンショ、湧水花き並びに京野菜等の生産振興、農業技術等研修や営農指導の充実、講習会などによるスマート農業の普及、啓発を通じて、農業経営の安定を図ります。

②農業基盤の整備

効率的な農作業を進めるため、地域農業者や土地改良区とともに、ほ場整備を始めとする土地改良事業を進めます。

③生産体制の強化

後継者や新規就農者及び認定農業者の確保、育成を図るため、地域担い手総合支援協議会の活動を支援します。

また、農作業、農業機械利用の効率化を図るため、農作業受委託を促進するとともに、農作業受託組織などの育成に努め、生産性を高めるため、認定農業者などへの農地の流動化を促進し、農地の集積を図ります。

さらに、地域の農業のあり方について、担い手確保・育成や今後の農地の有効な利用等、地域の課題解決に向け、京力農場プランの実質化を進めます。

④特産物のブランド化

城陽市の特産物について、6次産業化及び農商工連携の推進によるブランド化の向上を図ります。

また、お茶について、11月8日の「じょうようお茶の日」を浸透させるとともに、日本一の品質を誇る「てん茶」の産地として情報発信を行い、抹茶ふれあい体験事業を推進し市内外に城陽のお茶をPRします。

⑤地産地消と交流の促進

安全・新鮮な農産物の供給を進めるため、直売施設の充実や学校給食への米や京野菜をはじめとする地元農産物の提供など、地産地消を推進します。

また、青谷梅林、湧水花き園やイチジク等収穫体験などを活用した観光農業の充実に取り組みます。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、地元の農産物を消費し、地産地消に協力する。
- ・農業者は、安全で新鮮な農産物の供給を進めるとともに、生産性の向上や農作業の効率化、後継者の育成に努める。
- ・JAは、講習会などを開催し、農業者の安定経営に向けて支援する。

6. 関連計画

- ・城陽農業振興地域整備計画
- ・オール城陽で進める 1×2×3 推進プラン（令和元年度～令和5年度）

用語解説

*認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標をめざして農業者が作成した農業経営改善計画を認定したもの。

*農作業受託組織

農家等から農作業の全部又は一部を請け負う組織のこと。

*6次産業化

6次産業化とは、農業を1次産業としてだけでなく、加工などの2次産業、さらにはサービスや販売などの3次産業まで含め、1次から3次まで一体化した産業として農業の可能性を広げようとするもの。

（参考）6次産業化の名称の由来

※1次（生産）×2次（加工）×3次（販売）＝6次産業化

第8節 観光の多様化・広域化を推進する

1. 現状と課題

- ① 新名神高速道路やJR奈良線複線化といった新たなインフラ整備を生かし、お茶の京都DMOなどと連携しながら、山城地域全体で観光振興に取り組む必要があります。
- ② 交流人口の増加が期待されるなか、来訪客に優しい環境整備や情報発信などに市民や観光協会、行政が一体となって取り組む必要があります。
- ③ 国内の観光産業は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で大きな打撃を受けており、本市においても、イベント中止などの影響が見られます。今後はポストコロナ時代における社会・経済情勢の変化を取り入れ、時代と市民のニーズにあった観光振興に取り組む必要があります。
- ④ 観光事業をさらに発展させるため、特産品を生かした商品開発や魅力ある観光資源を生かしたツアー造成に取り組む必要があります。

2. めざすまちの姿

- ・観光資源の積極的な活用に取り組むとともに、新名神高速道路やJR奈良線複線化といった新たなインフラ整備を生かした観光拠点の整備を図り、交流人口の増加を図ります。
- ・魅力ある観光資源や商品を作り、ブラッシュアップすることで、人が人を呼び、リピーターの多いまちをめざします。
- ・新名神高速道路のインターチェンジに近い市のランドマークである文化パーク城陽へのアクセスの向上を図り、より多くの人々が文化パーク城陽を訪れる仕組みづくりをめざします。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
観光入込客数	市内の年間観光入込客数	人	979,309 (R元)	980,000

4. 施策の展開

①大きなアドバンテージを活かした観光客の呼び込み

新名神高速道路の開通、JR奈良線の複線化・高速化、東部丘陵地の整備などを契機に、集客施設の誘致や新たな観光スポットなど、拠点整備の検討を行います。

また、この大きなアドバンテージを活かし、近隣市町と連携した新たな広域観光ルートの設定など、山城地域の魅力を高める広域観光の連携強化を図ります。

②ちょうどよい五里の立ち寄りどころ・城陽のおもてなし

通過交通にならないための魅力あふれる立ち寄りどころを創出し、トイレや休憩所、インバウンド*を意識した案内標識の整備など、快適な環境で観光客に満足してもらえる取組を図ります。

また、SNS*やマスメディアを活かした取組を積極的に実施し、立ち寄りたくなる仕掛けづくりと魅力を発信します。

③これまでの観光をさらに育み、高める取組

市内の魅力ある観光資源を再認識し、磨き、育み、高める取組として、エコミュージアム*などを推進し、観光資源を有効に活用します。

また、観光における人材を育てるため、地域人材づくりを図り、観光への意識を高める取組を図ります。

④新たな魅力づくり

立ち寄りたくなる心くすぐる新たな魅力を発信するため、梅、イチジク、お茶等について近畿圏外や首都圏でのPR販売を実施します。

また、商品開発・販売拡大に向け、地場特産物によるコンテストを実施し、お土産品の開発に向けた取組を実施するとともに、食や自然、歴史・文化、産業など、本市の特性や強みを活かした体験型観光などを検討し、旅行者によるツアー造成に向けた取組を図ります。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、歴史や文化、伝統を次の世代に継承できるよう、積極的にイベント活動へ参加する。
- ・観光協会、農業団体や商工業団体等の観光関係者は、相互に連携して観光資源の整備に取り組む。
- ・観光協会は、観光に携わる市民や事業者を幅広く育てる。
- ・市民は、市民観光ボランティアガイドへの参加や、口コミ等で自慢できる場所を発掘する。

6. 関連計画

- ・第2次城陽市観光振興計画（平成29年度～令和8年度）

用語解説

*インバウンド

外国人旅行者を自国へ誘致すること。日本においては、海外から日本へ来る観光客を指す外来語。

*SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

人と人とのつながりを促進、支援するコミュニティ型のウェブサイトやネットサービスのこと。

*エコミュージアム

1960年代にフランスで生まれた、「地域全体を博物館」としてとらえたまちづくりの考え方。住民が主体的に参加する運営により、地域内にある歴史・自然・産業などの地域資源を現地で保存し、調査・研究、展示、活用等を行うことで、地域を見直し、その活性化や発展をめざすことに特徴がある。

第1節 消防・救急体制の充実したまちをつくる



1. 現状と課題

- ① 南海トラフ地震等の大災害や国際的なテロ災害の発生が危惧される中で、新名神高速道路の開通とそれに合わせた、サンフォルテ城陽、東部丘陵地等への企業進出による各種災害の複雑多様化を想定し、それに対応できる隊員の育成と施設装備の充実強化に努める必要があります。
また、大規模な震災等が発生した際にも有効な消防水利を確保する必要があります。
- ② 火災等の発生を未然に防ぐため、事業所への立入検査を強化するとともに住宅火災による人的・物的被害軽減のため住宅用火災警報器のさらなる設置促進と維持管理の徹底に努める必要があります。
- ③ 高齢化社会の進行による救急需要の増加への対応のため、救急救命士の計画的育成と応急手当、AED*使用方法や救急車の適正利用の普及啓発活動に努める必要があります。
- ④ 外国人居住者や外国人観光客等、日本語を介してのコミュニケーションが困難な人、聴覚障がい者や言語障がい者等、音声によるコミュニケーションが困難な人など災害時の要救助者への対応を充実させる必要があります。

2. めざすまちの姿

- ・市民が安心して生活できる消防体制の充実したまちをめざします。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
市域耐震性防火水槽設置割合	全防火水槽に対する耐震性防火水槽の割合	%	36.4	37.4
事業所などの立入検査実施率	年間立入検査実施数／防火管理者を選任する防火対象物、特定防火対象物、危険物施設	%	93.2 (R元)	93.6
救急救命士数	救急隊に配置する救急救命士数	人	18	24
応急手当講習会の受講者数	応急手当講習会の受講者数	人	2,073 (R元)	2,200
火災件数	年間の火災件数	件	20	↓
出火率	人口1万人当たりの火災発生件数	件	2.7	↓

4. 施策の展開

①消防力の強化

災害発生時に、迅速な出動と適切な消防活動を行うため、消防施設や車両・資機材の整備に努めるほか、広域消防応援体制の強化・充実を図ります。

また、南海トラフ地震等発生時、大規模な火災に有効な消防用水を確保するため、計画的に耐震性防火水槽を設置します。

さらに、各種研修・訓練等を通じて現場活動能力の向上を図り、あらゆる災害に対応できる体制の整備に努めます。

②火災予防対策の推進

火災を予防するため、防火対象物や危険物施設への予防査察の強化など、防火・安全管理体制の充実に努めます。

また、防火に関する積極的な情報提供を行うとともに、住宅防火を中心に防火対策などを促進します。

さらに、地域の防災力の強化を図るため、市民の防災意識の啓発などを推進し、市民参加の校区防災訓練、自治会の消火訓練などの取組を進めます。

③救急体制の強化

救命率の向上に向けて、救急救命士の養成や研修、医療機関との協力連携体制を強化するとともに、救急隊の到着までの間に市民が適切な応急手当ができるように、応急手当の普及・啓発活動を推進します。

また、限られた救急車を有効に活用するため、救急安心センターきょうと（＃7119）*の利用を促進する広報活動を推進します。

④災害時の要救助者への対応の充実

電話通訳センターを介した三者間同時通訳による多言語対応により、外国人及び外国人観光客等、日本語を介してのコミュニケーションが困難な人に対して、電話通訳を行う業務の導入及び音声による119番通報が困難な聴覚障がい者や言語障がい者等がスマートフォン等のWeb機能を用いて、いつでも全国どこからでも音声によらない緊急通報を行うことができるNET119緊急通報システムを導入し、災害時の要救助者への対応の充実に努めます。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、住宅用火災警報器を設置し、適切に維持管理する。
- ・市民は、各種消防訓練などに参加し、消火器の取扱いなどを学ぶ。
- ・市民は、AED講習会に参加し、救急時の対応を学ぶとともに、救急安心センターきょうと（＃7119）や救急情報サービス電話*を活用するなど、救急車を適切に利用する。

6. 関連計画

なし

用語解説

*AED

AEDとは、心臓の状態から、自動的に電気ショックが必要かどうかを判断し、電気ショックを行うことで、心室細動(心臓が細かく震えることによって血液を送り出せなくなる)を止めて正しい心臓のリズムに戻す医療機器。

*救急安心センターきょうと（#7119）

急な病気やケガで「救急車を呼んだほうがいいのか」など迷った際に、看護師等の専門家が対応する相談電話。緊急度や応急手当法、受診可能な近くの医療機関案内も行う。☎#7119または0570-00-7119（24時間365日対応）

*救急情報サービス電話

市民からの救急病院の問い合わせや救急関係の相談に対応する電話番号。消防署の通信指令員や救急救命士が状況に応じ対応する。☎0774-52-0697（24時間対応）



1. 現状と課題

① 平成7年に発生した阪神・淡路大震災や平成23年に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える規模の揺れや火災、津波により、多くの人命を奪い、まちなみを一変させる等、未曾有の被害を記録しています。さらに、平成28年4月14日及び16日に連続して発生した熊本地震では震度7を2度記録し、その後も従前にはない頻度で有感地震が続くなど、深刻な被害が発生しています。これらの大災害について、被害状況や発災時の対応を検証し、被害の最小化等、「安心・安全のまちづくり」、「災害に強いまちづくり」をめざした様々な取組を進め、近い将来に発生が予測されている南海トラフ地震に備える必要があります。

また、令和元年には関東・東北地方を中心に河川の氾濫、土砂災害等が発生し、甚大な被害が発生しました。本市においても洪水や土砂災害などに対して、命を守ることを最優先した行動を取ることが重要です。災害が発生した際は、自分の命は自分で守る「自助」、地域が一体となって助け合う「共助」、行政が主体となり助ける「公助」により、効果的な救助・復旧対策を講じる必要があります。

このため、本市の地域特性を考慮し、自主防災組織を中心とした防災体制の整備や防災資器材の充実を進めるとともに、市職員の防災に関する能力向上に努める必要があります。

また、避難所では、避難者自身が基本的な感染症予防対策を徹底するとともに、感染症の集団発生を予防するための環境整備と避難者の健康管理を行う必要があります。

② 海外で多くのテロ事件が発生する中、我が国においてもテロの発生が懸念されています。本市においても市民の生命、身体及び財産を保護するため、国や京都府と連携を図りながら、万一の武力攻撃などの事態に対する体制づくりや市民への意識啓発が必要です。

③ 近年、情報通信技術の発達や高齢化の進行等により、全国的に犯罪手口の巧妙化や高齢者を狙った詐欺事件の増加等、犯罪被害の多様化・深刻化が社会問題になっています。本市においても地域の安全確保に向けて、市民、市、警察、関係機関が一体となって取組を進めていく必要があります。犯罪の抑制に向けた取組としては、「城陽市防犯推進条例」、「城陽市暴力団排除条例」に基づいた取組や、各種媒体を活用した周知・啓発活動等を実施しており、今後も現行の取組を継続・発展させていく必要があります。

④ 市内において最大震度7の地震が発生すると想定されている生駒断層帯などがあり、今後、大規模な地震被害が発生する可能性が高いことから、地震から市民の生命、財産を守るため、現在の建築基準法等の耐震関係規定（新耐震基準）に適合していない住宅・建築物の耐震化を図る必要があります。

⑤ 近年、経済の仕組みの変化や規制緩和の流れの中で、消費者トラブルは多発し、その内容も複雑化、高度化しており、消費者教育の重要性は高まっています。本市においても城陽市消費生活センターの相談体制を強化するとともに、消費生活だより等による情報提供や啓発、消費生活講座等による消費者教育の実施により、消費者の自立性と合理性を高めるための取組を進める必要があります。

2. めざすまちの姿

- ・市民、事業者、関係機関、行政が連携して防災体制を強化することにより、災害による被害を最小限に食い止められるよう取組を進めます。
- ・市民、事業者、関係機関、行政との連携により、武力攻撃事態や緊急対処事態に備えた体制の確立をめざします。
- ・市民、警察、関係機関、行政が一体となって防犯の取組を進めていくことにより、市民が安心して暮らせるまちをめざします。
- ・消費者自らが、安心して安全で豊かな消費生活を営むことができるまちをめざします。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
自主防災組織の防災訓練の実施	毎年実施されている市内10小学校区防災訓練の開催割合	%	100 (R元)	100
地域防災リーダーの育成	地域防災リーダーの当該年度末ののべ人数	人	51	127
重点備蓄品の備蓄	非常食、飲料水等の備蓄品の備蓄率	%	100	100
刑法犯認知件数	年間の刑法犯認知件数	件	254	↓
生活の安全が守られていると感じている市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	77.7	↑
消費生活講座受講者数	消費生活講座などの受講者数	人	369 (R元)	370

4. 施策の展開

①防災体制の充実

災害による被害を最小限に抑えるため、市民の防災意識を高める啓発活動に取り組むとともに、防災対策の普及や市民、事業者、関係機関、行政の連携による総合的な防災体制を強化するため、自主防災組織を育成・支援するとともに、事業者、関係機関との協定や福祉避難所協定、また、近隣市町はもとより、鳥取県三朝町、石川県野々市市との相互応援協定等の防災協定の充実に努めます。

公共施設等に屋外スピーカーを設置し、市民へ防災情報を一斉放送する「同報系防災行政無線」を令和3年度から運用開始しました。災害時等の緊急情報を市民に迅速かつ的確に伝達するために多様な伝達手段を活用します。

災害被災者への支援制度、対象者拡充を国に要望し、制度の充実を働きかけます。

また、避難行動要支援者の避難支援対策を推進するため、個別避難計画*の作成を進めます。

②国民保護計画の周知

城陽市国民保護計画に基づき、平素からの備えや予防対策、武力攻撃・緊急対処事態への対処、復旧対応を進めるとともに、これらの対応について市民への周知徹底に努めます。

③防犯対策の推進

防犯協会、防犯推進委員協議会、青少年健全育成市民会議、自治会、警察などの関係機関および団体と連携を図りながら、地域の防犯活動を推進し、市民の防犯意識の高揚に努めます。

また、暴力のない明るい社会をつくるため、暴力追放推進協議会による取組の推進や「城陽市暴力団排除条例」の周知に努めます。犯罪が発生しにくいまちづくりをめざし、街路灯の整備及び適切な維持管理を行うとともに、地域ぐるみでの防犯活動を促進します。また、駅前広場等の防犯カメラの維持管理を行うとともに、自治会等による防犯カメラの設置を支援します。

「城陽市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、総合窓口や庁内連絡会議の設置、見舞金の支給など、警察等との連携を図りながら、必要な支援を途切れることなく行います。

④耐震診断・耐震改修の促進

市内の住宅・建築物の耐震化を推進し、地震災害に強いまちづくりをめざすため、「城陽市建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震化を促進します。

⑤消費者教育の推進

複雑・多様化する社会経済環境のなかで消費者が商品やサービスについて正しい知識を学ぶことができるよう、平成31年に京都府において改定された京都府安心・安全な消費生活の実現をめざす行動計画を踏まえ、各種の講座の開催や情報提供を行い、消費生活に関する知識や関心のある市民の輪を広げるとともに、消費生活講座を開催し、地域の消費者啓発や高齢者被害防止のための地域貢献活動ができる人材を育成します。

また、市民が安全で安心して暮らせるよう、相談内容に迅速に対応するため、国民生活センターへ情報提供を行うとともに、京都府などと情報交換を行うなど、関係機関との連携を強化し、相談体制の充実に努めます。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、自らが防災対策に取り組む重要性を理解し、住宅等の耐震化や防災用品等の常備に取り組むとともに、避難場所、避難経路、緊急連絡先等の確認を行う。
- ・市民は、日ごろの自主防災活動などに積極的に参加し、地域の繋がりを密にするとともに、非常時を想定して、消防団、災害ボランティアへの参加や地域防災リーダーを主軸とした地域の防災体制の確立に積極的に協力する。
- ・事業者は、防災対策に取り組むとともに、非常時には地域の一員として避難スペースの提供や物資の供給により市民の支援を行う。
- ・市民は、犯罪被害に遭わないようにするため、市民自らが防犯意識を高めるとともに、地域における防犯活動に参加する。
- ・市民は、街路灯ランプ切れなどについての情報提供を行う。
- ・地域は、子どもが犯罪被害等に遭わないようにするため、防犯パトロールなどを実施する。
- ・事業者は、事業所や店舗などに防犯カメラを設置する。

- ・市民は、消費生活講座等に参加し、自ら消費生活に係る情報、知識を学び、消費生活に関する意識を高める。

6. 関連計画

- ・城陽市地域防災計画
- ・城陽市危機管理基本計画
- ・城陽市建築物耐震改修促進計画（平成29年度～令和7年度）
- ・城陽市国民保護計画

用語解説

*個別避難計画

避難行動要支援者（障がい者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。

第3節 地域の福祉を推進し、市民の自立を支援する



1. 現状と課題

- ① 近年、孤立死や自殺、虐待、ひきこもりや育児不安などが社会問題となるなど、市民一人ひとりが抱える生活課題はますます複雑化し多岐にわたっています。また、高齢化、核家族化の進行などを背景に、我が国の生活保護受給者数は高い水準を維持しています。このような中で生活課題等を解決し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちを実現するためには、市民一人ひとりが、日頃、身の周りで起こる問題はまず個人や家族内において解決をめざしながらも、個人や家族内で解決できない課題は地域でともに助け合うことにより解決に努めることが必要となっています。
- ② すべての人々が個性や違いを認めあいながら地域社会に参加できるように、地域の中での人と人とのつながりを大切にし、共に支え合い助け合う地域社会づくりが望まれています。また、生活の上で支援が必要になった場合でも、適切なサービスを利用して、安心して暮らせるまちづくりが求められています。
- ③ 行政においては、地域で解決しきれない問題について適切なサービスを提供するとともに、市民、関係団体、事業者との連携や情報の提供が求められています。

2. めざすまちの姿

- ・ 自助・共助・公助により生活課題等を解決することで、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちを実現します。
- ・ 被保護世帯などに対する必要な生活支援を行うことにより、健康で文化的な生活水準を維持しつつ世帯の自立助長をめざします。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
福祉分野でボランティア・市民活動に取り組んでいる市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	14.8	↑
「くらしと仕事の相談窓口*」相談者数	自立を促すために支援を行う「くらしと仕事の相談窓口」の相談者数	人	99	94
1年間で自立した世帯の割合	転出、死亡などを除いた生活保護廃止世帯数を全世帯数で除した割合	%	2.1	2.5

4. 施策の展開

①みんなが参加する福祉コミュニティづくり

身近な生活圏に密着しながら、校区社会福祉協議会を中心として展開されている小地域福祉活動（高齢者・障がい者・児童分野など）の充実と活性化に向けて、城陽市社会福祉協議会を通じて支援します。

社会福祉協議会を中心に取り組まれているボランティア活動を支援するとともに、地域での相談・情報提供活動を担っている民生委員・児童委員や、地域福祉に関わる各種団体との連携によって、市民の地域福祉活動の育成を図ります。

②総合的な地域ケアシステムの推進

福祉活動を展開する組織や団体などが、その活動の拠点として社会資源を活用することを支援します。

相談窓口や相談支援体制の確保、相談機能の強化を図るとともに、民生委員・児童委員、関係機関などとの連携の強化を図ります。

生活困窮者の自立のため、「くらしと仕事の相談窓口」を設置し、城陽市社会福祉協議会などの関係機関と連携のうえ、一人ひとりの状況に応じた自立支援に努めます。

複雑化し多岐にわたる生活課題に対応するため、重層的な支援体制の在り方について、調査・研究を進めます。

自殺防止のための電話相談を継続して実施するとともに、自殺につながる暮らしの中の不安や孤立の解消に向け、自殺対策に関する普及啓発を推進します。

③生活保護制度

生活保護制度を適正に実施するとともに、被保護世帯の自立のため、民生委員・児童委員や関係機関と連携し、個々の世帯に即した助言・指導など、必要な支援を行います。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、身の周りで起こる日常的な問題について、まず個人や家族内で解決できるかどうか考える。
- ・地域は、個人や家族内で解決できない課題について、互いに助け合うなど、地域コミュニティの醸成に取り組む。

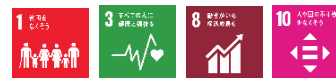
6. 関連計画

- ・城陽市地域福祉計画（平成30年度～令和5年度）
- ・城陽市自殺対策計画（平成30年度～令和4年度）

用語解説

*くらしと仕事の相談窓口

平成27年4月1日に生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い開設。働きたくても働けない、住むところがないなど生活全般の困りごとを抱える方からの相談を受け、専任の相談支援員が解決に向けた支援を行う窓口。



1. 現状と課題

- ① 国においては、平成25年4月に施行された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）により、障がい福祉に対するニーズの多様化やよりきめ細やかなサービスの提供に対応するため、「共生社会の実現」「障がい福祉サービス提供対象者の範囲の見直し」「サービス提供体制のさらなる整備」が進められることとされました。本市においても、各種障がい者手帳の取得者の増加に伴い、障がい福祉サービスに対するニーズの多様化が進んでいます。障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、就労など地域での生活支援をさらに推進するために、障がい福祉サービス提供事業所の確保が課題となっています。
- ② 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）に基づいて、市民一人ひとりが障がいに対する理解を深めるとともに、差別案件・虐待案件発生時の体制を強化する必要があります。
- ③ 障がい者の働く場所を維持・確保するため、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）に基づき、障がい者が働く障がい者支援施設等が供給する役務や物品の優先調達の拡大を図る必要があります。
- ④ 聴覚障がい者の社会参画を促進するため、平成27年4月に施行した「手で輪を広げる城陽市手話言語条例*」に基づき、手話を使える人を育成するとともに、手話を使いやすいまちをめざし、手話通訳者の増加を図る必要があります。

2. めざすまちの姿

- ・市民の障がいに対する理解を促進することで、障がい福祉サービス提供事業所の設置が円滑に進むよう取り組みます。
- ・障がい者差別案件・虐待案件が発生した際に、より迅速な対応を図ります。
- ・物品調達を拡大することにより、障がい者が働く施設等を間接的に支援し、障がい者の自立を助長するよう取り組みます。
- ・手話通訳者が増加することで、手話を使いやすい環境づくりを促進し、手話を必要とする障がい者等の自立した日常生活・社会生活を支援していきます。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
障がい理解に関する市民講座の参加者数	城陽市障がい者自立支援協議会*の活動の一環である市民講座に参加する年間の人数	人	180 (R元)	250

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
虐待防止対策事業の協力事業所数	虐待防止センターとの連携に係る委託契約先の事業所数	事業所	6	7
障害者優先調達推進法に基づく調達実績額	各年度の実績額	円	8,734,611 (R元)	9,400,000
手話通訳者の登録者数	各年度末の通訳者の登録者数	人	15	19

4. 施策の展開

①障がい理解の促進・障がい福祉サービス等の充実

障がいに対する知識や経験を深めるため、障がい福祉関係機関と連携し、効果的かつ魅力的な市民講座等を開催し、障がい理解の促進に努めます。

また、障がいのある人の就労など地域での日常生活の支援、障がい福祉サービスの利用者負担の軽減などの公的支援とあわせて、ボランティアによる支援活動の充実に努めます。

②障がい者差別の解消・虐待の防止

サービス提供事業所、相談支援事業所、医療機関、教育機関など関係機関の連携による「城陽市障がい者自立支援協議会」などを活用し、市内の障がい者差別・虐待案件解消・防止に努めます。

③障がい者支援施設等からの役務や物品の調達の強化

障がい者支援施設等からの役務や物品を優先的に調達することにより、障がい者の就労への意欲の向上や、金銭的な自立の助長につなげます。

④手で輪を広げる城陽市手話言語条例に基づく施策の推進

手話を使いやすい環境とするため、「手で輪を広げる城陽市手話言語条例」に基づき、手話を使える人を育成するとともに、手話を使いやすいまちをめざし、手話通訳者の増加を図ります。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、市民講座に参加し、障がいに対する理解を深める。また、手話によるコミュニケーション等、障がい者の日常生活を支援する。
- ・事業者は、障がい者に対する差別の解消に向けた取組を行うとともに、合理的配慮の提供に努める。

6. 関連計画

- ・城陽市障がい者計画（平成30年度～令和5年度）
- ・城陽市障がい福祉計画（令和3年度～令和5年度）
- ・城陽市障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）

*手で輪を広げる城陽市手話言語条例

手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、地域において手話が使いやすい環境を構築するため、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的な施策の推進を図り、もって全ての市民が心豊かに暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする条例。平成27年4月1日に京都府内初の手話言語条例として施行している。

*城陽市障がい者自立支援協議会

相談支援事業所の関係者、医師、教育職員、障がい者団体の代表、関係行政機関の職員等により構成する。協議会は、関係者が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者への支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。また、協議会には、5つの専門部会を設置し、障がい者を取り巻く課題を調査・検討している。



1. 現状と課題

- ① 全国的に出生率は低下しているものの、女性の社会進出など就業構造の変化や令和元年10月からの幼児教育・保育無償化の開始、また、本市特有の要因として、東部丘陵地等の整備による雇用増に伴う保育需要のさらなる高まりが予想されます。そこで、本市に住む子育て世帯が仕事と子育てを両立できるよう支援が求められています。
- ② 核家族化や地域の繋がり希薄化が進むことにより、家庭や地域での子育て力が低下している中、地域全体で子育てを支援する体制づくりを進めていくとともに、地域子育て支援センターや子育て世代包括支援センター、各保育所などにおいて子育てに関する相談や情報提供を行い、子育て家庭の孤立化を防ぐ必要があります。また、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭に対しては、自立支援に向けた相談援助体制の拡充などについての検討が求められています。
- ③ 今後増加が見込まれる本市の交流人口を定住に繋いでいくためには、若い世代が住みたいまち、これからも住み続けたいと思えるまちであることが重要な要素です。そこで、若い世代が安心して子どもを産み、のびのびと育てることができるような環境を整えることが求められています。
- ④ 親や身内からの児童虐待は、家庭内で行われることが多いため、一般的に外部からは発見しにくく、潜在化しやすい傾向があります。児童への虐待行為は、いかなる事情があっても決して許されるものではありませんが、近年はより複雑な家庭環境等が背景となっているケースが増加傾向にあります。こうした状況の中、児童虐待を未然に防ぐため、また、早期に発見・対応するためには、行政だけではなく児童に関わる社会全体で連携し、取り組むことが求められています。

2. めざすまちの姿

- ・保育所及び学童保育所の待機児童ゼロ維持に係る取組や、多様な保育サービスの提供により、仕事と子育ての両立支援を図ります。
- ・地域全体で子育てを支援する体制づくりを進め、ひとり親家庭を含めた子育て家庭の孤立を防ぎます。
- ・東部丘陵地等の整備による雇用増が見込まれることから、子育てしやすい環境整備を進めることで、子育て世代の定住をめざします。
- ・児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応が行える体制を整備することにより、一人ひとりの子どもの権利を守ります。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
保育所の待機児童数の状況	年度当初の保育所の待機児童数	人	0 (R3)	0
学童保育所の待機児童数の状況	年度当初の学童保育所の待機児童数	人	0	0
働くことと子育てが両立できる環境が整っていると感じている市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	54.5	↑

4. 施策の展開

①仕事と家庭の両立支援

仕事と子育てが両立できる環境を整備するため、保育士の確保や計画的な施設整備による受け入れ態勢の充実、並びに、病児・病後児保育*等の多様な保育サービスを実施します。

②豊かなコミュニケーションによる子育て支援

保護者の育児不安解消のため、地域子育て支援センターや子育て世代包括支援センターを核とした育児不安等についての相談業務や、LINEを活用した情報発信など、地域や多世代との交流を生かした子育て支援に努めます。また、各保育所等と連携し、身近な地域で気楽に相談できる機会を引き続き設けます。

③子育てしやすい環境の整備

子育て世代の定住を図るため、家庭、地域、学校、行政などの相互の連携・協力体制を充実強化するとともに、子どもたちの身近な遊び場の確保など、子育てしやすい環境を整えます。

また、子育ての負担軽減を図るため、0歳児から2歳児クラスまでの保育所保育料については、国の定める基準額から一定の軽減を行うとともに、第3子以降に対しては一定の所得制限を設けて保育所保育料及び副食費の無償化を継続します。

④児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応

児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応の取組を積極的に進めるため、令和4年度に新たに設置する「子ども家庭総合支援拠点（仮称）*」が中心となり、こんにちは赤ちゃん事業*の実施や、要保護児童対策地域協議会*による取組など社会全体で子どもを守る地域連携体制を強化します。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民や地域は、子育て世代の定住化を図るため、家庭や地域全体で子育てを支援するとともに、子育て世代の孤立化を防ぐため、必要なときは関係機関に情報提供を行い、連携を図れる環境をつくる。

6. 関連計画

- ・第2期城陽市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）

用語解説

*病児・病後児保育

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、または、回復期でまだ通園できない状態であり、保護者が家庭で子どもを保育できない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

*子ども家庭総合支援拠点（仮称）

市内に所在するすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とし、その福祉に関し、必要な支援に係る業務を行い、特に要支援児童及び要保護児童等への支援業務の強化を図ることを目的としたもの。

*こんにちは赤ちゃん事業

乳児のいる家庭の孤立化を防ぎ乳児の健全な養育環境の確保を図るため、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭（すでに新生児訪問事業等による訪問を受けた家庭を除く）を訪問する事業。

*要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や、適切な保護を図るためには、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であり、こうした多数の関係機関の円滑な連携・協力を確保するための場。

第6節 高齢者福祉を充実する



1. 現状と課題

- ① 本市においては、人口全体に占める高齢者の割合が高く、令和3年10月現在で33.9%となっています。今後は、団塊の世代が75歳以上となる令和7年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年に介護が必要となる高齢者が増加することを見据え、地域包括ケアシステム*のさらなる深化や、地域密着型サービスをはじめとする介護サービス提供体制の一層の充実を図る必要があります。
- ② 認知症高齢者の増加等、高齢者を取り巻く環境が複雑となる中、市民が納得し、かつ安心して介護サービスを受けることができ、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、認知症高齢者やその家族への支援の充実に努めていく必要があります。
- ③ 要支援・要介護状態になることを予防するために、市民一人ひとりが介護予防に対する認識を深め、また、一人でも多く参加できるよう事業の充実を図る必要があります。また、要支援状態であっても、できる限り重度化を防ぎ、より自立支援を徹底した予防給付の利用促進を図る必要があります。
- ④ 高齢化が急速に進む中、今後の地域の活力を維持・活性化していくためには高齢者の積極的な社会参加が不可欠です。このため、高齢者の能力や経験を地域の活性化につなげていけるよう、高齢者の生きがい創造や社会参加をサポートする仕組みが求められています。

2. めざすまちの姿

- ・介護施設を整備することにより、適正な介護サービスが受けられるようにします。
- ・地域包括ケアシステムを実現することにより、いつまでも住み慣れた地域で高齢者が自立した生活を営めるようにします。
- ・老人福祉センターや高齢者クラブ等における活動を支援することにより、生きがいづくりや社会参加活動を推進します。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
高齢になっても安心して地域で暮らせると感じている市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	67.4	↑
認知症サポーター*養成講座受講者	認知症サポーター養成講座受講者数の累計	人	2,193	3,000
介護予防活動実施団体	住民主体でゴリゴリ元気体操*に取り組む団体数	団体	9	39
高齢者クラブ会員数	高齢者クラブ会員数	人	3,713	4,000

4. 施策の展開

①高齢者が安心できる福祉サービスの提供

住み慣れた地域で高齢者が自立した生活を営めるよう、「地域包括ケアシステム」のさらなる深化に取り組むとともに、介護が必要な時に安心してサービスを受けることができるよう、地域密着型サービス等の計画的な整備に努めます。

②認知症高齢者施策の推進

今後増加が予想される認知症高齢者を地域で支えていくため、医療機関等との連携を図りながら、早期診断・対応等、本人や家族への支援を実施する体制を推進していきます。

③総合的な介護予防の推進

介護予防の推進、関係者間の意識共有と自立支援に向けたサービスの推進等を基本に事業を実施するとともに、要支援状態にあっても、できる限りその重度化を防ぐことができるよう、介護予防サービスの充実を図ります。

④高齢者の生きがい活動への支援

高齢者の生きがいづくりや社会貢献、就業などの社会参加活動を推進するため、老人福祉センターや高齢者クラブ、シルバー人材センター等における活動を支援します。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、生きがいづくりや社会活動へ参加し、要介護状態にならないよう介護予防に取り組む。
- ・地域は、高齢者が安心して暮らせるよう見守りを行う。

6. 関連計画

- ・城陽市高齢者保健福祉計画・第8期城陽市介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）

用語解説

*地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、ニーズに応じた住まいが提供されることを基本として、生活上の安全・安心・健康を確保するために、住まい・医療・介護・予防・生活支援が、日常生活の場である日常生活圏域において包括的・継続的に提供されること。

*認知症サポーター

認知症について正しい知識を持ち、地域において認知症高齢者やその家族を温かく見守る応援者。

*ゴリゴリ元気体操

医療法人啓信会の協力のもと作成した、身体機能の維持・向上に効果のある介護予防体操。



1. 現状と課題

- ① 近年、本市では全国と同様に急速な高齢化や生活習慣の変化により高血圧症、脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病が増加しています。これに伴い虚血性心疾患や脳血管疾患、糖尿病の合併症などを引き起こすことで医療費が増大し、また介護が必要な人が増加しています。このような中で、市民一人ひとりが健康に関心を持ち、「健康寿命の延伸」を図る必要があります。生活習慣病は自覚症状の無いことが多く、早期発見・早期治療には、各種の健（検）診等を受診する必要があることを、市民自らが認識してもらえよう、さらなる啓発を図り、市民自らの健康意識の改革を促すことが引き続き重要な課題です。また、生活習慣病の重症化予防についても、重要な課題です。
- ② 市民の健康意識を醸成するため、広報や個別通知のほか、健康教室、健康相談、訪問指導等を実施し、生活習慣病の予防など健康に関する情報の提供を行っています。今後は、新型コロナウイルス感染症の感染状況やこれに伴う生活習慣の変化に対応した効果的かつ効率的な健康づくりを推進する必要があります。

また、多くの医療機関が休診日となる日曜日、祝日及び年末年始における市民の健康を確保するために、休日急病診療所を開設し、緊急的に医療を必要とする市民の対応を行っています。今後も、十分な感染対策を講じて運営する必要があります。
- ③ 国民健康保険については、平成30年度から財政運営が都道府県を単位として広域化され、運営の安定化に寄与しています。一方で、被保険者の高齢化や生活習慣病の増加等により、一人当たりの医療費は増加傾向にあり、加えて、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響等によって、被保険者の健康状態の悪化や負担能力の低下等が懸念されており、国民健康保険の運営は、依然として予断を許さない状況にあります。国民皆保険制度を堅持するため、将来にわたって持続可能な制度運営を図る必要があります。
- ④ 周産期にある者や子育て世代、障がい者、ひとり親家庭、高齢者等、全ての世代が安心して医療を受けられるよう、負担の軽減を図る必要があります。

なお、子育て支援医療においては、子育て世代の経済状態にかかわらず、安心して医療を受けられるよう、医療費負担を軽減する対象者の拡大に努めてきました。

2. めざすまちの姿

- ・定期的に健（検）診を受けて自分の健康状態を把握できる環境づくりに努めます。
- ・自分の体の状態に応じた生活習慣の改善等、健康づくりを支援します。
- ・医療制度の適正な運用により、誰もが安心して医療を受けられるよう取り組みます。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
特定健康診査*受診率	城陽市国民健康保険加入者における特定健康診査受診率	%	47.1 (R元)	60.0
特定保健指導*実施率	城陽市特定健康診査における保健指導実施率	%	42.6 (R元)	60.0
乳幼児健康診査の受診率（3か月児健康診査）	受診者数／対象者数	%	97.5	↑
自主的に健康づくりを行っている市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	60.4	↑
ジェネリック医薬品*利用率	ジェネリック医薬品の数量／（ジェネリック医薬品の数量＋先発医薬品の数量＋ジェネリック医薬品の数量）	%	76.8	80.0

4. 施策の展開

①健（検）診、保健指導を受診しやすい体制の強化

各種健（検）診、保健指導の受診率を上げるため、市民ニーズを把握するとともに、医師会等関係機関との連携体制の強化に努めます。また、健診未受診者への積極的な受診勧奨や訪問による保健指導を積極的に行います。

②市民の健康を守るための環境整備

成人保健については、コロナ禍における健康づくりに関する情報提供を行うとともに、広く若い世代から健康づくりに関心を持っていただけるようにSNSを活用した発信を行います。

母子保健については、子育て世代包括支援センターを拠点に専門職による面談や相談、各種健診等を通じて、妊娠期からの健康づくりを支援するとともに、出産及び産後の育児を行う環境の充実に努めます。

休日急病診療所については、引き続き、十分な感染防止対策を講じながら運営を行います。

③国民健康保険の充実

被保険者一人ひとりの健康課題にあわせた保健事業を推進し、疾病予防に努めるとともに、医療費の適正化や国民健康保険料の適正な賦課を通じて国民健康保険の安定的な運営に努めます。

④総合的な医療支援の充実

さらなる高齢化の進行に対応し、健康の保持と必要な医療を確保するため、医療保険の適正な運営や疾病の予防等、保健事業を推進します。

また、経済的な負担軽減を図るため、子育て支援医療、心身障がい者医療、ひとり親家庭医療、老人医療、不妊治療等医療費の助成を行います。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、自分の健康は自分がつくるという思いを持って、積極的に健康づくりに取り組む。
- ・市民は、健診を進んで受診するなど、自分の身体の状態を知るように努めるとともに、規則正しい生活を心がける。
- ・市民は、医療費の適正化を図るため、ジェネリック医薬品を積極的に選択する。

6. 関連計画

- ・第2次城陽市健康づくり計画<健康じょうよう21>（平成26年度～令和5年度）
- ・第3期城陽市特定健康診査等実施計画（平成30年度～令和5年度）

用語解説

*特定健康診査

40歳～74歳までの方を対象とした、内臓脂肪の蓄積に着目した生活習慣病の予防のための健康診査。

*特定保健指導

特定健康診査の結果から、メタボリックシンドロームのリスクや生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による予防効果が期待できる人を対象に行う、生活習慣を改善するための支援（保健指導）。リスクの度合いに応じて「情報提供」「動機付け支援」「積極的支援」に分類され、それぞれ必要に応じた支援を行う。

*ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品とは後発医薬品とも呼ばれ、効き目や安全性が実証されている医薬品（先発医薬品）と主成分が同一であることなどが審査され、国から製造・販売が承認された低価格な医薬品。ジェネリック医薬品の価格は先発医薬品の7割～3割であることから、ジェネリック医薬品に切り替えることで、医療費負担が軽減できる。



第1節 学校教育を充実する

1. 現状と課題

- ① 幼稚園教育・学校教育においては、確かな学力、豊かな心、健康な体など「生きる力」を育むことが重要な課題であり、社会変化に柔軟かつ的確に対応する能力の育成や資質の向上が求められています。GIGAスクール構想*の実現に向け、ICT推進マスター*等を全ての小・中学校に配置し、ICTの活用による子どもたちの可能性を引き出す学びを推進します。学力向上に向け、学力診断テストや全国学力・学習状況調査などの結果を活用し、個に応じた指導や授業改善に努めています。教職員の資質向上も課題であり、実践的な指導力を育成するため、教職員研修についてさらに充実を図る必要があります。
- ② 保護者及び地域住民等の学校運営への参画の促進や連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等と信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むために、全ての小中学校において学校運営協議会（コミュニティ・スクール*）の充実を図る必要があります。
- ③ いじめや不登校などに迅速かつ的確に対応するため、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な支援策を講じる必要があります。不登校やいじめ問題に対してスクールカウンセラー*や教育充実補助員（不登校対策）*などを配置するとともに、城陽市適応指導教室との連携を図ります。
- ④ 就学前教育に対するニーズが多様化する中、今後も公立幼稚園の充実と私立幼稚園の支援に努める必要があります。
- ⑤ 障がいのある子ども一人ひとりの自立や社会参加をめざし、教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を就学前から中学校卒業後まで、多様な学びの場において切れ目なく支援を受けられるよう、特別支援教育をさらに推進する必要があります。

2. めざすまちの姿

- ・幼稚園・学校・家庭・地域社会が連携し、地域の子どもたちが周囲の人々の愛情や信頼、期待等に「包み込まれているという感覚」を実感できるようにします。
- ・確かな学力（知）、豊かな人間性（徳）、たくましい心身（体）の調和がとれた子どもを育てます。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
学校運営協議会（コミュニティ・スクール）による事業	学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を実施する小中学校のコーディネータ配置校数	校	15	15
学校が楽しいと感じている児童生徒の割合	中学校生徒アンケートによる回答結果	%	73.4	85.0

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
不登校児童数の割合（小学校）	欠席日数が年間30日以上の児童数の割合	%	0.79	0.30
不登校生徒数の割合（中学校）	欠席日数が年間30日以上の生徒数の割合	%	5.23	2.30
幼児教育センター利用者数	市立幼稚園に設置している幼児教育センターの利用者数	人	678 (R元)	1,500

4. 施策の展開

①学力向上事業の充実

ICT教育の活用により、子どもたちの可能性を引き出す学びを推進するとともに、いかなる状況下においても、子どもたちの学習保障を図ります。児童生徒の学習状況を把握し、個に応じた指導の充実を図ります。教員の授業力向上のために、研修会や実践交流会を実施します。「城陽市子どもの読書活動推進計画」を踏まえ、ボランティアや学校図書館司書の活動の充実等による図書館教育の充実を図ります。城陽子ども文化・科学賞により、児童生徒の学びの意欲と創造力や表現力を育て、城陽へのふるさと意識の醸成を促します。

②学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の推進

学校運営協議会制度の定着に向けて、市民や地域の人々を対象とした研修等を実施します。

家庭・地域・学校が連携し、一体となってより良い学校教育の実現に取り組みます。

また、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）にて熟議を重ね、課題や目標・ビジョンを共有するとともに、地域の人材や教育力の活用に努めます。

③不登校対策事業の充実・いじめ対策事業の充実

「城陽市いじめ防止基本方針」を基に、いじめ問題等様々な生徒指導上の問題に対して、スクールカウンセラーや教育充実補助員（不登校対策）を配置するとともに、城陽市適応指導教室との連携を強化し、各学校での不登校対策、トラブルの未然防止に努めます。

④公立幼稚園の充実

幼稚園教育要領に基づき、創意工夫を生かした教育課程を編成し、特色ある園づくりに努めます。3歳児保育や預かり保育時間の延長、試行的に幼稚園給食を実施しており、今後も保護者の勤労形態の多様化等に伴うニーズに対応していきます。

また、幼児教育センターや遊びの広場など、地域の子育て支援事業を行います。

さらに、障がいのある幼児一人ひとりの教育的ニーズに応じ、特別支援加配教諭の配置等きめ細かい指導に努めます。

⑤特別支援教育の推進

障がいのある幼児や児童生徒一人ひとりの個性や能力の伸長に努め、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行い、自立し社会参加する資質や能力を育てます。

また、「交流及び共同学習」を推進するとともに、特別支援教育について保護者や地域社会への啓発に努めます。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、読書ボランティアや社会人講師等、学校の活動について、協力支援を行う。
- ・市民は、城陽子ども文化・科学賞や「ふるさと城陽」絵画コンクールに積極的に応募する。
- ・地域は、学校運営協議会制度により、開かれた学校づくりの協力支援を行う。
- ・地域は、いじめや不登校に関心を持ち、地域全体で子どもたちを見守る。

6. 関連計画

- ・城陽市子どもの読書活動推進計画（平成29年度～令和8年度）

用語解説

*GIGAスクール構想

「児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる」という文部科学省の構想。

*ICT推進マスター

学校における教員のICT活用をサポートし、ICTを活用した授業等を教員がスムーズに行うための支援を行う。

*コミュニティ・スクール

「学校運営協議会」を設置している学校を指す。学校運営協議会は保護者や地域住民などから構成され、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べる等の取組を行う。

*スクールカウンセラー

不登校、いじめ問題等対策のために臨床心理士を配置し、児童生徒や保護者からの相談を受けたり、教職員へのアドバイスをを行う。

*教育充実補助員（不登校対策）

不登校の未然防止、早期発見、早期対応にあたり、不登校傾向にある生徒に対して教室や別室での学習等の支援や登校支援を行う。

*城陽市子どもの読書活動推進計画

子どもが自主的に読書に親しめるようにするため、読書環境の整備や読書に親しむための機会の提供等について、家庭や学校等の役割や具体的な取組等について定めた計画。



第2節 教育環境を充実し、健全な青少年を育成する

1. 現状と課題

- ① 小中学校施設の耐震化については、構造部材の耐震化を達成し、普通教室の空調設備整備についても完了しました。今後の施設改修については、定期的な大規模改造や長寿命化改修を計画的に進めていく必要があります。
- ② 通学路の安全確保などを計画的に進めていく必要があります。
- ③ スマートフォンをはじめとするインターネットの普及など高度情報化による新たな形のいじめや犯罪被害、薬物乱用その他凶悪犯罪など、低年齢化している青少年問題は深刻な状況にあります。青少年健全育成市民会議など青少年育成関係団体とのさらなる連携が必要です。
- ④ 青少年の健全育成に向け、社会性や自主性を育む活動や支援を行っています。社会全体のモラル低下や価値観の多様化が進むとともに、家庭を含めた地域社会における人間関係の希薄化や社会の基本的なルールへの認識が弱まるなど、様々な課題が指摘されており、今後も青少年の健全育成に向けた活動や支援を進め、充実していく必要があります。
- ⑤ 子どもたちの健やかな成長に資する小中学校完全給食を実施するとともに、地域の自然、食文化、産業等についての理解を深めるため、地元食材の利用促進により地産地消を進めています。大量調理に利用可能な供給者と体制の確保が課題となっています。

2. めざすまちの姿

- ・児童・生徒が安心して生活できるまちづくりを行います。
- ・児童・生徒が快適に学べる教育環境を整備します。
- ・青少年を地域全体で見守り、その成長を支援する社会をめざします。
- ・青少年がたくましく生きる力や命の大切さを学ぶ遊びや体験などの場を充実します。
- ・給食を生きた教材として活用し、地域の自然、食文化、産業等についての理解を深めるとともに、地元野菜の利用促進により地産地消をめざします。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
学校トイレ洋式化率	市内小中学校15校における洋便器数／全便器数	%	36.3	50.0
青少年健全育成施策への参加者数	各種事業への参加人数	人	2,803	2,900
城陽産食材使用割合	給食の城陽産食材使用量／全使用量	%	8.5 (H30)	10.0

4. 施策の展開

①トイレ改修の実施

小・中学校における現状のトイレの主な問題である「汚い、臭い」及び「洋便器が少ない」を解消するために、トイレの洋式化等の改修を行うことで教育環境の向上を図ります。

②通学路安全対策の推進

児童・生徒の通学時の安全確保を一層充実するため、通学路の安全点検、安全対策を実施します。

③社会環境の再構築と青少年健全育成体制の充実

人間関係のつながりや社会のルールについて青少年が理解を深めるため、家庭や地域、学校の役割をお互いが自覚し、協力し合う社会環境の再構築に努めます。また、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある環境または行為から青少年を保護するため、警察等と連携した見回り活動や環境整備に努めます。

青少年の健全育成に係る施策について、中長期的な視点に立って、計画的かつ総合的に推進します。また、青少年健全育成団体などが実施している取組を周知するため、広報活動を充実します。さらに、青少年健全育成市民会議の各種活動への支援を行うとともに、地域の青少年育成団体との協働により、青少年の社会参加への支援を進めます。

④豊かな体験活動の推進

青少年の社会性や自主性を育むため、スポーツ活動や文化活動などへの支援を行います。また、青少年の健全育成に対する理解を深めるため、講演会や研修会の開催など教育や学習環境の充実に努めます。さらに、城陽の歴史や文化を学ぶ機会を創出することにより、地域への理解と愛着を深め、創造力豊かな青少年を育成します。

学校などの公共施設を、子どもの安心・安全な居場所として活用し、地域社会の中で、子どもたちを心豊かに健やかに育てる環境づくりを推進します。

⑤地元野菜の利用促進

給食を生きた教材として活用し、地域の自然、食文化、産業等について理解を深めるとともに、地元食材の利用促進により地産地消に努めます。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、地域・学校を核としたボランティア活動や、子どもたちが様々な人に出会う交流の機会や多様な体験活動に積極的、自発的に参加し協力する。
- ・ボランティア団体は、継続可能なボランティア活動の開拓と後継者を養成する。
- ・地域は、地域の子どものと積極的に関わり、見守る。
- ・市民は、子どもの育成に関する学習会に積極的に参加する。

6. 関連計画

- ・城陽市学校施設等長寿命化計画（令和2年度～令和11年度）



第3節 生涯学習・社会教育を充実する

1. 現状と課題

- ① 社会教育関係団体の活発な活動を期待し、支援を行っていますが、社会の潮流や現状と特性を踏まえた支援内容の検証、検討が必要です。
- ② 社会がどのように変化しても、生涯を通じて市民の多様な学習意欲を充たし、市民自らの生活の向上・充実につながる内容と地域の特性を生かした多様な学習機会の提供が求められています。また、個人の尊厳と人権が尊重される社会が実現されるよう配慮した生涯学習事業を実施する必要があります。
- ③ 学校・家庭・地域が連携し、社会全体での子どもの教育の推進が求められており、学校支援地域本部事業*や放課後子ども教室等を活用・充実していく必要があります。地域の力を活用するため、市民の学習成果を地域に還元できる仕組みづくりが求められています。
- ④ 図書資料の充実について、図書所蔵計画に基づき利用者のニーズに応じた図書の選定と所蔵を図っていく必要があります。また、読書ボランティア会議の開催や読書ラリーの実施など関係機関と連携し、図書館を核とした読書活動を推進していくとともに、新しい生活様式に基づいた読書活動の推進が求められています。

2. めざすまちの姿

- ・生涯を通じて市民が自らの多様な学習意欲を充たすため、市民自らの生活の向上・充実に向け積極的に学習に取り組める機会や場を提供します。
- ・個人や地域の力により、より良い地域社会となることをめざし、地域全体で子どもの教育を行います。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
生涯学習事業参加者数	生涯学習事業への参加者数	人	3,824 (R 元)	3,900
学校支援地域本部事業・放課後子ども教室実施校の数	学校支援地域本部事業・放課後子ども教室を行っている小・中学校の数	校	9	12
学校支援地域本部事業ボランティア数	学校支援地域本部事業に携わっている市民の人数	人	790	2,250
市立図書館・コミュニティセンター図書室における市民一人当たりの図書等の貸出点数	市民一人当たりの貸出点数	点	5.9 (R 元)	6.6

4. 施策の展開

①生涯学習の充実と推進

社会環境の変化に的確に対応し、市民が主体となった生涯学習を推進していくため、社会教育委員会等でき引き続き議論します。

②学習機会の充実と学習支援

生涯学習に対する関心を高めるとともに、学習活動を促すため、学習情報の提供や「城陽市民大学*」等の学習機会の提供に努めます。

③地域社会の教育力の向上

生涯学習事業を通じた家庭・地域の教育力の向上に努めるとともに、学習結果が地域に還元されることで、より良いまちづくりをめざします。また、学校支援地域本部事業や、放課後子ども教室等により、学校・家庭・地域の3者が連携し、地域全体で青少年の育成に取り組むとともに、市民の豊かな文化を育みます。

④図書館の充実

幼児・児童図書を充実するとともに、利用者のニーズに合った図書資料の選書・更新について検討します。また、府・市の「子どもの読書活動推進計画」に基づき、保育園・幼稚園、学校、ボランティアグループなどとの連携を図りながら、子どもの読書活動を推進します。さらに、利用者の利便性の向上のため、利用者検索用端末（OPAC）のコミセン図書室への導入を進め、図書除菌機の導入など新しい生活様式に基づいた読書活動の推進を図ります。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・各々の団体が、自主的・積極的に活動する。
- ・市民は、利用者同士が配慮しながら施設の利用を行う。
- ・市民は、積極的に図書館・コミュニティセンター図書室を利用する。

6. 関連計画

- ・城陽市生涯学習推進計画（平成29年度～令和8年度）
- ・城陽市子どもの読書活動推進計画（平成29年度～令和8年度）

用語解説

*学校支援地域本部事業

社会がますます複雑多様化し、子どもを取り巻く環境も大きく変化する中で、学校が様々な課題を抱えているとともに、家庭や地域の教育力が低下し、学校に過剰な役割が求められている。

学校支援地域本部は、学校だけが教育の役割と責任を負うのではなく、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることを目的とし、ひいては学校教育の充実、生涯学習社会の実現、地域の教育力の向上をそのねらいとしている。

*城陽市民大学

市民の方々が、自分の生きがいや自己実現を探究するお手伝いの場として、城陽市教育委員会が主催する生涯学習事業。自然・科学、健康、歴史、文学・教育、ライフ、人間等、様々な分野からなるコースを設けて、自己学習の支援を行う。毎年コースの見直しを行い、平成28年度からは新たに特設講座、特別連携講座を設け、更に充実した内容で学習をサポートする。



第4節 文化芸術を振興する

1. 現状と課題

- ① 本市には縄文時代から奈良時代までの6件の国指定史跡があり、正道官衙遺跡・森山遺跡・芝ヶ原古墳の整備に引き続き、久津川車塚古墳の整備事業を行っています。国指定史跡の公有地化や整備、整備後の活用が課題です。
- ② 市内の貴重な文化財を後世へと継承していくため、市指定文化財の指定、文化財説明板の設置、発掘調査現地説明会や講座の開催等、文化財保護意識の普及・啓発活動を推進しています。市内の多様な文化財の把握や普及・啓発方法の充実が課題です。
- ③ 歴史民俗資料館では、調査研究活動の成果をもとに常設展示や企画展示を開催し、また、小中学生や高齢者を対象とした授業や教室を開催するなど普及活動に取り組みましたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に伴う影響により来館者数が減少しました。今後は、感染予防対策を行いつつ、展示や普及活動を実施するとともに、幅広く周知するためのSNSなどを利用した広報活動を強化するなど、来館者の増加に向けた積極的な取組が必要です。
- ④ 市民とともに地域資源の魅力を発信し、市外から多くの人を呼び込むため、市内の文化財を自然・文化・産業などとともに地域資源として活用するエコミュージアムの取組を進めています。地域資源の掘り起こしや継続的な活用、市内外へのPR活動の推進が課題です。
- ⑤ 文化団体などとの協働により、市民の自主的な文化芸術活動を推進しています。また、市内で活躍する指導者の発掘や情報発信など文化芸術活動への支援が課題です。

2. めざすまちの姿

- ・文化財を保存・継承することにより、市民がふるさとの誇りと愛着心をもてるまちをめざします。
- ・市民との協働で、文化財、文化芸術を自然・文化・産業とともに地域資源として活用し、新名神高速道路の開通やJR奈良線の複線化、東部丘陵地の整備などにより増加が見込まれる交流人口を市内に呼び込み、にぎわいと活力のあるまちをめざします。
- ・エコミュージアムコア施設・文化財の調査研究施設である歴史民俗資料館を充実し、ふるさとの地域資源を次世代に伝承していくまちをめざします。
- ・文化芸術活動を行う市民一人ひとりの自主性、創造性を尊重するとともに、市民が生涯にわたって文化を享受し、健康で生きる喜びを感じながら暮らしていけるまちをめざします。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
市指定文化財数	市指定文化財数	件	33	36
歴史民俗資料館来館者数	年間の歴史民俗資料館来館者数	人	9,394 (R元)	11,000

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
エコミュージアム参加者数	年間のエコミュージアム事業参加者数	人	6,467 (R元)	6,500

4. 施策の展開

①文化財の保護と活用

文化財の保護・保全及び活用に向けて、文化財およびその周辺の環境整備や適正な維持管理を行うとともに、発掘調査を実施し、適切な保存のための資料作成を行います。

久津川車塚古墳をはじめとする国の史跡指定地について、城陽市史跡整備委員会からの意見を踏まえた整備計画を策定し、計画的に整備します。また、建造物や仏像などの文化遺産の保全に努めます。

②文化財保護意識の普及・啓発

市民の文化財保護意識向上のため、文化財保護意識の普及・啓発活動により、文化財愛護精神の涵養に努めます。また、市民の郷土愛を育むため、地域の歴史や伝統文化について積極的に紹介し、理解と愛着心の醸成に努めます。

③歴史民俗資料館の充実

ふるさとの地域資源を次世代に伝承していくため、市民ニーズに応じた常設展示や企画展示などの充実努めます。また、文化歴史民俗資料、古文書、民俗民具などの調査研究を進めるとともに、学校教育と連携し、利用促進に努めます。さらに、エコミュージアムのコア施設としての機能の充実を図るとともに、ホームページやフェイスブックを活用した広報・普及活動の充実に努めます。

④エコミュージアムの推進

市内の自然・文化・産業などとともに文化財を地域資源として市民と共に活用する体制を構築し、市民がふるさとの誇りと愛着心を持ち、広く市外に本市の魅力を発信し、多くの人を呼び込めるように努めます。

⑤文化芸術活動の推進・充実

文化芸術推進会議を引き続き開催し、文化芸術の推進に関する調査審議を行うとともに、文化芸術協会や市民の文化芸術活動への補助など市民が様々な文化芸術に触れる機会や自らの文化芸術を発信する場を設けることに努め、市民の文化芸術の創造及び発展に努めます。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、自然・文化・産業などと同様に、市内の文化財を地域資源として保存・活用することに積極的に関わり、ふるさとの誇りと愛着心をもつ。

6. 関連計画

- ・城陽市文化芸術振興計画（平成29年度～令和8年度）

第5節 スポーツ・レクリエーションを振興する

1. 現状と課題

- ① 健康増進への市民意識が高まり、生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しめる環境整備が求められています。健康寿命を延ばし医療費を抑制するため、市民一人ひとりが主体的、日常的に健康づくりに取り組み、スポーツ・レクリエーションを楽しむ施策の充実と市民理解を深める必要があります。
- ② スポーツ関係団体やスポーツ推進委員と共に、多種多様なスポーツ・レクリエーション活動のプログラムやスポーツ施設情報の提供など市民ニーズにあわせたサービスを提供してきており、一定の成果をあげています。今後、さらなる活動の普及と定着に向けた指導者の育成が必要です。
- ③ 城陽市総合運動公園などのスポーツ・レクリエーション施設の老朽化が進行していることから、修繕が必要となっています。
- ④ 京都サンガF. C. 唯一の公式練習場のあるホームタウンとして各種支援策を推進するとともに、ホームタウンであることの認知度を向上させ、まちの活性化につなげる必要があります。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症感染拡大によるスポーツ・レクリエーション活動の縮小からの回復のため、市域におけるスポーツ等の活性化に向けた取組を進める必要があります。

2. めざすまちの姿

- ・市民一人ひとりが主体的、日常的に、城陽市総合運動公園などのスポーツ・レクリエーション施設を活用しながら健康づくりに取り組みます。
- ・あらゆる世代の市民が、性別や障がいの有無に関わりなく、健康でいきいきと生きがいをもって暮らせる社会づくりをめざします。
- ・各種スポーツにおいて本市の選手の活躍を激励し、競技力の向上をめざすなど、スポーツのまち城陽としてまちの活性化をめざします。
- ・市民が京都サンガF. C. の選手と交流し、サンガのホームタウンとしてまちの活性化をめざします。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
市民一人当たりのスポーツ施設利用回数	年間市公共スポーツ施設利用者総数／人口	回	4.0 (R元)	4.3
全国スポーツ大会出場人数	スポーツ振興事業費助成金交付者数(団体含む)	人	90 (R元)	90
京都サンガF. C. のホームタウンであることを認識している市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	76.4	↑

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
総合運動公園宿泊施設の宿泊者数	総合運動公園宿泊施設の年間宿泊者数	人	10,463 (R元)	18,000

4. 施策の展開

①スポーツ・レクリエーション活動の推進と共生社会の実現

生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しめる教室や大会などの開催、支援に努め、地域コミュニティの再生や地域住民の健康の保持増進に向けて、総合型地域スポーツクラブの育成を支援し、子どもの外遊びやスポーツ活動を通じた体力づくりの機会や場を提供します。

②各団体との連携（支援）と指導者の育成

市民一人ひとりが日常生活の中にスポーツ・レクリエーションを取り込み、活動できるよう、スポーツ協会（社会体育振興会、スポーツ団体連合会、スポーツ少年団）などとの連携及び育成、支援を図ります。また、親しみやすいスポーツ・レクリエーションの振興を目的として、機会および場づくりに努めるとともに、初心者に対して活動の普及と定着に向け、スポーツ推進委員会を中心とした指導者の育成に努めます。

③スポーツ・レクリエーション施設の充実

市民ニーズを把握し、市民が快適で安全にスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、城陽市総合運動公園、市民プール等の施設の更新に努めます。

また、アイリスイン城陽、プラムイン城陽については、老朽化する施設の更新に努めるとともに、スポーツ・レクリエーション施設と連携した利用促進に努めます。

④京都サンガF. C. の支援

国際競技力の向上にも寄与する京都サンガF. C. を市民とともに支援し、京都サンガF. C. を城陽市のシンボルとした市民が誇れるまちづくりを進め、まちの活性化に努めます。

⑤スポーツ・レクリエーション活動の活性化の推進

新型コロナウイルス感染症感染拡大によるスポーツ・レクリエーション活動の縮小からの回復のため、市内に所在する拠点施設での活動を支援するとともに、障がい者が精神的及び身体的な能力等を伸ばし、効果的な社会参加を促し、障がいのある者と障がいのない者がスポーツを通して、共に親しめる仕組みづくりを進めます。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、一人ひとりが健康づくりに取り組む重要性を理解し、主体的、日常的にスポーツ・レクリエーションを楽しむ。
- ・スポーツ協会等は、スポーツ・レクリエーション事業に取り組み、地域スポーツ推進等の中心となって市民がスポーツに楽しめる機会を提供する。
- ・スポーツ少年団等は、地域の青少年のスポーツ活動等を支え、将来の市民のリーダーとなる人材を育てる。
- ・市民は、市民総合スポーツ大会、区民運動会などに積極的に参加し、地域のつながりを大切にす
- る。
- ・市民は、スポーツ施設の利用を適切に行う。
- ・市民は、京都サンガF. C. のホームタウンとしてサンガの応援に努める。

6. 関連計画

- ・城陽市生涯学習推進計画（平成29年度～令和8年度）



第1節 魅力的な住環境をつくる

1. 現状と課題

① 快適な都市空間を確保し良好な住環境を形成するため、周辺環境と調和し、まちづくり上必要となる道路、公園などの公共施設が配置されるよう、開発行為等に対し、適切な事業の実施を誘導する必要があります。

また、駅周辺の既成市街地においては、用途地域や高さ規制の見直し等により居住地の確保及び居住性の向上を図ることが求められています。

② 市内には京都府屋外広告物条例に基づく許可を取得していない屋外広告物が多数見受けられます。そのため、無許可広告物に対して許可申請及び除却等の指導・啓発を行う必要があります。

③ 適正に維持管理されていない空家が増加傾向にあることから、深刻化しないよう予防策を講じる必要があります。

2. めざすまちの姿

- ・将来的な市民ニーズに沿った、市としての土地利用構想に合わせて規制・誘導を行うことにより、安全で快適な住環境の形成を図ります。
- ・屋外広告物の適正な規制・誘導により、秩序ある良好な市街地景観を創出します。
- ・開発事業者に対して「城陽市開発指導要綱」に基づく協議を行い、良好な都市環境の形成を推進します。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
中高層マンション建設等による供給戸数（寺田駅周辺区域）	供給戸数	戸	150	220
空き家バンク利用件数	年間利用件数	件	17	30

4. 施策の展開

①秩序ある市街地の誘導

周辺環境と調和した安全で快適な住環境を確保するため、開発事業者や施工者に対し「城陽市開発指導要綱」及び関連法令等の規定に基づく指導や要請等を通して、適切な事業の実施に向けて誘導します。

また、市の土地利用構想に基づき、駅周辺の既成市街地においては用途や建築物の高さなどの見直し等を行い高度利用の促進を図ります。

②屋外広告物の適正な規制・誘導

屋外広告物の実態把握に努めるとともに無許可広告物に対して許可申請及び除却等の指導・啓発を行い、良好な景観形成の推進を図ります。

③空家対策

維持管理されていない空家については、所有者等に適正な管理を促します。

また、空き家バンク制度や三世代近居・同居住宅支援制度により、空家の流通促進を図るとともに、三世代が協力し合い安心して暮らすことのできる居住環境の形成を図ることにより、転入者及び定住人口の増加を図ります。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、土地利用構想の策定にあたり、市の将来像について意見を述べる。
- ・市民は、空家等の住宅ストックの有効活用に協力する。
- ・開発事業者は、良好な都市環境の形成に努める。

6. 関連計画

- ・城陽市都市計画マスタープラン（平成30年度～令和9年度）
- ・寺田駅周辺施設整備計画（案）
- ・城陽市空家等対策計画（平成30年度～令和9年度）



第2節 緑豊かなまちを実現する

1. 現状と課題

- ① 本市は木津川の流れや東部の丘陵部を中心に広がる緑豊かな山林・緑地や農地など自然環境に恵まれており、これまで受け継いできた緑の保全を行うとともに、引き続き緑化の推進に取り組んでいく必要があります。
- ② 公園や緑地については、老朽化が見られるため、適切な維持管理に努めるとともに、地域に親しまれ、より利用しやすい憩いの場となるよう、整備に取り組む必要があります。

また、城陽五里五里の丘（府立木津川運動公園）については令和3年3月に南側区域の全面が供用開始されるとともに、同月、「府立木津川運動公園（北側区域）の基本計画」が策定され、北側区域先行整備エリアの基本方針、導入機能がまとめられました。今後、基本計画等を踏まえ、早期に整備されることが求められています。

2. めざすまちの姿

- ・受け継がれてきた緑を守り、次世代へと継承するまちをめざします。
- ・市民が緑化に取り組み、まちに花と緑を拓げます。
- ・緑を生かした安全・安心なまちをめざします。
- ・市民生活、生態系を考慮した水と緑のネットワーク*を形成します。
- ・協働して緑化を進めるまちをめざします。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
緑化フェスティバル参加者数	緑化フェスティバルの参加者数	人	8,000 (R元)	8,400
水や緑などの自然環境に満足している市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	77.9	↑

4. 施策の展開

①都市緑化の推進

市民、地域、企業等による都市の緑化を推進するため、鴻ノ巣山や優良農地、寺社仏閣の緑の保全を行うとともに、住宅地や事業所敷地、道路の緑化に努めます。

また、緑化フェスティバルなどのイベント等を通じて市民等の緑化意識の高揚に努めるとともに、緑化支援策として、結婚・誕生記念の植物の配付や花いっぱい運動支援事業等を推進します。

②公園・緑地の整備及び維持管理

都市環境や都市景観の向上とともに、地域に親しまれ、より利用しやすい憩いの場となるよう、適切な維持管理と整備に努めます。

また、城陽五里五里の丘（府立木津川運動公園）の北側区域については、山城地域全体の活性化に資する公園、近隣施設と相乗効果が期待できる公園として、早期の整備促進を府に要望します。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民一人ひとりが、まちに愛着を持ち、緑のまちづくりの主役としての責任感と自覚を持ち、緑のもたらす機能を理解し、緑とふれあう機会に積極的に参加する。
- ・市民は、自宅の庭や地域の公園など、身近な緑づくりに取り組む。

6. 関連計画

- ・城陽市緑の基本計画（平成25年度～）

用語解説

*水と緑のネットワーク

森林、公園、緑地、小中学校などの緑の多い場所を、街路樹や河川沿い、民有地などの緑で結び、生物多様性に配慮したネットワークの創出をめざすもの。



第3節 上下水道の適切な管理運営を図る

1. 現状と課題

- ① 我が国における水道事業の水需要は、給水人口の減少、節水意識の高まりや各種節水機器の普及などによる節水型社会の浸透により、減少傾向にあります。本市においても、一日平均配水量は平成18年度に25,992m³/日であったものが、令和2年度現在、21,785m³/日となっており、新市街地整備、東部丘陵地先行整備などの各種施策の展開により見込まれる水需要を考慮しても、減少傾向になると予測しています。

また、本市の水道事業は人口の増加などに対応するため、これまで、浄水場、配水池などの多くの施設や水道管の整備を進めてきましたが、これらの施設等が順次、耐用年数を迎え老朽化していくために老朽化対策などの費用が必要となる中で、将来にわたって安定的に水道事業を運営していくためには、財政基盤の強化が必要です。
- ② 本市は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、また、周辺には多数の活断層が分布し、とりわけ生駒断層帯を震源とする大規模地震の発生が想定される地域となっています。このため、水道事業では、災害時においても安定して水道水を供給するために、基幹管路*の耐震化の向上を優先しつつ、老朽管の計画的な更新を進めていく必要があります。
- ③ 近年、集中豪雨による水道施設の被害が相次いでおり、水道施設が浸水し、1か月以上の施設停止を余儀なくされた他団体の事例もあります。本市においても第3浄水場系統の施設において、河川の氾濫で浸水被害が生じる可能性があります。このため、水道施設の浸水対策の検討を進めていく必要があります。
- ④ 住民生活の根幹となる水道事業の持続性確保は全国的に重大な課題であり、国は市町村に対し広域化・共同化や人材の確保・育成、官民連携などによる基盤強化を求めています。本市においても、人員及び知識・経験の不足が顕在化しつつある中、持続的経営に有効な方策や次世代職員への技術継承を確実に実施していく仕組みを検討することが必要です。また、水道事業の広域化・共同化についても検討を進めていく必要があります。
- ⑤ 公共下水道を整備するためには、多額の施設投資が必要です。そのため本市では、多額の企業債を借り入れて整備を推進してきました。本市における企業債・長期借入金残高は、建設事業の減少により、新規での企業債発行額よりも償還額の方が上回るため、近年減少傾向にありますが、全国平均よりも依然として高い状況です。また、資金不足額が生じており、慢性的な運転資金不足となっていることから、厳しい経営状況が続いています。今後、管路の耐震化や老朽化対策などに費用が必要となる中で、将来にわたって安定的に公共下水道事業を運営していくためには、財政基盤の強化が必要です。
- ⑥ 公共下水道事業においては、近年の頻発する地震により、国の指導において、地震発生時における施設の被害を最小限にとどめるため、耐震化を図ることが重点項目とされています。特に本市は、水道事業においても述べたとおり、生駒断層帯を震源とする大規模地震の発生が想定される地域となっています。このため、災害時においても管路の流下能力・機能を確保するために、既設管路の耐震化を進めていく必要があります。
- ⑦ 公共下水道事業を管理・運営するためには、専門的な技術・知識を有するとともに、災害時などの緊急時対応も実行していくための危機管理能力を有する人材が求められます。本市におい

ては、周辺団体と比べて公共下水道事業に携わる職員数が少なく、次世代職員への技術継承を確実に実施していく仕組みを検討することが必要です。また、公共下水道事業の広域化・共同化についても検討を進めていく必要があります。

2. めざすまちの姿

- ・安心安全な水道水の供給などの給水サービスを継続・持続します。
- ・水道施設の維持管理・更新等を着実に実施します。
- ・適正な水道料金を基に、健全な水道事業を経営します。
- ・下水道管の維持管理・更新等を着実に実施します。
- ・適正な下水道使用料を基に、健全な公共下水道事業を経営します。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
水道有収率	水道料金の対象となった水量／配水量	%	97.3	↑
公共下水道の水洗化率	水洗化人口／処理区域内人口	%	94.5	97.5

4. 施策の展開

①水道事業の財政基盤の強化

今後増加が予想される、管路の更新をはじめとする更新費用の財源確保や負担の公平性について考え方を整理し、維持管理時代にふさわしい適正な水道料金水準について検討します。

②水道事業基幹管路の耐震性の確保

基幹管路については、地震による管路被害をできるだけ軽減し、応急復旧や応急給水を迅速に実施するため、地盤の状況を考慮し、優先度の高い路線から優先的に整備を進めます。

③河川氾濫による水道施設の浸水被害対策

想定浸水深への対応として、浸水防止パネルの設置や更新時における階高の再設定などの対策を進めます。

④水道事業の持続性の確保

先進事例や新たな手法も含めて調査を行い、本市に一定の技術力を確保しつつ、持続的経営に有効な方策を検討するとともに、専門的な技術・知識を有する人材を育成するため、引き続き、外部研修会などへの参加や必要な資格の取得などを積極的に取り組んでいきます。また、水道事業の広域化・共同化について、京都府、府営水受水市町や近隣市町等と情報を共有し、取組を進めます。

⑤公共下水道事業の財政基盤の強化

一般会計繰入金を増額や適正な下水道使用料の改定等により財源を確保し、資金不足の解消を行い、財政基盤を強化します。

⑥重要な公共下水道事業管路の耐震性の確保

被災した場合の影響度や被災するリスクの高い国道24号などの緊急輸送道路や鉄道軌道下に敷設されている管路から、優先的に耐震診断を実施し、耐震性能が不足する場合には耐震化工事を順次行っていきます。

⑦公共下水道事業の持続性の確保

専門的な技術・知識を有する人材を育成するため、引き続き、外部研修会などへの参加や必要な資格の取得などを積極的に取り組んでいきます。また、公共下水道事業の広域化・共同化について、近隣市町などと情報を共有し、取組を進めます。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民及び事業者は、速やかに下水道に接続する。
- ・市民及び事業者は、受益者負担の原則に基づき、水道料金、下水道使用料を支払う。

6. 関連計画

- ・城陽市水道事業ビジョン（経営戦略を兼ねる）（平成30年度～令和9年度）
- ・城陽市下水道事業ビジョン（経営戦略を兼ねる）（令和2年度～令和11年度）

用語解説

*基幹管路

導水管・送水管およびφ300mm以上の配水管。

第4節 安全で快適な道づくりを推進する

1. 現状と課題

- ① 道路は、市民生活や経済・社会活動を支える重要な社会資本であるとともに、災害時における避難や復旧に欠かすことのできない施設です。本市は古くから京都と奈良を結ぶ交通の要衝として南北の道路は発達していますが、東西方向の道路網が脆弱なため、都市計画道路の早期整備が課題となっています。東西方向の幹線道路として、平成29年度には国道24号から主要地方道城陽宇治線の間において、都市計画道路塚本深谷線を供用しましたが、引き続き交通渋滞の緩和や市内交通の円滑化を図るため、都市計画道路の整備を進める必要があります。
- ② 生活道路については、「安全・安心みちづくり事業」において交差点改良や歩道整備、バリアフリー化などを、「住みよしみちづくり事業」においては老朽化側溝の改修を、「市民が主役のみちづくり事業」は地域提案型道路整備事業として地域と市が連携し道路の整備を行っています。この3つの事業を軸として多様化する道路に対する住民ニーズの視点にも対応するため、計画的に生活道路の整備を進める必要があります。
- ③ 今後の新名神高速道路や国道24号城陽井手木津川バイパスなどの広域交通ネットワークの整備にあわせ、市内の交通渋滞の緩和や市内交通の円滑化、安心安全なみちづくりを進めるため、都市計画道路や、生活道路の整備等を計画的に行う必要があります。

2. めざすまちな姿

- ・市内道路網整備により、交通の分散が図られ交通渋滞の緩和や円滑な交通の確保をめざします。
- ・住民ニーズの視点に立ち、安心安全なみちづくりや適切な維持管理を実施することにより、安全で快適な人にやさしい道を整備します。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
都市計画道路の整備率	(改修済+概成済(計画幅員の2/3以上の幅員が確保された道路))/都市計画決定道路延長	%	41.7	52.9
側溝改修率(道路延長)	側溝改修済延長/側溝改修対象延長	%	57.4	62.1
道路の利便性・安全性に満足している市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	39.0	↑
歩道の利便性・安全性に満足している市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	32.0	↑

4. 施策の展開

①幹線道路の整備

交流人口の増加も見据え、円滑で快適な交通網の確立のため、新青谷線、都市計画道路西城陽線の整備に取り組むとともに、新名神高速道路の整備、国道24号寺田拡幅の早期完成、国道24号城陽井手木津川バイパスの早期建設、府道上狛城陽線に接続する（仮称）南城陽バイパスの整備、府道城陽宇治線久津川交差点の改良、国道307号奈島区間整備、城陽―八幡連絡道路の新設などについて関係機関に要望します。

また、都市計画道路の整備とあわせて近鉄連続立体交差化事業を関係機関に要望していきます。

②生活道路の整備

歩行者の安全確保、日常生活に密着した安全で快適な道路整備を行うため、JR奈良線高速化・複線化第二期事業にあわせた踏切改良や歩道整備に取り組むとともに、隅切り改良、老朽化側溝の改修を行い、安全で快適な道路整備を推進します。

③道路の適切な維持管理

道路の安全性・快適性を確保するため、事故の発生する恐れが高い箇所を優先的に整備していくとともに、道路側溝清掃等、市民と協働して道路の適切な維持管理に努めます。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、道路整備の計画・事業実施に協力する。
- ・市民は、道路の清掃、除草などに協力して取り組む。
- ・市民は、道路などの損傷状況を市に知らせる。

6. 関連計画

- ・城陽市都市計画道路網計画（平成29年度～）



第5節 交通安全対策を推進する

1. 現状と課題

- ① 本市における交通事故発生状況の長期的推移をみると、継続的な交通安全対策の取組などにより、発生件数および負傷者数は概ね減少傾向にありますが、歩道の整備などが十分でない箇所もあり、通学路などの生活道路について、さらなる安全対策を効果的に実施する必要があります。
- ② 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るため、交通安全対策協議会を主体に関係機関と連携し、交通安全・事故防止に取り組んでおり、今後も啓発活動を継続して実施する必要があります。
- ③ 放置自転車の撤去台数は概ね減少傾向にありますが、違法駐車や放置自転車など交通マナーのさらなる向上を図るため、今後も啓発活動を継続して実施する必要があります。

2. めざすまちの姿

- ・歩車道分離を基本とした道路改良や交通安全施設の整備の取組などにより、交通の安全確保をめざします。
- ・市、警察、学校、関係民間団体および家庭が互いに連携を取りながら、交通安全意識の向上に努めます。
- ・交通事故や違法駐車、放置自転車を無くすことにより、市民が通行しやすい安全な交通環境の形成をめざします。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
交通事故発生件数	年間交通事故発生件数	件	216 (R元)	129
歩道設置率	歩道設置済延長／歩道設置 計画延長	%	62.5	78.2
禁止区域当たりの放置 自転車回収 台数	年間放置自転車回収台数／ 禁止区域箇所数	台	5	0

4. 施策の展開

①交通安全施設の整備

通学路などの生活道路について、児童・生徒、一般歩行者や自転車利用者などの安全を確保するため、交通安全施設などを整備します。

また、交通事故多発箇所の調査・分析を体系的に実施し、特に危険性の高い箇所から優先的かつ効率的に交通安全施設などの整備を進めるとともに、必要な交通規制について要請を行います。

さらに、通過交通と通学児童・生徒が輻輳する地域については、市、地元、警察が協議をしてゾーン30の指定の検討を行います。

②交通安全啓発

小学生、中学生の交通安全教育を効果的に推進するため、警察や関係機関と連携し、学校教育において、道路を安全に通行する意識と能力や、自転車利用者として必要な知識・技能の習得を推進します。

また、高齢者の事故実態に即した啓発を行うとともに、高齢者の自主的な運転免許証返納を促進する支援施策を実施します。

さらに、城陽市交通安全対策協議会を主体に関係機関と連携し、市民一人ひとりに交通安全知識の普及や交通安全思想の高揚を図り、市民総ぐるみの交通安全啓発活動などを組織的・継続的に展開します。

③違法駐車や駅周辺の放置自転車対策

違法駐車が常態化している地域や路線において、警察などによる重点的な取締りの強化を要請するとともに、警察、消防および市の3者による「3色パトロール」の実施や自治会などと連携した啓発活動を行い、市民の駐車マナーの向上を図ります。

また、駅周辺における交通環境の向上に向けて、自転車放置禁止区域内の放置自転車の強制撤去を行うとともに、自転車利用者への放置禁止の啓発を推進します。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、自治会等での交通安全活動に参加する。
- ・市民は、事故の発生を防ぐため、交通安全マナーを守る。

6. 関連計画

なし



第6節 浸水被害の軽減を図る

1. 現状と課題

① 近年、異常気象による局地的な集中豪雨等により深刻な浸水被害が全国各地で発生しています。また、都市化の進展により、河川等への雨水の流出量が増加しています。現在、市内を流れる一級河川古川において、京都府施工により流下能力が従来計画の約1.5倍に引き上げられた計画で改修が進められています。

今後、古川改修を見据えた総合排水計画に基づく河川等の早期改修・整備促進、また、河川の流域のあらゆる関係者の協働による流域治水対策として、雨水貯留施設や雨水浸透施設の設置等の流出抑制対策に取り組む必要があります。

2. めざすまちの姿

- ・総合排水計画に基づく河川等の早期改修・整備促進、雨水貯留浸透施設の設置により、浸水被害を軽減します。
- ・浸水被害の軽減、適正な水辺空間の維持管理により、安らぎのある住環境を形成します。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
準用河川改修率	準用河川改修済延長／準用河川改修計画延長	%	83.2	94.3
川に親しみを持っている市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	34.4	↑

4. 施策の展開

①総合排水計画による施設の整備

浸水被害を軽減するため、総合排水計画に基づき、計画的に河道整備、雨水貯留浸透施設の設置などを行うとともに、事業者に対する指導・協議を進め、流域治水に取り組みます。

また、古川の河道拡幅及び、天井川である青谷川、長谷川の整備を関係機関へ強く要望するとともに、早期整備に努めます。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、浸透枿や雨水貯留施設の設置、庭などの緑地整備を行い、雨水流出を抑制する。

6. 関連計画

- ・城陽市総合排水計画（平成29年6月～）

第7節 環境を守り育てる



1. 現状と課題

- ① 地球温暖化など地球規模での環境問題が深刻化する中で、国は令和2年10月に「2050年カーボンニュートラル*」を宣言し、本市においても令和3年11月に「ゼロカーボンシティ」を表明しました。そこで、市域全体での温室効果ガス排出量削減に向け周知啓発を図るとともに、市が一事業者及び消費者としての立場から、今後も率先して環境に配慮した取組を進めていく必要があります。
- ② 環境保全とまちのにぎわいや発展が両立する持続可能な環境共生のまちの実現をめざす「第2次環境基本計画」の推進団体として、市民が安心・安全で快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的に、市、市民、市民団体、事業者で構成する「環境パートナーシップ会議」が活動しています。この「環境パートナーシップ会議」を中心に、環境保全活動として、「環境フォーラムの開催」をはじめ、環境問題に対する様々な活動が活発に行われていますが、ポストコロナ社会を見据えた新しい普及啓発活動を検討する必要があります。
- ③ 引き続き地域の環境の実態把握のため、大気や主要河川の水質の測定を行うとともに、近隣公害への対応やあき地の除草指導を進めていく必要があります。
- ④ 本市の豊富で良質な地下水は、貴重な水道水源であるとともに、湧水花きをはじめとする農業用水にも活用されるなど、市民共有の財産となっています。今後も地下水の有効利用と保全を図るため、水質保全に向けた調査・監視を継続していく必要があります。

2. めざすまちの姿

- ・市民協働による全市的な環境保全活動により、自然と調和した快適なまちづくりを進めます。
- ・環境汚染把握のための各種測定や、環境監視パトロールの実施等により、良好な生活環境を保全します。
- ・豊富で良質な地下水を、市民共有の財産として保全します。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
市全体のCO ₂ 排出量	市全体のCO ₂ 排出量	千t-CO ₂	293 (H29)	↓
環境パートナーシップ会議の会員数	市・市民・事業者で構成される城陽環境パートナーシップ会議の会員数	人	304	380
川や池のきれいさに満足している市民の割合	市民意識調査	%	24.2	↑

4. 施策の展開

①地球環境の保全

カーボンニュートラルの実現に向け、市域全体の温室効果ガス排出量を削減するため、「城陽市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき取組を推進します。

また、市の事務事業による環境負荷を低減するため、市独自環境マネジメントシステム「J-EMS」並びに「城陽市エコプラン」により、市が率先して環境に配慮した事業活動を展開します。

②市民協働による環境保全の推進

環境保全とまちのにぎわいや発展が両立する持続可能な環境共生のまちの実現のため「第2次城陽市環境基本計画」に基づき、城陽環境パートナーシップ会議を中心に、市民協働による環境保全活動を進めます。

③生活環境の保全の推進

良好な生活環境を保全するため、環境汚染把握のための各種測定や環境監視パトロールを実施します。

④地下水の保全

豊富で良質な地下水を保全するため、「城陽市地下水採取の適正化に関する条例」に基づく適正採取と合理的利用及び水質保全のための調査・監視に努めます。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民一人ひとりが、環境保全活動の重要性を認識し、身近な場所で活動に参加する。

6. 関連計画

- ・第2次城陽市環境基本計画（平成30年度～令和9年度）
- ・城陽市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（平成30年度～令和4年度）
- ・第4期城陽市エコプラン（平成30年度～令和4年度）

用語解説

*カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、森林などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること、つまり、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味する。

第8節 ごみの減量と資源のリサイクルを推進する

1. 現状と課題

- ① 大量生産・消費・廃棄に支えられたライフスタイルを見直し、資源循環の仕組みが確立された循環型社会*への転換が求められています。本市においては、城南衛生管理組合による処理施設の集約化、共同処理を実施しており、エネルギー回収、温暖化防止などに取り組んでいますが、さらにこれらの取組を進める必要があります。
- ② 市、市民、事業者がそれぞれの役割を果たし、排出者自身のごみ減量、資源化意識の向上を図るため、情報発信の強化に一層努める必要があります。
また、事業所におけるごみの発生抑制やごみの適正処理、資源化の推進が課題です。
- ③ ごみの発生抑制や減量化に関する市民の取組を支援し、「もったいない意識」の啓発に努め、無駄に捨ててしまわない消費行動を促進するとともに、不法投棄の根絶に向け、廃棄物不法投棄パトロールをはじめ、今後も監視体制を強化し、「自分たちのまちを汚さない」気運づくりや美化運動の取組を推進する必要があります。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、ごみ収集業務の継続性がクローズアップされました。今後は、緊急時や災害時などの廃棄物処理方法を検討し、他市町とのさらなる連携強化や相互支援体制を整備するとともに、収集体制の効率化、ごみ減量・資源化を進める必要があります。

2. めざすまちの姿

- ・市、市民、事業者がごみ減量・資源化意識の向上により、各主体の役割を果たすことで、ごみ処理によるCO₂排出量を抑制するとともに、循環型社会の実現をめざします。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
年間ごみ排出量	燃やすごみ及び燃やさないごみの合計量	t	19,182	18,577
資源化物率	ごみ及び資源物の合計量に対する資源物量の割合	%	18.35	18.62

4. 施策の展開

①ごみの減量化・資源化の推進

本市の廃棄物処理行政の指針となる「城陽市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの発生抑制・減量化・資源物の分別徹底、ごみの減量や資源化等に関する情報の提供を積極的に進めます。

また、城南衛生管理組合構成市町と連携し、ごみ処理コストの削減に配慮したごみの減量化、資源化に取り組み、今後もエネルギー回収、温暖化防止など効率的なごみ処理をめざし、広域での共同処理を進めます。

②ごみの適正処理

城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例等に基づき、ごみの適正な処理を確保するとともに、一般廃棄物処理業の許可制度の運用を進めます。

また、ごみ収集作業の効率化を図りながら、市民に対しごみステーションの衛生保持、管理の効率化、ごみの適正処理について啓発を推進します。

さらに、事業所に対しては、自己処理に関し適正な収集運搬や排出の指導に加え、ごみの減量やリサイクルに関する情報を提供するなど積極的に取り組みます。

なお、ごみステーションから金属等資源物を持ち去る行為を城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例で禁止していることから、持ち去り行為に対するパトロールを実施し、適正処理を推進します。

③環境衛生の向上

地域の良好な環境を維持し、衛生的で快適な生活環境を保持するため、市、市民、事業者、環境団体、環境ボランティアなどが協働して、環境意識の高揚・マナー向上など地域で盛り上げ、不法投棄防止などの実効性を高めます。

④緊急時・災害時の対応

城陽市災害廃棄物処理計画に基づき緊急時や災害時などの廃棄物処理を適正かつ円滑・迅速に行う体制確保に努め、広域的に他市町との連携強化や相互支援体制の整備に努めます。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、ごみの分別及び減量化を徹底する。
- ・事業者は、ごみの排出抑制及び再資源化に取り組む。

6. 関連計画

- ・城陽市一般廃棄物処理基本計画（令和4年度～令和13年度）
- ・容器包装リサイクル法に基づく第9期市町村分別収集計画（令和2年度～令和6年度）
- ・城陽市災害廃棄物処理計画

用語解説

*循環型社会

製品のリサイクル（再利用）、リユース（再使用）、リデュース（廃棄削減）を行うことにより、有限である資源を持続可能な形で循環させながら利用していく社会。

第1節 市民参加と協働を推進する

1. 現状と課題

- ① 少子高齢化が進み、市民ニーズが多様化する中で、市民が幸せや豊かさを実感できるまちづくりを実現するためには、行政の力だけではなく、市民自身も自治の担い手として参加することが求められています。協働のまちづくりに向けて、引き続き市民活動団体の育成等に取り組むとともに、ポストコロナ社会においても市民活動団体が継続的に活動できるよう市民活動支援センターによる取組を進める必要があります。
- ② 地域においては、多くの市民が積極的に自治会に参加し、地域の絆を育みながら、より暮らしやすいまちづくりを進める必要がありますが、近年は、自治会加入世帯数が減少しています。今後、自治会加入世帯数を維持できるよう、自治会の活性化に向けて、補助金制度の見直しや自治会支援策の充実などの検討を進めます。
- ③ コミュニティセンターにおいては、自粛生活の長期化により、人や地域社会とのつながりが減少する中、新しい生活様式に対応した新たなコミュニティ事業の展開とポストコロナ社会に適応した施設整備を進める必要があります。
また、築年数が経過していることから施設の老朽化が進んでいるため、計画的な改修・更新による施設の長寿命化と利便性向上を図る必要があります。

2. めざすまちの姿

- ・市民と行政がそれぞれの特性を生かして、協働によるまちづくりを進めます。
- ・市民が主体的に地域活動やまちづくりに参加する“城陽力”の発揮を後押しし、市民が主役となるまちをめざします。
- ・自治会の自主性を尊重しながらその活動を支援することにより、自治会の活性化を図り、地域コミュニティの連携を深めます。
- ・コミュニティセンターにおいて、地域の特色を生かした活動を展開することにより、地域住民の交流を活性化します。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
市民活動支援センター1日平均利用者数	市民活動支援センター年間利用者数／年間開館日数	人	24.5 (R元)	25.0
市民活動支援センター登録団体数	市民活動支援センターに登録されている団体の数	団体	76	92
自治会加入世帯数	自治会に加入されている世帯の数	世帯	19,779	19,779
コミュニティセンター利用者数	年間コミュニティセンター利用者数	人	361,790 (R元)	362,000

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
困ったときに近所に相談できる人や手助けを求められる人がいる市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	58.1	↑

4. 施策の展開

①NPO・ボランティア等による市民活動の推進

ポストコロナ社会においても、市民の主体的な地域活動が活発に展開されるよう、新しい生活様式に対応した情報提供や学習会・交流会の開催支援など、市民活動支援センターの取組の充実に努めます。

また、地域活動の活性化、活動団体の交流促進などを図るため、活動の中心となるリーダーの発掘、育成に努めます。

②自治会の活性化の推進

コミュニティ活動が活性化されるよう自治会組織の育成を支援するとともに、自治会だよりの発行や自治会長研修会を開催するなど、自治会の活性化に向けた取組を進めます。

また、地域における市民の身近な活動の場となる自治会集会所などの整備を支援します。

③コミュニティ事業の推進

コミュニティセンターを核とした主体的・自立的な地域社会を形成するため、地域住民が主体となった運営により、地域ニーズに応じた地域住民の交流と連帯感の醸成をめざす事業を支援します。

また、コミュニティセンターが、ポストコロナ社会においても、ふれあい・交流の拠点として定着し、快適に安心して利用できるよう感染症対策を講じながら、施設の維持管理を行います。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、自らがまちづくりに参画する視点を持ち、自治会や子ども会などの地域活動に参加し、地域の連携を深める。
- ・地域住民は、コミュニティセンターにおいて、地域ニーズに応じた事業を企画・実施する。

6. 関連計画

なし

第2節 まちの魅力発信を推進する

1. 現状と課題

① 開かれた市政の推進には、市政情報をきめ細やかに提供するとともに、市民意識を共有し、市民と行政の信頼関係を築くことが求められます。本市においても、市民に市政の現状と課題を正しく伝えられるよう、広報紙やホームページ、FMラジオ、SNS（Twitter、Facebook）、動画コンテンツなどの各種広報メディアや、出前講座を効果的に活用し、市政情報をタイムリーに提供しています。

また、情報を求める人へより迅速かつ確実に届けられるプッシュ型の発信手法として、スマートフォン上のメッセージングサービスアプリであるLINEによる情報発信を始めました。今後は、新名神高速道路の開通や東部丘陵地の整備などにより交流人口の増加が見込まれることから、市全体で市の魅力を内外に向けて発信することがより重要となるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国内で相次ぐ自然災害を受け、防災や危機管理に関する情報への注目が高まったことで、これまで以上にタイムリーな情報発信を行っていく必要があります。

② 本市においては、市長ふれあいトーク、市政懇談会などで、市民意識や市政に関する意見を積極的に把握するとともに、パブリックコメント*の実施により、各種計画づくりの市民参画機会の充実や多様な市民の意見・要望などの政策決定への反映にも努めているところです。広聴活動の充実に向けては、各広聴事業の対象者の拡大や周知啓発の強化などにより、今後も積極的な市民意見の把握に努める必要があります。

③ 行政情報の積極的な公開や提供により行政運営の透明性が強く求められている中、本市においては、他市に先駆けて、平成元年に「城陽市情報公開条例」を制定し、公文書開示請求制度を運用しています。市民から信頼される市政を推進するため、行政運営の透明性を確保することが求められていることから、市が保有する情報のうち、法令等に抵触しない情報について、資料提供等によって積極的な公開・情報発信を行っていく必要があります。

④ デジタル社会の進展に伴い、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立が求められており、令和3年に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律においては、個人情報保護制度に係る全国的な共通ルールを法律で定めることが示されています。今後は、個人情報保護法等の適正な運用を行い、デジタル社会を踏まえた個人情報の保護を図るとともに、データの利活用のバランスを図っていく必要があります。

2. めざすまちの姿

- ・市全体で多様な広報メディアなどを効果的に活用して情報発信を進めることにより、市内の人々に市の魅力を広めます。
- ・広聴事業の充実により、市民の多様なニーズや様々な地域課題を的確に把握し、市政への反映に努めます。
- ・市の保有する行政情報について、積極的な公開や資料提供を進め、行政運営の透明性の向上を図ります。
- ・個人情報保護制度を適正に運用し、行政が保有する個人情報の適正な取扱いを徹底するとともに、行政のみならず企業、団体、地域なども含め、個人の権利、利益の保護を図ります。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
市ホームページへのアクセス数	ホームページ全体の年間アクセス件数	件	1,852,715	1,966,000
市からの情報発信・提供に満足している市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	65.8	↑
行政情報資料コーナーの資料数	行政情報資料コーナーの資料数	点	346	364

4. 施策の展開

①情報発信の強化

市の内外に向けて効果的に情報を提供できるよう、「広報じょうよう」などの広報媒体に加えて、ホームページや各種SNS、出前講座など、多様な方法による戦略的な情報発信に努めます。また、各行政分野において、市内企業や関連団体などとも連携し、きめ細かな情報発信、市のPRに努めます。

②市政への市民参画の仕組みづくり

行政と市民が一体となってまちづくりを進めるため、各種事業のPRに努めるとともに、市政懇談会、市長ふれあいトーク、パブリックコメントなどを実施し、市民が行政に対して意見が提案しやすい環境づくりに努めます。

③行政情報の積極的な提供

市民の市政への理解を深めることを目的に、行政情報資料コーナーに配架する資料を充実し、市民がより多くの行政情報に触れられるように努めます。

④個人情報の適切な管理

より一層の市民の信頼を得るため、個人情報を適切に管理するとともに、法令等に基づき、制度を適正に運用します。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、市が発信する情報や対話の機会を利用し、積極的に市政に参加する。
- ・市民は、一人ひとりが市の良い点を対外的にPRする。

6. 関連計画

なし

用語解説

*パブリックコメント

行政が政策や計画などを立案するにあたり、広く住民の意見を求めることで、住民の意見を政策決定に反映させる機会を持たせる制度。

第3節 人権の尊重・女性の活躍を推進する



1. 現状と課題

- ① 基本的人権は、日本国憲法で保障されているように「侵すことのできない永久の権利」であり、その尊重は、豊かな社会の実現に欠くことのできない条件です。本市においても、基本的人権を尊重するための取組を実施してきましたが、現実には同和問題をはじめ様々な差別が未だに存在しており、また、新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見が新たな問題となるなど、人権問題はまだまだ後を絶たない状況です。平成28年3月に策定した「第2次城陽市人権教育・啓発推進計画」に基づき、すべての市民の人権が尊重される社会をめざすため、「山城人権ネットワーク推進協議会」に参画し、様々な人権問題の解決に向けた広域的な取り組みを実施していますが、さらに市民との協働により一人ひとりの人権が尊重される取組を一層推進していく必要があります。
- ② 女性も男性もすべての個人が互いに人権を尊重し、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見などを解消し、男女平等と多様性を尊重する意識の醸成が課題となります。
また、新型コロナウイルス感染症の拡大により懸念されるDVや性暴力の増加、女性の雇用への影響を注視し、適切な対応が必要です。
- ③ 拠点となる男女共同参画支援センター「ぱれっとJOYO」の充実を図り、推進団体との協働による啓発事業を効果的に行い、男女共同参画社会の実現のための取組を促進する必要があります。

2. めざすまちの姿

- ・学校、地域社会、家庭、職場などのあらゆる場や機会を通じて人権教育・啓発活動を推進することにより、すべての人の基本的人権の尊重と人権という普遍的文化の構築をめざします。
- ・すべての市民が性別に関わりなく個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる分野に参画する機会が保障され、責任を分かち合える男女共同参画社会の実現をめざします。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
人権が尊重されていると思う市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	71.1	↑
男女が平等であると感じる市民の割合	男女共同参画社会に関するアンケート結果	%	男性 24.3 女性 12.8 (R 元)	↑
男女共同参画啓発イベントの参加者数	各種イベントの参加者数	人	3,251 (R 元)	4,000

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
男女共同参画支援センターぱれっとJOYOへの参画団体数	男女共同参画推進団体として登録している団体数	団体	29	33

4. 施策の展開

①人権尊重の推進及び人権侵害救済制度の確立

憲法に保障された基本的人権が尊重される社会を確立するため、「第2次城陽市人権教育・啓発推進計画」に基づき、人権に関する意識の醸成や啓発活動などの取組を推進します。

また、「山城人権ネットワーク推進協議会」に参画し、企業や民間団体とも連携する中で、人権尊重理念の普及と様々な人権問題の解決に向けた広域的な取組を推進します。また、市民及び各種団体で組織する「部落解放・人権政策確立要求城陽市実行委員会」を中心として、京都府や山城地区の実行委員会と連携しながら、人権侵害救済制度*の早期確立を国に強く要請します。

②男女共同参画社会の推進

男女共同参画に関する市民理解を深める啓発活動、政策・方針決定過程への女性の参画促進など、「第4次城陽市男女共同参画計画さんさんプラン」に基づく取組を進めます。

③男女共同参画社会の環境整備

男女共同参画社会の実現に向けた環境を整えるため、女性活躍推進の取組やワーク・ライフ・バランス推進のための情報提供を図るとともに、DV被害及び女性特有の妊娠・出産などの健康に関する支援等、女性を取り巻くさまざまな問題に対する相談の実施と啓発に努めます。

また、男女共同参画支援センター「ぱれっとJOYO」を拠点とした取組を進めるとともに、市民・事業者との連携、協力による事業推進に努めます。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、人権について常に高い意識を持ち、相手を尊重し、思いやりを持って行動する。
- ・市民は、人権問題が発生したときには速やかに行政に連絡や相談をする。
- ・市民・事業者は、男女共同参画社会の実現に向けた取組や支援方策に参画する。

6. 関連計画

- ・第2次城陽市人権教育・啓発推進計画（平成28年度～令和7年度）
- ・第4次城陽市男女共同参画計画さんさんプラン（令和3年度～令和12年度）

用語解説

*人権侵害救済制度

あらゆる差別を禁止し、人権侵害を受けた被害者を救済する制度。

第4節 都市間交流を推進する

1. 現状と課題

① 姉妹都市である大韓民国慶山市やアメリカ合衆国バンクーバー市を中心に、都市間交流を推進しており、文化・経済など社会全般にわたり国際化が進む中で、諸外国との交流を促進することにより、さらなる友好親善と相互理解を深めていくことが必要です。

また、国内においても、鳥取県三朝町と国内姉妹都市として盟約を締結しているところであり、それぞれの都市の有する地理・風土・歴史等の相違を認識し、草の根交流等を通じて愛着を深めることで、活力あるまちづくりを推進していくことが必要です。

② 国際交流協会への支援を行い、語学講座や市民参加の交流事業などを通して、市民が豊かな国際性を育み、国際理解を深められるよう努めているところであり、引き続き、学習機会や国際交流の機会の提供に取り組む必要があります。

③ 市内に在住する外国人に対する日本語教室の実施や外国語表記の生活ガイドの作成に取り組んでおり、市内在住外国人が安心して生活できるよう、引き続き、国際交流協会等と連携した支援に努める必要があります。

④ 平和な社会を形成するため、昭和61年の国際平和年に際し「平和都市宣言」を行うとともに、平成22年度には平和首長会議へ加盟したところです。

また、戦争体験記の発刊や小・中学生の広島派遣、平和のつどいなど平和に関する取組を進めるとともに、平和の尊さについて市民自らが考え、行動できる施策を展開していくことが必要です。

2. めざすまちの姿

- ・国際交流では、諸外国との交流を促進することにより、友好親善と相互理解を深め、市民の豊かな国際性を育てる環境づくりを行うことで、世界の恒久平和に寄与することをめざします。
- ・国内交流では、様々な分野で相互の理解と交流を深めることで、自分の住む都市の魅力を再発見する契機となり、活力あるまちづくりに繋がることをめざします。
- ・平和都市宣言の精神に基づき、市民とともに世界の恒久平和への啓発を推進することにより、人類共通の願いである平和な社会の実現をめざします。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
国際交流協会会員数	個人、団体、賛助・法人の会員合計数	人	412 (R元)	412

4. 施策の展開

①都市間交流の推進

国際友好・親善を促進し世界平和へ寄与するため、国外姉妹都市である大韓民国慶山市、アメリカ合衆国バンクーバー市をはじめとした国際交流を推進します。

また、様々な分野での交流を通じて、相互理解・親善を深めるとともに、住民福祉の向上と地域社会の発展に資するため、国内姉妹都市である鳥取県三朝町をはじめとした国内交流を推進します。

さらに、行政間交流だけでなく、様々な分野における、市民が主役となった草の根交流を推進するとともに、感染症対策の観点から、ICT等を活用した交流方法についても、検討します。

②国際感覚豊かな人材の育成

国際感覚豊かな人材を育成するため、国際交流協会への支援を行い、語学講座をはじめとした事業を通して、国際理解の環境づくりと学習機会を提供するとともに、国際交流活動の実践や外国語教育の充実に努めます。

③外国人への生活支援

市内に在住する外国人が安心して生活できるよう、国際交流協会とも連携し、外国語による表記、日本語支援ボランティアの育成や日本語習得への支援といった環境整備を行うなど、多文化共生のまちづくりを推進します。

④平和都市の推進

戦争の悲惨さ、平和の尊さ、生命の大切さを後世に伝えるため、平和都市宣言の趣旨に基づいた平和に関する啓発活動や教育を行い、市民とともに平和都市を推進します。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、大韓民国慶山市、アメリカ合衆国バンクーバー市、鳥取県三朝町との交流活動に積極的に参加する。
- ・市民は、さまざまな国際交流活動に積極的に参加し、国際的な視野、感覚などを養う。
- ・市民は、平和の問題は他人事ではなく自身の問題であることを認識するように努める。

6. 関連計画

なし

第1節 適正で効率的・効果的な行政運営を推進する

1. 現状と課題

- ① 令和6年度の新名神高速道路（大津～城陽間）の開通を活用した新たな事業や少子高齢化等に対応するとともに、市民サービスの維持・向上を図るため適正な職員数を確保する必要があります。
- ② 人材育成のため効果的な研修を進め、次世代を担う人材を育成する必要があります。
- ③ 全国的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、職員への感染防止対策を行うとともに、行政機能を維持するため、テレワーク等働き方改革の取組を行う必要があります。
- ④ 平成28年度に策定した城陽市公共施設等総合管理計画及び令和2年度までに策定した個別施設計画に基づき、各施設の長寿命化等を図っていく必要があります。
また、公有財産などの管理に関して、経営的な視点をもって適切な財産管理に努めるとともに、公共施設については、その設置目的や活用状況を踏まえ、指定管理者制度の適正な運用やさらなる外部委託の導入など効率的、効果的な管理運営を行う必要があります。
- ⑤ 市政に対して、これまで以上に市民からの信頼を確保するため、透明性、公正・公平性を図った入札契約制度の維持などを行っていく必要があります。
- ⑥ 少子高齢化の進行や多様化するニーズに的確に対応するため、限りある資源を最大に活用し、最小の経費で最大の効果を得るという観点から、民間活力の活用や、DX*の推進などによる行政の効率化が必要です。

2. めざすまちの姿

- ・適正な定員管理を進めるとともに、市民から信頼される市政運営を担える人材づくりを行います。
- ・公共施設等の老朽化及び利用者ニーズの変遷に適切に対応し、安心・安全な施設運営を推進します。また、公有財産などの管理に関して、経営的な視点をもって効率的、効果的な財産管理を行います。
- ・透明性、公正・公平性を図った入札契約制度を維持します。
- ・適正で効率的・効果的な行政運営を推進することにより、健全経営で市民から信頼されるまちをめざします。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
職員数	職員数	人	492	539
市役所職員の仕事や対応を信頼している市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	70.0	↑

4. 施策の展開

①適正な定員の管理

効率的・効果的な行政運営を行うため、職員の年齢構成や雇用と年金の接続、また新名神高速道路の開通を契機とした今後のまちづくりの取組などを踏まえ、定員管理計画により、適正な定員の管理に努めます。

②人材の育成

自主研修や集合研修、派遣・委託研修など職員の研修機会を確保し、一人ひとりの能力開発に努め、環境の変化に対応できる政策形成能力を備えた笑顔で規律ある人材を育成します。

③テレワークの推進

新型コロナウイルス感染症対策として、感染拡大時に職員の安全を確保し、持続的な行政運営を可能とするため、テレワークを推進します。

④公有財産の適正な管理

城陽市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、安心・安全な公共施設を維持するため、老朽化施設の長寿命化等適正な維持管理を推進するとともに、利用者ニーズの変遷や活用状況を踏まえ、既存施設の効率的、効果的な活用に努めます。

また、経営的な視点をもって適切な財産管理に努めるとともに、公共施設の設置目的や活用状況を踏まえ、指定管理者制度の適正な運用やさらなる外部委託の導入など効率的、効果的な管理運営を進めます。

⑤入札契約制度の維持

市民の信頼を得るため、透明性、公正・公平性を図った入札契約制度を維持します。

⑥民間活力の活用とDXの推進

民間などにより実施することが適当な業務については、行政が取り組むべき範囲を見極めた上で、行政責任の確保を前提としながら、委託化の推進に努めます。また、ICTの活用によるDXの推進に努めます。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、公共施設を大切に使用するとともに、施設の維持管理・運営に協力する。

6. 関連計画

- ・第3次定員管理計画（平成29年度～）
- ・城陽市公共施設等総合管理計画（平成29年度～令和8年度）
- ・明日の城陽づくりに向けた財政チャレンジ宣言

用語解説

*DX（デジタル・トランスフォーメーション）

ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

第2節 持続可能な財政運営を実現する

1. 現状と課題

① 本市の財政基盤は、他自治体と比べ企業が少ない住宅都市であることから、法人市民税や固定資産税などの市税収入が少なく、脆弱な財政基盤となっています。加えて、近年の少子高齢化の進行等により、歳入の根幹をなす市税収入が平成9年度をピークに大幅に減少しています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、ポストコロナ・アフターコロナに向けた歳出の増加が見込まれています。今後においては、さらに厳しい財政状況が続くと予想される中で、持続可能な財政運営ができるよう、依存財源から自主財源へのシフトをめざした強固な財政基盤を築き上げるため、これまで提供してきた市民サービスを維持向上する必要があり、徹底した経費の縮減や効果的な財源配分を行うとともに、中長期的な財政見通しに立ち、持続可能な財政運営が求められています。

② 新名神高速道路（大津～城陽間）の令和6年度開通という大きな好機を活かした、新たなまちづくりが重要であり、都市計画道路や東部丘陵地の整備、安心・安全な防災体制や福祉の確立など一時的に財政需要が増加する状況に対応する必要があります。これまでの改革を継続実施するとともに、まちづくりを支える財政基盤の確立に向けて、新たな視点から改革に取り組む必要があります。

③ 財政基盤を支えるため、公平で公正な課税を進めることはもちろん、収納率の向上にも取り組む必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、キャッシュレス収納の利用促進を図る必要があります。

2. めざすまちの姿

- ・持続可能な財政運営を実現することにより、健全経営で市民から信頼されるまちをめざします。
- ・市民をはじめとした納税義務者が口座振替しやすい環境を整えるとともに、口座振替の申込み方法や納付方法の拡大を推進します。
- ・課税客体を適正に把握し、公平で公正な課税を行います。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
プライマリーバランス*	元金償還額－地方債*発行額（いずれも特例債を除く）	千円	72,207	0以上
実質赤字比率*	一般会計の実質赤字額／標準財政規模*	%	—	基準を下回る比率
連結実質赤字比率*	連結実質赤字額／標準財政規模	%	—	基準を下回る比率

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
実質公債費比率*	{(地方債の元利償還金+準元利償還金)-(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} / {標準財政規模-(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}	%	9.4	基準を下回る比率
将来負担比率*	{将来負担額-(充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)} / {標準財政規模-(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}	%	105.2	基準を下回る比率
市税の収納率	納付額 / 課税額	%	97.4	97.6

4. 施策の展開

①財政基盤の確立・強化

これまでの行財政改革の継続実施に加え、「明日の城陽づくりに向けた財政チャレンジ宣言」に基づき新たな視点での行財政改革に取り組むとともに、「城陽市財政運営指針」に則り財政規律の確保に努め、まちづくりを支える財政基盤を確立・強化します。

②健全で効果的な財政運営

各種財政指標により、市全体に係る財政運営上の課題を正確に把握します。

行財政改革の取組や各種計画との連携を図り、健全で効果的な財政運営を行います。

③公平・公正な課税と収納

課税客体の適正な把握を行い、公平で公正な課税と収納を行います。

また、市政に関する積極的な情報提供などにより、市民の税に関する理解を深めるとともに、口座振替やスマートフォンアプリ収納等の多様な納付方法を用意し、納めやすい環境づくりに努めることにより、収納率の向上をめざします。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向け、非対面で納付ができるキャッシュレス収納の利用を促進します。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、税に関わる仕組みに関心を持ち、課税の内容を理解する。

6. 関連計画

- ・明日の城陽づくりに向けた財政チャレンジ宣言
- ・城陽市財政運営指針

*プライマリーバランス

臨時財政対策債等の地方財政法第5条の特例として認められる起債を除いた償還元金と市債発行額のバランスをいう。

*地方債

公共施設の建設など、市が一度に多額の出費を必要とする場合に認められる長期の借入金。一度に多額の出費を必要とする事業の財源確保を図るとともに、その返済を元利償還という形で長期間分割することにより、市の財政負担を平準化し、世代間の住民負担を公平にするという役割も果たしている。

*実質赤字比率

当該地方自治体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率。

*標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。臨時財政対策債の発行可能額についても含まれる。

*連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方自治体の全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率。

全ての会計の赤字と黒字を合算して、地方自治体全体としての赤字の程度を指標化し、地方自治体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標。

*実質公債費比率

当該地方自治体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標。

*将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標。

第3節 戦略的に行政経営を推進する

1. 現状と課題

- ① 深化・多様化する行政需要に適切に対応し、幹線交通網の発達をまちづくりの好機とするため、これまで以上に長期的展望に立った計画策定とポストコロナ社会を見据えた効果的・効率的な行政運営が必要です。
- ② 全国的には、平成27年度から令和元年度までの5年間で地方創生の取組や意識は根付いてきましたが、依然として出生数の減少と少子高齢化は深刻な状況にあります。市においても同様の傾向であるものの、新名神高速道路の開通という優位性を活かし、交流人口の増加に向けた礎を築いてきました。今後は、交流人口の増加を図るとともに、増加する交流人口を定住化に繋げ、「NEW城陽」の実現に向けて取組を加速する必要があります。
- ③ 地方自治体の枠を超えた課題や行政需要に対応するため、近隣市町村と協調した圏域単位の施策展開や、国や京都府との協調が必要となっています。

2. めざすまちの姿

- ・総合計画及び関連計画に基づいて、市、市民、市民団体、企業が協働し、計画的なまちづくりを推進します。
- ・地方創生の取組により、少子高齢化・人口減少社会の克服、地域振興を図ります。
- ・国や京都府、近隣市町村との連携や協力体制を確立することにより、地域の個性を生かした、魅力あるまちをめざします。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標
まちづくり指標の目標の達成率	目標達成したまちづくり指標数／総まちづくり指標数	%	36	100

4. 施策の展開

①総合的で計画的な行政運営の推進

長期的展望や施策相互の関連性を考慮し、ポストコロナ社会を見据えた総合的かつ計画的な行政運営を推進するとともに、社会情勢や地域課題の変化に柔軟に対応するため、定期的にその方向性を見直しながら、市民・地域・団体等の協働による計画的なまちづくりを推進します。

②地方創生の推進

少子高齢化・人口減少社会を克服するため、令和2年度からの第2次創生総合戦略では、「医・職・住・遊・学」を充実する“健康で質の高い生活を志向するまちづくり”を基本方針とし、交流人口の増加を図るとともに、増加する交流人口を定住化に繋げるための取組を進めます。

③広域行政の推進

近隣自治体それぞれの個性と特色を生かしながら、広域的に共通する課題の解決に向けて、広域行政の一層の充実に取り組むことにより、効率的で質の高い行政サービスを提供します。

また、総合計画において示したまちづくりの目標を実現するため、国や京都府、関係機関に対し、事業実施や施設整備に関する協力、支援を要請します。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、自助・共助・公助の考え方にに基づき、主体的に行政運営に参加する。

6. 関連計画

- ・第2次山背五里五里のまち 創生総合戦略（令和2年度～令和6年度）

附 属 资 料

基本構想

1. 城陽市の将来像

本市は、奈良と京都の2つの古都の中間に位置する“五里五里のさと”として、多くの古人（いにしえびと）が街道を行き交い、文化・交通の要衝として発展してきたという歴史を有しています。

一方で、新名神高速道路の全線開通に伴い、京阪神と中京圏の2大経済圏を結ぶ国土軸の一翼を担うこととなり、ヒト・モノの流れにおいて、かつてない大きな変化が起ころうとしています。

歴史性に富んだ“五里五里のさと”と未来に繋がる“国土軸の都市”が交わる立地特性を生かすことで、近畿地方の拠点地域として新たな交流を生み出すことが可能となります。

市内だけでなく市外からも多くの人々が訪れ、にぎわいと活力を生み出すとともに、市民が緑に包まれながら生き生きと暮らし、人の和の中で次代を担う人材が育まれることにより、「希望あふれる城陽」「誰もが輝いている城陽」の実現をめざします。

● ● ● 城陽市の将来像 ● ● ●

歴史と未来をつなぎ、人をはぐくむ緑のまち・城陽

<コンセプト>

「歴史」は、古墳時代の集落の発生から街道沿いの宿場町の形成、そして現代の住宅都市としての発展を表現したもの。

「未来」は、「歴史」の先につながるものとして、基幹交通網の整備を生かした新たなまちづくりを表現しています。また、地理的要因の象徴として、「歴史」には五里五里のさとの由来ともなる南北交通を、「未来」には新名神高速道路を始めとした東西交通の意も内包させています。

II. まちづくりの目標

1. まちづくりの目標

将来像の実現に向けて、次の4つのまちづくりの目標を設定します。

(1) “未来輝く”にぎわいと交流が生まれるまち〔産業、観光、交流〕

新名神高速道路の開通やJR奈良線の複線化等、基幹交通網の整備を好機とし、東部丘陵地を始めとする新たな産業集積に積極的に取り組むとともに、青谷梅林や史跡等の地域資源を活用した観光を推進し、地域ににぎわいがあふれ、新たな交流が生まれるまちをめざします。

(2) “^{いのち}生命輝く”安心とふれあいがひろがるまち〔福祉、健康、医療、消防、防災・防犯〕

少子高齢化社会の進行や自然災害の増加に対応するため、社会保障制度の円滑な運用や緊急時の広域連携の推進、地域での助け合い、多世代交流等による世代間の連携等、子どもから高齢者まで誰もが安心して生活でき、お互いに助け合い、ふれあいの感じられるまちをめざします。

(3) “笑顔輝く”愛着と創造力を育むまち〔教育、歴史・文化、スポーツ〕

本市で育つ子どもたちに、大人になってからも、新たな暮らしの場や子育ての場として住み続けてもらえるよう、歴史や文化を学び、生まれ育った大切なふるさととして地域の魅力に気づき、城陽市へ愛着を持ち、未来の担い手となるための創造力を育むまちをめざします。

(4) “^{くらし}生活輝く”自然と調和した快適なまち〔都市基盤、環境〕

大都市近郊で利便性の高い暮らしが実現できることに加え、身近な暮らしの中で緑や自然にふれあえる、安らぎある住環境が整っていることが本市の最大の魅力であることから、この魅力ある住環境を守り、その質を一層高めることで、ゆとりと身近な自然が感じられるまちをめざします。

2. まちづくりに向けた基本姿勢

まちづくりの目標を推進するための基本姿勢として、次の2つを位置づけます。

(1) まちの魅力発信・対話と協働でつくるまち〔広報・市民活動〕

市民ニーズが多様化する中で、地域の課題は地域の中で解決していくことの重要性が高まっていることから、市民が主体的に地域活動やまちづくりに参加する“城陽力”の発揮を後押しし、市民が主役となるまちをめざすとともに、性別や価値観に関係なく、誰もが輝き、活躍できるまちをめざします。

(2) 健全経営で市民から信頼されるまち〔行政経営〕

少子高齢化の進行や多様化する市民ニーズに的確に対応するため、限りある資源（人的資源、物的資源、財源等）を最大限に活用するとともに、施策相互の関連性を考慮し、最小の経費で最大の効果が得られるよう行政改革に取り組みます。また、笑顔で規律ある市役所づくりに努め、市民から信頼されるまちをめざします。

体系図	
まちづくりの目標	政策
(1) “未来輝く” にぎわいと交流が生まれるまち [産業、観光、交流]	①新名神高速道路の整備を促進する ②東部丘陵地の土地利用を促進する ③駅を中心としたまちづくりを推進する ④交通ネットワークの充実を推進する ⑤新たな雇用の創出を推進する ⑥商工業の育成を促進する ⑦農業の生産振興・基盤強化を推進する ⑧観光の多様化・広域化を推進する
(2) “ ^{いのち} 生命輝く” 安心とふれあいがひろがるまち [福祉、健康、医療、消防、防災・防犯]	①消防・救急体制の充実したまちをつくる ②災害や犯罪を防ぎ、安心して過ごせるまちをつくる ③地域の福祉を推進し、市民の自立を支援する ④障がいのある人が自立した生活を営む環境をつくる ⑤子育てしやすい環境づくりを推進する ⑥高齢者福祉を充実する ⑦市民の健康を守る
(3) “笑顔輝く” 愛着と創造力を育むまち [教育、歴史・文化、スポーツ]	①学校教育を充実する ②教育環境を充実し、健全な青少年を育成する ③生涯学習・社会教育を充実する ④文化芸術を振興する ⑤スポーツ・レクリエーションを振興する
(4) “ ^{くらし} 生活輝く” 自然と調和した快適なまち [都市基盤、環境]	①魅力的な住環境をつくる ②緑豊かなまちを実現する ③上下水道の適切な管理運営を図る ④安全で快適な道づくりを推進する ⑤交通安全対策を推進する ⑥浸水被害の軽減を図る ⑦環境を守り育てる ⑧ごみの減量と資源のリサイクルを推進する
(5) まちの魅力発信・対話と協働でつくるまち [広報・市民活動]	①市民参加と協働を推進する ②まちの魅力発信を推進する ③人権の尊重・女性の活躍を推進する ④都市間交流を推進する
(6) 健全経営で市民から信頼されるまち [行政経営]	①適正で効率的・効果的な行政運営を推進する ②持続可能な財政運営を実現する ③戦略的に行政経営を推進する

III. 人口・土地利用

1. 将来人口

本市の人口は、昭和40年代から50年代にかけて京都や大阪のベッドタウンとして急激に増加しましたが、その後は平成7年の85,398人をピークに減少に転じ、平成27年には76,869人となるなど、近年は減少傾向が続いています。

日本全体において東京一極集中の是正及び人口減少の克服を図るべく、地方創生の取り組みが進められており、本市においても平成27年12月に策定した城陽市総合戦略（山背五里五里のまち創生総合戦略）に基づき、まちの賑わいづくりや地域経済の活性化、子育てしやすい環境の整備等により定住人口の増加をめざしています。

地方創生の取り組みにより人口減少に歯止めをかけるとともに、本市のかねてよりの強みである大都市の通勤・通学圏に位置する立地要件や、緑豊かな生活環境、強固なコミュニティ等の地域資源を生かすことにより、次代の発展を担う礎を築くこととして、この計画の目標人口を75,000人と設定します。

2. 土地利用構想

本市は、京都・奈良の中間に位置し、JR、近鉄の鉄道網、京奈和自動車道、国道24号などの道路網により、広域的な交通条件に恵まれた地域となっています。また、新名神高速道路の整備が進められており、インターチェンジ、スマートインターチェンジの整備に合わせて、商業・工業・流通機能をはじめとする多様な都市機能を集積させることで、土地を有効に活用することが求められています。

また、本市には木津川や東部の丘陵地、田園などの豊富な自然環境や、古墳、遺跡など豊かな歴史的文化的遺産が数多く存在しており、これらの自然環境や歴史資源の保全を基本としつつ、本市の地域特性を生かした土地利用をめざします。

(1) 市街地エリア

①市街地ゾーン

豊かな自然環境や田園環境と調和した土地利用を推進することを基本とし、本市の住宅都市としての魅力をより一層高めるための良好な住環境を形成するとともに、利便性向上や活気にあふれた賑わいのある暮らしにつながる多様な都市機能の充実をめざします。

②商業・業務ゾーン

市内の6つの駅周辺においては、地域の拠点として日常生活に必要な都市機能の誘導を図ることとし、寺田駅周辺については、周辺土地の高度利用や道路整備を図り、商業、業務機能等の土地利用をめざします。

③産業ゾーン

既存の工業集積地や市南部の工業団地については、交通の利便性を生かすとともに、雇用機会の創出に向けて、周辺の環境に配慮した産業の集積をめざします。

また、新名神高速道路（仮称）城陽ジャンクション・インターチェンジ周辺においては、広域幹線道路の整備に伴い、国土軸が交差する交通の要衝となるため、その優れた立地条件を生かした工業・流通業務地の形成をめざします。

(2) 東部丘陵地エリア

東部丘陵地のまちづくりのテーマとして「新名神高速道路を生かした新たな魅力ある広域交流をめざすまち」、「活気あふれる環境共生のまち」を掲げています。新名神高速道路のインターチェンジやスマートインターチェンジの設置をはじめ、周辺府道や国道307号の拡幅、宇治木津線、東部丘陵線等の東部丘陵地周辺を取り巻く道路ネットワークの整備が進むことにより、今後、東部丘陵地の土地利用の需要が高まっていくと期待されています。本市の立地条件を最大限に生かし、本市のみならず京都府南部地域の活性化へとつながるような、新たな産業の創出・集積に向けたまちづくりをめざします。

(3) 農地・緑地エリア

① 農業ゾーン

大都市近郊という立地条件を生かし、優良農地などを保全・整備するとともに、集落環境の向上をめざします。

② 森林・公園緑地ゾーン

自然保護、水源かん養、地球温暖化対策、防災などの観点から、森林の保全を基本とし、ゆとりある緑地環境の形成をめざします。

また、鴻ノ巣山や鴻ノ巣山運動公園（総合運動公園）、城陽五里五里の丘（木津川運動公園）、サンガタウン城陽、ゴルフ場などが所在していることから、緑に囲まれたスポーツ・レクリエーションの拠点地域の形成をめざします。

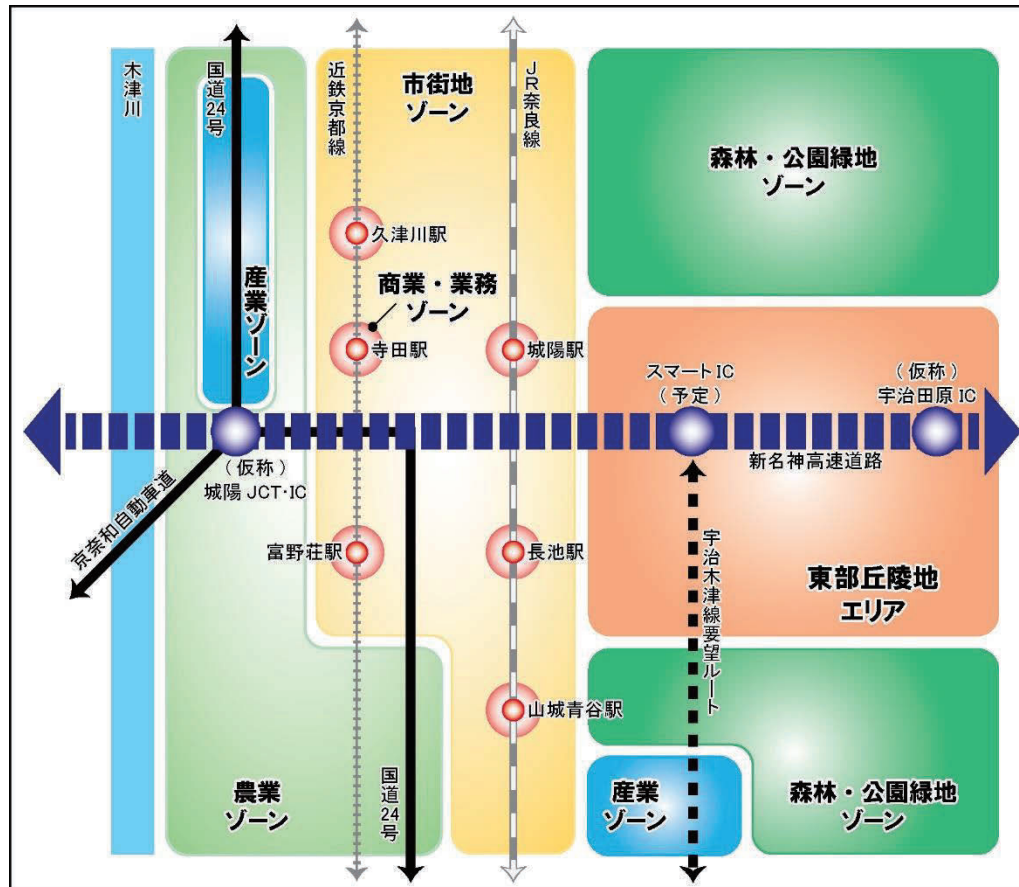


図 土地利用ゾーニング

IV. 政策大綱

(1) “未来輝く”にぎわいと交流が生まれるまち〔産業、観光、交流〕

①新名神高速道路の整備を促進する

新名神高速道路の全線供用により、他府県へのアクセス性が高まり、利便性が向上します。また、新名神高速道路の利便性を生かし、新市街地や東部丘陵地等、これらのまちづくりを進めることにより、産業の活性化や雇用の創出等、地域の活性化を図ります。

②東部丘陵地の土地利用を促進する

スマートインターチェンジや都市計画道路東部丘陵線等の新たな道路ネットワークの構築により、広域交通に係る利便性の向上を推進します。

また、東部丘陵地長池及び青谷地区に広域交通の利便性を生かした企業が進出することにより、市の新たな産業拠点の創出、産業及び地域経済の活性化、雇用の創出に加え、京都府南部地域の活性化を図ります。

③駅を中心としたまちづくりを推進する

地域住民との協働による寺田駅周辺、長池駅周辺及び山城青谷駅周辺の整備により、新名神高速道路を生かして進出する新たな企業等の最寄り駅としての機能を確保するとともに、地域の顔となる特色のある市街地の形成をめざします。

また、市内各駅において、駅に通じる道路整備や駅利用者の安全性・利便性を向上させ、駅周辺の良好な交通環境の形成を図ります。

計画期間中に進む大規模事業に伴い大きく変わる人の流れにより、駅の重要性も増してくることとなります。そして、多くの駅の利用者が消費活動等を通じ、地域経済の活性化により寄与する仕組みづくりをめざします。

④交通ネットワークの充実を推進する

JR奈良線の複線化や近鉄寺田駅の急行停車による便数の増加や高速化などにより、鉄道を利用しやすいまちをめざします。

また、高齢者や障がいのある方が路線バスなどの公共交通を利用しやすくなることにより、健康で生きがいの持てる生活の実現と環境にやさしい持続可能な交通の実現をめざします。

さらに、エレベーターの設置などのバリアフリー化により、誰もが安心して利用できる鉄道駅の実現をめざします。

⑤新たな雇用の創出を推進する

企業誘致により働く場所が生まれ、職住近接により地域が活性化するだけでなく、仕事と生活のバランスが取れたまちをめざします。そして企業活動の活性化により、地域経済の底上げに大きく寄与する仕組みづくりを進めます。

⑥商工業の育成を促進する

地域中核企業の育成と市内中小企業の底上げにより、域外からの収入の増加と地域経済の循環を促進し、まちやひとに資金が行き渡ること、豊かな市民生活を実現します。

また、新名神高速道路の全線開通などの交通インフラ整備により、市内企業の商圏の飛躍的な拡大を図り、商工業の活性化をめざします。

加えて、魅力ある商品を作り、育て、そしてその商品を目的に人を呼び込む流れを作ることで、その相乗効果も含めて地域経済に寄与するブランドづくりをめざします。

⑦農業の生産振興・基盤強化を推進する

城陽の特産品である、梅、茶、イチジク、カンショ、湧水花きの生産振興を図り、農業経営の安定を図ります。

生産基盤の強化のため、農業者、土地改良区と連携し、基盤整備に取り組みます。

農地の大規模化を図ることにより、農業の担い手に農地を集約し、経営の安定を図ります。

6次産業化、地産地消のため、直売施設を充実し、農業の多角経営を図ります。

⑧観光の多様化・広域化を推進する

観光資源の積極的な活用に取り組むとともに、新名神高速道路やJR奈良線複線化といった新たなインフラ整備を生かした観光拠点の整備を図り、交流人口の増加を図ります。

また、魅力ある観光資源や商品を作り、ブラッシュアップすることで、人が人を呼び、リピーターの多いまちをめざします。

さらに、新名神高速道路のインターチェンジに近い市のランドマークである文化パーク城陽へのアクセスの向上を図り、より多くの人々が文化パーク城陽を訪れる仕組みづくりをめざします。

(2) “^{いのち}生命輝く”安心とふれあいがひろがるまち 【福祉、健康、医療、消防、防災・防犯】

①消防・救急体制の充実したまちをつくる

市民が安心して生活できる消防体制の充実したまちをめざします。

②災害や犯罪を防ぎ、安心して過ごせるまちをつくる

市民、事業者、関係機関、行政が連携して防災体制を強化することにより、災害による被害を最小限に食い止められるよう取り組みを進めます。

市民、事業者、関係機関、行政との連携により、武力攻撃事態や緊急対処事態に備えた体制の確立をめざします。

市民、警察、関係機関、行政が一体となって防犯の取り組みを進めていくことにより、市民が安心して暮らせるまちをめざします。

消費者自らが、安心して安全で豊かな消費生活を営むことができるまちをめざします。

③地域の福祉を推進し、市民の自立を支援する

自助・共助・公助により生活課題等を解決することで、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちを実現します。

また、被保護世帯などに対する必要な生活支援を行うことにより、健康で文化的な生活水準を維持しつつ世帯の自立助長をめざします。

④障がいのある人が自立した生活を営む環境をつくる

市民の障がいに対する理解が進むとともに、障がい福祉サービス提供事業所の設置が円滑に進むよう取り組みます。

また、障がい者虐待案件が発生した際に、より迅速な対応を図ります。

さらに、障がい者の工賃が上昇することにより収入が増加し、自立を助長するよう取り組みます。

⑤子育てしやすい環境づくりを推進する

地域全体で子育てを支援する体制づくりを進め、ひとり親家庭を含めた子育て世帯の孤立を防ぎます。

また、保育所及び学童保育所の待機児童ゼロ維持に係る取り組みや、多様な保育サービスの提供により、仕事と子育ての両立支援を図ります。

さらに、東部丘陵地等の整備による雇用増が見込まれることから、子育てしやすい環境整備を進めることで、子育て世帯の定住化をめざします。

⑥高齢者福祉を充実する

介護施設を整備することにより、適正な介護サービスが受けられるようにします。

また、地域包括ケアを実現することにより、いつまでも住み慣れた地域で高齢者が自立した生活を営めるようにします。

さらに、老人福祉センターや高齢者クラブ等における活動を支援することにより、生きがいつくりや社会参加活動を推進します。

⑦市民の健康を守る

定期的に健（検）診を受けて自分の健康状態を把握できる環境づくりに努めます。

また、自分の体の状態に応じた生活習慣の改善等、健康づくりを支援します。

加えて、医療制度の適正な運用により、誰もが安心して医療を受けられるよう取り組みます。

(3) “笑顔輝く”愛着と創造力を育むまち〔教育、歴史・文化、スポーツ〕

①学校教育を充実する

幼稚園・学校・家庭・地域社会が連携し、地域の子どもたちが周囲の人々の愛情や信頼、期待等に「包み込まれているという感覚」を実感できるようにします。

また、確かな学力（知）、豊かな人間性（徳）、たくましい心身（体）の調和がとれた子どもを育てます。

②教育環境を充実し、健全な青少年を育成する

児童・生徒が安心して生活できるまちづくりを行います。

児童・生徒が快適に学べる教育環境を整備します。

青少年を地域全体で見守り、その成長を支援する社会をめざします。

青少年がたくましく生きる力や命の大切さを学ぶ遊びや体験などの場を充実します。

給食を生きた教材として活用し、地域の自然、食文化、産業等についての理解を深めるとともに、地元野菜の利用促進により地産地消をめざします。

③生涯学習・社会教育を充実する

生涯を通じて市民が自らの多様な学習意欲を充たすため、市民自らの生活の向上・充実に向け積極的に学習に取り組める機会や場を提供します。

また、個人や地域の力により、より良い地域社会となることをめざし、地域全体で子どもの教育を行います。

④文化芸術を振興する

文化財を保存・継承することにより、市民がふるさとに対する誇りと愛着心をもてるまちをめざします。

また、市民との協働で、文化財、文化芸術を自然・文化・産業とともに地域資源として活用し、新名神高速道路の開通やJR奈良線の複線化、東部丘陵地の整備などにより増加が見込まれる交流人口を市内に呼び込み、にぎわいと活力のあるまちをめざします。

さらに、エコミュージアム中核施設・文化財の調査研究施設である歴史民俗資料館を充実し、ふるさとの地域資源を次世代に伝承していくまちをめざします。

⑤スポーツ・レクリエーションを振興する

市民一人ひとりが主体的、日常的に、城陽市総合運動公園などのスポーツ・レクリエーション施設を活用しながら健康づくりに取り組みます。

また、あらゆる世代の市民が、性別や障がいの有無に関わりなく、健康でいきいきと生きがいをもって暮らせる社会づくりをめざします。

さらに、各種スポーツにおいて本市出身の選手が活躍することを支援するなど、スポーツのまち城陽としてまちの活性化をめざします。

加えて、市民が京都サンガF.C.の選手と交流し、サンガのホームタウンとしてまちの活性化をめざします。

(4) “生活輝く”自然と調和した快適なまち〔都市基盤、環境〕

①魅力的な住環境をつくる

将来的な市民ニーズに沿った、市としての土地利用構想に合わせて規制・誘導を行うことにより、安全で快適な住環境の形成を図ります。

また、屋外広告物の適正な規制・誘導により、秩序ある良好な市街地景観を創出します。

さらに、開発事業者に対して「城陽市開発指導要綱」に基づく協議を行い、良好な都市環境の形成を推進します。

②緑豊かなまちを実現する

受け継がれてきた緑を守り、次世代へと継承するまちをめざします。

市民が緑化に取り組み、まちに花と緑を拡げます。

緑を生かした安全・安心なまちをめざします。

市民生活、生態系を考慮した水と緑のネットワークを形成します。

協働して緑化を進めるまちをめざします。

③上下水道の適切な管理運営を図る

安心安全な水道水の供給などの給水サービスを継続・持続します。

水道施設の維持管理を着実に実施します。

適正な水道料金を基に、健全な水道事業を経営します。

下水道管の維持管理・更新等を着実に実施します。

適正な下水道使用料を基に、健全な公共下水道事業を経営します。

④安全で快適な道づくりを推進する

市内道路網整備により、交通の分散が図られ交通渋滞の緩和や円滑な交通の確保をめざします。

また、住民ニーズの視点に立ち、安心安全なみちづくりや適切な維持管理を実施することにより、安全で快適な人にやさしい道を整備します。

⑤交通安全対策を推進する

歩車道分離を基本とした道路改良や交通安全施設の整備の取り組みなどにより、交通の安全確保をめざします。

また、市、警察、学校、関係民間団体および家庭が互いに連携を取りながら、交通安全意識の向上に努めます。

さらに、交通事故や違法駐車、放置自転車を無くすことにより、市民が通行しやすい安全な交通環境の形成をめざします。

⑥浸水被害の軽減を図る

総合排水計画に基づく河川等の早期改修・整備促進により、浸水被害を軽減します。

また、浸水被害の軽減、適正な水辺空間の維持管理により、安らぎのある住環境を形成します。

⑦環境を守り育てる

市民協働による全市的な環境保全活動により、自然と調和した快適なまちづくりを進めます。

また、環境汚染把握のための各種測定や、環境監視パトロールの実施等により、良好な生活環境を保全します。

加えて、豊富で良質な地下水を、市民共有の財産として保全します。

⑧ごみの減量と資源のリサイクルを推進する

市、市民、事業者がごみ減量・資源化意識の向上により、各主体の役割を果たすことで、ごみ処理によるCO₂排出量を抑制するとともに、循環型社会の実現をめざします。

(5) まちの魅力発信・対話と協働でつくるまち〔広報・市民活動〕

①市民参加と協働を推進する

市民と行政がそれぞれの特性を生かして、協働によるまちづくりを進めます。

市民が主体的に地域活動やまちづくりに参加する“城陽力”の発揮を後押しし、市民が主役となるまちをめざします。

自治会の自主性を尊重しながらその活動を支援することにより、自治会の活性化を図り、地域コミュニティの連携を深めます。

コミュニティセンターにおいて、地域の特徴を生かした活動を展開することにより、地域住民の交流を活性化します。

②まちの魅力発信を推進する

市全体で多様な広報メディアなどを効果的に活用して情報発信を進めることにより、市内外の人に市の魅力を広めます。

また、広聴事業の充実により、市民の多様なニーズや様々な地域課題を的確に把握し、市政への反映に努めます。

さらに、個人情報保護制度を適正に運用し、行政が保有する個人情報の適正な取扱いを徹底するとともに、行政のみならず企業、団体、地域なども含め、個人の権利、利益の保護を図ります。

加えて、市の保有する行政情報について、積極的な公開や資料提供を進め、行政運営の透明性の向上を図ります。

③人権の尊重・女性の活躍を推進する

学校、地域社会、家庭、職場などのあらゆる場や機会を通じて人権教育・啓発活動を推進することにより、すべての人の基本的人権の尊重と人権という普遍的文化の構築をめざします。

また、すべての市民が性別に関わりなく個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる分野に参画する機会が保障され、責任を分かち合える男女共同参画社会の実現をめざします。

④都市間交流を推進する

国際交流では、諸外国との交流を促進することにより、友好親善と相互理解を深め、市民の豊かな国際性を育てる環境づくりを行うことで、世界の恒久平和に寄与することをめざします。

また、国内交流では、様々な分野で相互の理解と交流を深めることで、自分の住む都市の魅力を再発見する契機となり、活力あるまちづくりに繋がることをめざします。

さらに、平和都市宣言の精神に基づき、市民とともに世界の恒久平和への啓発を推進することにより、人類共通の願いである平和な社会の実現をめざします。

(6) 健全経営で市民から信頼されるまち〔行政経営〕

①適正で効率的・効果的な行政運営を推進する

適正な定員管理を進めるとともに、市民から信頼される市政運営を担える人材づくりを行います。公共施設等の老朽化及び利用者ニーズの変遷に適切に対応し、安心・安全な施設運営を推進します。また、公有財産などの管理に関して、経営的な視点をもって効率的、効果的な財産管理を行います。

透明性、公正・公平性を図った入札契約制度を維持します。

適正で効率的・効果的な行政運営を推進することにより、健全経営で市民から信頼されるまちをめざします。

②持続可能な財政運営を実現する

持続可能な財政運営を実現することにより、健全経営で市民から信頼されるまちをめざします。

また、市民をはじめとした納税義務者が口座振替しやすい環境を整えるとともに、口座振替の申込み方法や納付方法の拡大を推進します。

さらに、課税客体を適正に把握し、公平で公正な課税を行います。

③戦略的に行政経営を推進する

総合計画及び関連計画に基づいて、市、市民、市民団体、企業が協働し、計画的なまちづくりを推進します。

また、地方創生の取り組みにより、少子高齢化・人口減少社会の克服、地域振興を図ります。

さらに、国や京都府、近隣市町村との連携や協力体制を確立することにより、地域の個性を生かした、魅力あるまちをめざします。

第4次 城陽市総合計画 後期基本計画

令和4年（2022年）3月策定

令和4年（2022年）9月発行

京都府城陽市 企画管理部 政策企画課 発行

〒610-0195 京都府城陽市寺田東ノ口16番地、17番地

TEL : 0774-52-1111 (代表)

URL : <http://www.city.joyo.kyoto.jp/>

○表紙のデザインについて

表紙のデザインは、本市と連携協力に関する協定を締結している京都芸術デザイン専門学校の生徒の作品の中から、岡村優依さんの作品を採用しました。

左下に「過去」「古風な考え方」を表す「レトロ柄」、右上に「未来」「新しい考え方」を表す「モダン柄」を配置し、過去から未来へ右肩上がりに大きく飛躍する様子や、古風な考え方と新しい考え方が融合する様子を表現しており、梅・花しょうぶ・金銀糸をモチーフにした柄を使用するなど、本市の特色を活かしたデザインとなっています。



城陽市